

第5次八幡市総合計画後期基本計画
(最終案)

序論

I. 総合計画の位置づけ

1. 策定の背景

(1) 総合計画の策定とまちづくりの推進

本市では、まちづくりを総合的、計画的に行っていくために、これまで4次にわたって、まちづくりの指針となる総合計画を策定してきました。

これまでの策定経過をみますと、昭和 52 (1977) 年 11 月に市制に移行し、これを契機に、昭和 53 (1978) 年 3 月、「都市としての基盤づくりの指針」として、初めての総合計画となる「第 1 次八幡市基本構想」を策定しました。10 年後の昭和 62 (1987) 年 12 月には、「都市としての成長の指針」として「第 2 次八幡市基本構想」を、平成 8 (1996) 年 12 月には、「都市としての個性と魅力づくりの指針」となる「第 3 次八幡市総合計画」を策定しました。そして、平成 19 (2007) 年 3 月には、「まちづくりの基本指針」であるとともに、「市民と行政の協働の指針」となる「第 4 次八幡市総合計画」を策定し、「自然と歴史文化が調和し人が輝くやすらぎの生活都市」をめざし、様々な施策を実施してきました。

(2) まちづくりを取り巻く社会経済環境の変化

平成 19 (2007) 年の第 4 次八幡市総合計画策定以降、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来、雇用環境の変化、循環型社会の実現に向けた取組の進展、NPO の増加と市民参画型社会の到来、地方分権の進展など、まちづくりを取り巻く社会経済環境は大きく変化しました。

市域においては、第二京阪道路、京都第二外環状道路、新名神高速道路といった広域幹線道路の供用開始により、交通の要衝として工業団地への企業の進出が図られ、また、松花堂周辺、流れ橋周辺等の交流拠点の整備等により、市内外の交流人口が増大しています。一方で、第 1 次基本構想策定前後に急速に整備された都市基盤の老朽化や、男山団地の開発期に急増した人口の高齢化、出生率の低下や都市の成熟による転入者の減少に伴う人口減少などの影響により、市の財政状況は、引き続き厳しい状況が続いています。人口減少は、本市のみならず全国的な現象であり、東京一極集中に伴う社会減少と、出生率の低迷に伴う自然減少を食い止めるため、平成 26 (2014) 年にまち・ひと・しごと創生法が制定され、市では平成 28 (2016) 年に八幡市人口ビジョン及び八幡市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。

第 5 次八幡市総合計画は、以上の経緯を踏まえて平成 30 (2018) 年に策定されたものです。

2. 計画の位置づけ

平成 23 (2011) 年の地方自治法の改正に伴い、基本構想の策定義務はなくなりましたが、平成 28 (2016) 年 6 月、八幡市総合計画策定条例を制定し、総合計画を、市政の「総合的かつ計画的な運営を図るためのまちづくりの指針」として位置づけ、議会で議決された基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定することとしました。

総合計画に基づき、全ての施策を総合的、計画的に展開していくこととなり、個別計画の策定の際には総合計画が参照され、個別分野間の調整の際にも立ち戻るべき基本指針となります。

また、国や京都府、近隣市町村、広域行政組織が、本市にかかわる計画を策定したり、事業を実施したりするにあたって、尊重すべき指針となります。

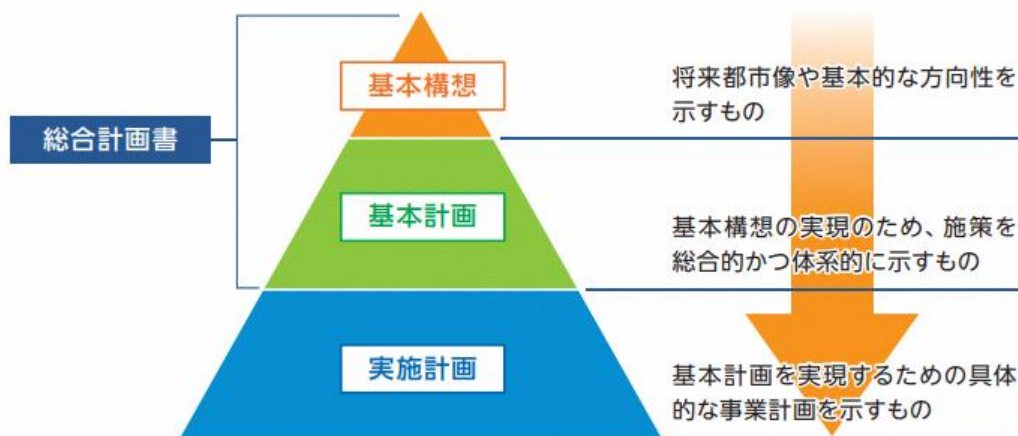
3. 計画の構成と計画期間

(1) 計画の構成

① 全体の構成

第 5 次八幡市総合計画は、基本構想及び基本計画によって構成します。

図表 I-1 総合計画の構成



② 基本構想

本市のめざす将来都市像を示すとともに、まちづくりの進め方や基本目標、都市空間形成の方針など、長期的な視点による将来都市像の実現に向けた施策の基本的な方向性を明らかにするもので、基本計画及び実施計画の基礎となるものです。

みんなで創って好きになる
健やかで心豊かに暮らせるまち

～住んでよし、訪れてよし

Smart Wellness City, Smart Welcoming City Yawata～

③ 基本計画

基本構想に掲げる将来都市像を実現するために、施策を総合的かつ体系的に示す市政の基本的な計画となるものです。

④ 実施計画

本計画書とは別に、基本計画を実現するための具体的な事業計画であり、事業規模や実施年度を示し、各年度の予算編成や事務事業執行の具体的な指針となるものです。

(2) 計画の期間

計画期間について、長期的なまちづくりの基本指針である基本構想については、平成 30 (2018) 年度から令和 9 (2027) 年度までの 10 年間としています。基本構想実現のための施策や主要事業を示す基本計画については、平成 30 (2018) 年度から令和 4 (2022) 年度までの 5 年間で前期基本計画とし、令和 5 (2023) 年度から令和 9 (2027) 年度までの 5 年間で後期基本計画とします。また、実施計画については 3 年計画とし、1 年を経過するごとに見直しを行います。

(3) 後期基本計画のポイント

このたび、前期基本計画策定から 5 年が経過したことを踏まえ、これまでの取組や社会情勢の変化、市民意識の変化などを踏まえた中間見直しを行ったうえで、後期基本計画の策定を行いました。見直しのポイントは以下の通りです。

① 目標の継承と方策の見直し

後期基本計画は、総合計画の「中間見直し」であり、総合計画の基本構想において示されたまちづくりの将来像や基本目標は変わりません。前期基本計画で示された政策の体系は、そのような中長期的な目標を見据えたものとなっています。そのため、後期基本計画においても、基本目標や各節の「めざす姿」は前期基本計画のものを継承しています。その上で、めざす姿を実現するための方策としての施策や主な取組などを、社会経済情勢の変化等を踏まえて適宜見直しを行っています。

② 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響

令和 2 (2020) 年以降、世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症は、本市においても市民生活や市政に大きな影響をもたらしました。コロナ禍によって前期基本計画において想定していた取組が十分に実施できなかつたり、逆に想定していなかった取組を実施する必要に迫られたりといった事態が生じました。後期基本計画においては、これらの状況を踏まえた見直しを行っています。

③ SDGs の反映

平成 27 (2015) 年 9 月の国連総会において採択された、持続可能な開発目標 (以下、「SDGs」) は、国において政府一体となって取組を進める目標となっており、地方自治体においても、この目標を意識した計画づくりが広まっています。SDGs で示されている事項は、既に本市において取組が進められてきたものも多くありますが、後期基本計画の策定において、本市における取組と SDGs との関係性を改めて確認し、総合計画の推進を通じて SDGs の達成に近づけることを意識しています。

II. 八幡市の現況

1. 人口 ―人口減少社会の到来と少子高齢化社会の進行―

本市は、昭和 52（1977）年 11 月 1 日に人口 57,795 人で府内 11 番目の市として発足しました。

市制施行前後の人口の状況をみると、昭和 50（1975）年から昭和 55（1980）年には 36.6%、昭和 55（1980）年から昭和 60（1985）年には 12.2%の増加をみましたが、昭和 60（1985）年から平成 2（1990）年では増加は 4.8%となり、平成 5（1993）年に 7 万 6 千人を超えたのを境に平成 13（2001）年まで減少傾向が続きました。その後、平成 23（2011）年までの微増傾向の時期を経て、人口は減少の局面に入り、令和 2（2020）年には約 7 万人となっています。

人口の増減の大きな要因は、男山団地を中心とした男山地域の人口にあり、昭和 50（1975）年から昭和 55（1980）年には 60.4%の増加であったものが、昭和 55（1980）年から昭和 60（1985）年には 3.3%となり、この頃に当該地域人口が最大となりました。しばらく 2 万 8 千人台を推移しましたが、その後減少傾向にあり、平成 22（2010）年には 2 万 3 千人を下回りました。なお、市全体の人口は、近年は美濃山・欽明台地域において住宅地の整備が進んだことにより微増したこともありましたが、平成 21（2009）年から転出超過の傾向となるとともに、平成 24（2012）年からは、出生数が死亡数を下回る自然減少も始まるなど、本格的な人口減少局面に突入しています。

年齢構成でみると、市制施行後の昭和 55（1980）年には男山団地を中心に若い世帯が増加し、年少人口（14 歳以下）が 30.5%、生産年齢人口（15～64 歳）が 64.5%、老年人口（65 歳以上）が 5.0%でしたが、それぞれ平成 2（1990）年には 21.8%、71.0%、7.2%、平成 12（2000）年には 14.3%、72.7%、13.0%となっており、令和 2（2020）年には、その男山地域の高齢化の進展などが影響し、11.7%、56.8%、31.5%と少子高齢化が進行しています。

2. 産業

平成 28（2016）年の経済センサス―活動調査によると、八幡市内に立地する事業所で働く人の数を産業大分類別にみた場合、卸売業、小売業が最も多く、次いで製造業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業の順となっています。他方で、全国の平均的な産業構造と比較した特化係数でみると、運輸業・郵便業が 2.92 と高くなっています。

また、令和 2（2020）年の国勢調査によると、八幡市の就業者数は約 29,000 人で、産業別に見ると、第 1 次産業、第 2 次産業、第 3 次産業で働く人の割合はそれぞれ 2.0%、22.8%、69.8%となっています。今後は、高齢化に伴って医療・福祉分野で働く人が増えるとともに、広域幹線道路の整備を背景に運輸業など物流関係で働く人も増加すると考えられ、第 3 次産業で働く人の割合は今後も上昇することが見込まれます。

3. 財政

本市は、市制施行後、計画人口 10 万人を見据えたまちづくりを展開するために、施設整備及び人的配置を行ってきました。しかし、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来により、昭和 59（1984）年以来 7 万人台を維持してきた人口が、令和 3 年に入って 7 万人を下回るようになるなど減少傾向が続いている中、地方分権の推進等による市としての役割の拡大に対応しつつ、複雑・多様化する行政課題に対処する必要があります。

こうした中、本市では、義務的経費の増加と税収入の減少が同時進行しており、財政構造が硬直化しています。今後、生産年齢人口の減少に伴う市税収入の減少が見込まれる一方で、高齢化に伴う社会保障関係経費の増加や、市庁舎の建替、公共施設の老朽化対策等で多額の財政需要が見込まれ、財政運営上の大きな課題となっています。

このため、持続可能な行財政運営の確立を目指し、行財政改革を継続的に実施しており、令和 5（2023）年度からは第 8 次行財政改革実施計画がスタートします。

III. 社会経済環境の動向

1. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大と「新しい生活様式」

令和元（2019）年12月に中国で最初の症例が確認され、全世界に拡大した新型コロナウイルス感染症は、わが国においても感染が急拡大し、経済や社会活動に深刻な影響を及ぼしました。令和2（2020）年4月の最初の緊急事態宣言が出されて以来、「まん延防止等重点措置」を含めて、再三にわたって人々の行動や経済活動を大幅に制限する対策が講じられました。社会経済活動の制限に伴い、景気の低迷や失業者の増加といった問題のほか、人々の交流機会が激減したことによって、自治会活動の縮小による地域コミュニティの希薄化の進行や高齢世帯の孤立、臨時休業や学校行事の制限に伴う教育への影響等、様々な分野において影響が及んでいます。

他方で、感染症の拡大を背景に、キャッシュレス決済等の非接触・非対面のサービスが急速に広まってきており、テレワークやワーケーション等の新たな働き方といった三密を避けるいわゆる「新しい生活様式」が定着しつつあります。さらには、デジタル技術の普及が進むなど、人々のライフスタイルにも変化が見られ、今後もこうした傾向が続くと見込まれます。これを受け、行政も住民の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化をはかるため、ペーパーレス化やオンライン上で完結できる行政手続きの拡大といったデジタル化の推進が求められています。

2. 人口減少と少子高齢化の進行

わが国の総人口は、平成22（2010）年をピークに減少に転じ、平成27（2015）年国勢調査人口を基準とした人口推計では、令和37（2055）年には1億人を下回ることが予測されています。また、年少人口（0～14歳）の割合は、長期にわたって一貫して低下していることから、少子高齢化や生産年齢人口の減少が見込まれています。

その一方で、高齢者の割合は増加の一途を辿っており、65歳以上の人口は令和2（2020）年に28.7%に達するなど超高齢社会へと突入しています。

今後は、労働力人口の減少や経済活動の縮小、税収の減少、医療・年金・介護といった社会保障費の増大に伴い、地方自治体の財政運営がさらに厳しくなるなど、市民生活全般への影響が懸念されています。

3. 東京一極集中と地方創生

人口の東京圏への転入超過は、わが国が高度成長期に入った1950年代以降、ほぼ一貫して続いており、1990年代には転入超過数が地方圏と東京圏で一時的に逆転したものの、以降は再び東京圏への転入超過が続いています。

人口の一極集中により、地方圏では高齢化の進行や、経済活動や地域活動の担い手の不足が深刻化しており、また、税収が減少する一方で社会保障関連の支出が増加するなど、厳しい財政状況が続いています。こうした中、国は「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、東京一極集中の是正や地方圏における持続可能なまちづくりを促進する施策に取り組んでいます。

また、新型コロナウイルスの感染拡大以降、地方への移住に関する関心の高まりとともにテレワークを機に人の流れに変化の兆しがみられるなど、国民の意識・行動に変化が生じており、各地方公共団体では、関係人口の創出・拡大等に向けた取組が活発化しています。

4. 産業や雇用を取り巻く環境変化

前期基本計画策定時は、継続的な金融緩和政策や訪日外国人の増加に伴う消費や投資の活発化を背景に、日本の経済情勢は比較的好調とみられていました。しかし、消費税の増税や新型コロナウイルス感染症の拡大により、再び景気は後退局面に入り、ロシアによるウクライナ侵攻や原油などのエネルギー価格の上昇に伴う物価高騰や円安の進展により、さらなる景気悪化の懸念が高まっています。

また、生産年齢人口が減少する中で、今後人手不足が経済成長の制約になることが懸念されており、働く意欲がある人の労働参画や労働生産性の向上が必要とされています。こうした中、女性や高齢者などこれまで就業率が低かった層が注目されており、国もこうした層の就労促進のための取組を行っています。他方で、新型コロナウイルス感染症の流行により、時間や場所によらない柔軟な働き方や多様な就業スタイルが増えてきており、このような動向は今後も拡大していくことが予想されています。

5. 安心・安全への備え

我が国は、地形、地質、気候などの自然的条件から、地震、津波、台風による災害が発生しやすい国土となっており、近年大規模な地震や大規模な豪雨災害が頻発しています。将来においても東南海・南海地域における巨大地震の発生が懸念されています。

このような中、災害への備えとして、河川・上下水道等のハード面の対策に加えて、ICTの活用による防災対策の取組推進や、対策・訓練等における関係機関等との連携の強化等のソフト面の対策強化が求められています。さらに、自主防災組織や消防団の人材確保・育成、地域におけるマップやマニュアルの作成、避難行動要支援者支援等を進め、「自助」「共助」「公助」のバランスを取りながら、地域全体で防災力を高めていくことが必要です。

また、防犯や交通安全に関しては、近年、高齢者が関係する交通事故や犯罪が増加しています。今後、高齢者の増加が見込まれていることも踏まえ、このように、高齢者が被害者にも加害者にもならないような対策を講じていくことが求められます。

6. 持続可能な社会の実現に向けた取組の推進

気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択された「パリ協定」により、各国に温室効果ガス排出削減に向けた自主的な取組が求められる中、我が国では、省エネルギーや再生可能エネルギーの拡大を進めてきました。令和2（2020）年10月には「2050年カーボンニュートラル宣言」を表明され、令和32（2050）年までにわが国全体として温室効果ガスの実質的排出量をゼロにすること目標が掲げられました。この表明を

受けて、全国の地方自治体でも脱炭素化に向けた動きがみられるようになり、「ゼロカーボンシティ」などの取組が広がっています。

また、平成 27 (2015) 年 9 月の国連総会において、持続可能な開発目標「SDGs」が採択されました。SDGs は、「誰ひとり取り残さない」世の中を作っていくことが重要であるとされており、経済・社会・環境の 3 つの側面のバランスが取れた社会を目指す目標として、全ての国連加盟国、地域で取り組むべきものとなっています。

我が国でも、政府一体となった取組を進めるため、平成 28 (2016) 年 5 月に持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部が設置され、政府の SDGs 達成に向けた取組の実施やモニタリングを行なっています。また、地方創生の分野においては、平成 30 (2018) 年 6 月に地方公共団体による SDGs の達成に向けた優れた取組を提案する 29 都市を「SDGs 未来都市」として選定し、成功事例の普及発展を図っています。

7. 価値観やライフスタイルの多様化

近年、晩婚化、非婚化など結婚や家族構成の変化に加え、女性の社会進出に伴い、共働き世帯が増加するなどライフスタイルの多様化がみられます。また、フルタイム、パートタイム、正規雇用、非正規雇用、定年後の嘱託雇用など、ワークスタイルの多様化も進んでおり、様々な選択肢が担保された上で、あらゆるニーズに対応する制度や、それを認め合う意識の醸成などが求められています。

加えて、性的マイノリティの権利の獲得や保護に関する機運が高まっており、例えば、地方自治体では同性間でパートナーシップの関係にあることを行政が証明し、官民が提供するサービスの一部で配偶者と同等の権利が付与される「パートナーシップ制度」を導入する事例も増加しています。

また、平成 31 (2019) 年 4 月に施行された働き方改革関連法では、長時間労働の是正や、多様で柔軟な働き方の実現を目指した制度の見直しが行われ、罰則付きの時間外労働の上限規制や、年次有給休暇の取得義務が盛り込まれました。さらに、令和 3 (2021) 年 6 月に育児介護休業法が改正され、男性の育児休業取得に向けた取組が進められており、性別を問わず育児休業が取得しやすい環境が整うことによって、子育て世帯のワーク・ライフ・バランスが向上することが期待されています。

IV. 八幡市の主要課題

主要課題 1

核家族化、高齢化、働き方の多様化、障がいのあるなしにかかわらず、様々な背景やライフスタイルで暮らす人がいる中で、互いに支え合い共生できる地域づくり

わたしたちが生活する地域は、核家族化や高齢化、単身者の増加といった家族形態の多様化とともに、雇用形態をはじめ、仕事と家庭生活の調和や両立に向けた働き方の多様化の中で、様々な背景やライフスタイルで暮らす人々があります。また、企業の人手不足を背景として、外国人材を受け入れる企業は増加傾向であり、今後も外国人労働者が増加していくことが見込まれます。このため、これまで以上に、市民レベルでの国際交流や多文化理解を深めることが必要です。多様な背景の下で暮らす人々が、困ったことがあれば互いに助け合い、共に安心して暮らせる地域づくりが今後のまちづくりの重要な課題となります。

[具体的なテーマ]

- ・ 単身者、高齢者、子育てする親などの孤立の防止
- ・ 障がい者の社会参画、地域における共生
- ・ 年齢、性別・性自認、国籍、多様な働き方、家族のあり方など、様々な背景の下で暮らす人が共生する地域
- ・ 継続して地域福祉を支える担い手の確保・育成
- ・ 外国人住民と地域住民の共生に向けた取組

主要課題 2

少子化が進む中で、未来を担う子どもの成長を地域全体で支え、子どもも大人も幸せに暮らせる地域づくり

少子化が進行する中で、子どもを取り巻く環境は、大きく変化しています。核家族の中で育った世代が親となり、地域とのつながりも希薄になる中、子どもと接する経験の不足や身近に相談できる人がいないことなどから、子育てに不安を持つ人が多くおられたり、共働き世帯が増える中で、仕事と子育ての両立環境の整備なども大きな課題となっています。

また、ひとり親家庭などを中心とする子どもの貧困問題や大人が担うような家事や家族のケア（介護や世話）を日常的に行う、いわゆるヤングケアラーへの注目も高まっています。これらの課題に向き合いながら、未来を担う子どもの成長を地域全体で支えていくことが求められます。

[具体的なテーマ]

- ・ 学力の向上等、次代を生きる力の育成

- ・ 妊娠・出産・子育てまで一貫したサポートの充実
- ・ 仕事、子育て、地域活動のバランスの取れた暮らしが可能な地域づくり
- ・ 発達障がい児の早期療育の充実
- ・ 子どもの貧困問題への対応
- ・ ヤングケアラーに対する必要な支援
- ・ 就学前施設における1施設当たりの適正な集団規模の確保と民間との協働による教育・保育内容の一層の充実

主要課題3

少子高齢化が進む中で、すべての市民の健康意識を向上させ、生涯にわたって学び、体を動かし、「健康」で「幸せ」に暮らすことのできる「健幸」地域づくり

少子・高齢化が進行し、本市でも人口の約3割が65歳以上の高齢者となっており、その比率は今後も高まる見込みです。少子・高齢化の進行は、医療・介護等にかかる社会保障関係経費の増加の要因となります。そういった中、高齢者のみならず、市民の健康意識を向上させ、生涯にわたって、体を動かし、いきいきと生活することへとつなげていくことで、社会保障制度の持続性を高めるとともに、市民一人ひとりが幸福を感じながら暮らすことのできる地域づくりを進めていくことが必要となります。

また、感染症の感染拡大局面においては、円滑な検査体制の確保や、治療やケアにあたる医師・看護師の確保、通常医療との両立といった課題が全国的に明らかになりました。このため、圏域や近隣市町の医療機関と連携した医療提供体制の強化が求められています。

[具体的なテーマ]

- ・ すべての市民が生涯にわたり自然と「健幸づくり」を続けられるまちづくり
- ・ すべての市民の健康意識の向上と増え続ける社会保障費用の抑制
- ・ 感染症流行時、市民の健康を守り、健康被害や社会経済機能の低下を抑えるための医療提供体制の確保

主要課題4

地域の自然・歴史・文化的資源が多くの人に愛され、住む人も訪れる人も幸せになる地域づくり

日本を訪れる外国人観光客は、増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大によって渡航制限等が行われ、大幅に減少しました。同時に国内の観光客も急激に減少し、観光産業は大きな影響を受けました。今後、アフターコロナを見据えて、再び観光地と観光産業の強化を図っていく必要があります。そのため、文化資源や景観資源をつないだ近隣都市との周遊型観光連携を進めるなど、観光客の滞在時間延伸に向けた取組を行っていく必要があります。また、観光サービスの高付加価値化にも取り組むことで、地域資源の魅力を十分に引き出して活かしながら、地域経済の活性化につなげることが求めら

れます。さらに、これら観光への取組を通じて市民のまちへの愛着と理解を深めていく必要があります。

[具体的なテーマ]

- ・ 国宝石清水八幡宮等、地域の自然・歴史・文化的資源を活用した魅力の向上
- ・ 地域の愛着と誇りを高める都市イメージの向上
- ・ 茶文化をはじめとする文化の創生
- ・ 来訪者増加・滞在時間延伸に向けた交通機関や周辺地域との連携
- ・ SNS等を活用した観光プロモーションの強化

主要課題5

新しい交通基盤の整備が進む中であって、美しい田園風景を保全しながら、産業を集積させる活力ある地域づくり

新名神高速道路の延伸を目前に控え、本市はこれまで以上に様々な高速道路が交差する交通の要衝となります。この機会を活かし、地域の活力を支える産業が集積する基盤づくりを進めるとともに、新たな産業の創出や、新事業を展開する創業者の支援を充実することも重要になります。

また、新型コロナウイルス感染症も契機となり、デジタル化の進展等、産業を取り巻く環境が急速に変化しています。今後、これらの変化に対応しようとする事業者を支援することも求められます。

さらに、農業については、高齢化に伴い農業従事者が減少する中で、農業の活性化に向けて新たな担い手の育成や農業の高付加価値化に向けた取組が必要です。

[具体的なテーマ]

- ・ 新名神高速道路全線開通を見据えた土地利用と産業集積の推進
- ・ 橋本駅周辺の整備推進
- ・ 認定農業者・新規就農者の発掘、認定への誘導
- ・ 農業の経営規模拡大・高付加価値化や持続的な農業経営の確保等に対する支援
- ・ 農業・農村の有する多面的機能を維持することによる美しい田園風景の保全
- ・ スマート技術等を活用した農業技術の承継
- ・ 創業支援についてのワンストップ相談窓口の設置を通じた創業促進

主要課題6

社会の変化に柔軟に対応し、ハード・ソフト両面で安心・安全が守られる地域づくり

本市では、人口が急増した昭和40年代頃から上下水道や教育・文化・スポーツ施設等、様々な社会基盤の整備を進めてきました。これらの社会基盤の老朽化に対応するため、修

繕や建て替え、集約の検討なども含めて、様々な対応が必要になってきています。また、地震や風水害などの災害への対策など、これまでの想定を超える様々な事象への対応や、少子高齢化の進行や人々のライフスタイルの変化により、公共施設に求められるサービスや機能の変化への対応が必要となることも予測されます。さらには、「新しい生活様式」に対応した非対面型の行政サービスの提供に向けて、自治体行政のデジタル化が求められています。こういった社会の変化に柔軟に対応しながら、ハードだけでなく、施設の運用方法のあり方などのソフト面も含めて地域の安心・安全が確保されるよう、取組を進めていく必要があります。

[具体的なテーマ]

- ・ 老朽化する都市基盤の更新等と災害に強いまちづくり
- ・ 自助・共助・公助が機能する地域づくり
- ・ 公共施設の総合的な管理
- ・ 持続可能なまちづくりを支える中長期的な行財政運営
- ・ 自治体行政の効率化、住民の利便性・企業の活力の向上に向けたデジタル化の推進

第1章

ともに支え合う「共生のまち やわた」

第1節 共に生きる社会



【めざす姿】

すべての人の人権が尊重され、多様な人々が地域の中でいきいきと活躍できています。

【施策体系】

共に生きる社会	①人権・平和の尊重
	②男女共同参画の推進
	③障がいのあるなしにかかわらず地域で安心して暮らせる社会の推進
	④地域の絆と支え合いによる共生社会の推進

【施策の背景】

近年、我が国では価値観や家族形態・就業形態の変化、高齢化の進行などにより、ライフスタイルの多様化が進んでいます。

また、様々な心身の機能障がいと社会的障壁があることにより、日常生活や社会生活において支援を必要とする人がいるほか、地域に暮らす外国人も増え、コミュニケーションの問題から地域で孤立していくことも考えられます。

さらに、性別や性自認等に関わらず、すべての人が個性と能力を十分に発揮できる環境が求められています。

このように、現在は様々な背景の下、様々な事情を抱えた人が、同じ地域で暮らしている、という社会になっています。「支え手側」「受け手側」という二分法ではなく、地域に暮らすあらゆる人々が人権を保障され、役割を持ち、互いに支え合いながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」を実現する必要があります。

ロシアのウクライナ侵攻をはじめ、世界の各地で紛争が発生するなど、緊張が高まっており、日本を含む東アジアにおいても、同様に緊張が高まっています。

①人権・平和の尊重

【現状と課題】

人権問題についてはこれまで、国・府との連携の下、住環境の整備、教育、就労等の取組を進めてきました。また、「第2次八幡市人権のまちづくり推進計画（平成29年）」を策定し、多様な人権問題の解決に向けた人権教育・啓発に係る施策を総合的・計画的に推進してきました。

今日なお、部落差別をはじめ、解決すべき様々な人権問題が残っています。他方で、時代の変遷に伴い、人権問題は、性別・性自認や子ども、高齢者、障がい者、

外国人、疾病患者等を対象としたものや、いじめ、インターネットを介したものなど、複雑多様化が進んでいます。

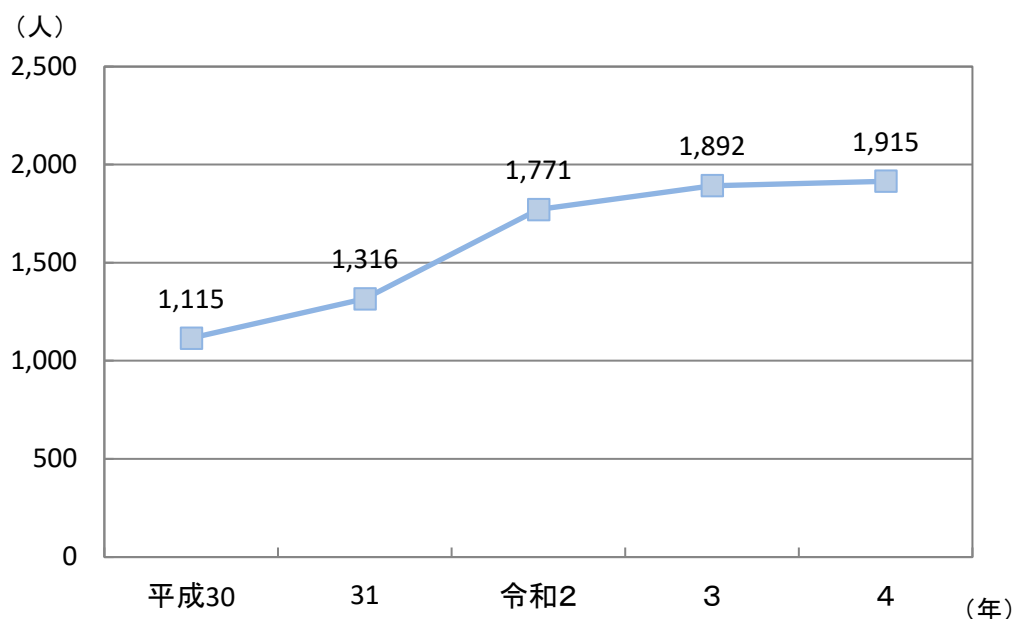
「第2次八幡市人権のまちづくり推進計画（平成29年）」に基づく総合的な施策を進めていくとともに、様々な課題やこれまでの取組を総括したうえで、LGBTsをはじめとする新たな人権問題への対策にも取り組んでいく必要があります。

また、本市では、昭和57（1982）年9月に府内市町村で初となる非核平和都市宣言を行い、関係団体と連携しながら平和の啓発を進めてきました。世界の様々な地域で紛争が発生するなど、平和の大切さが改めて問われる中、引き続き、関係団体との連携により平和構築への関心を喚起し、平和の尊さを次の世代に伝えていく必要があります。

さらに、市内における外国人住民が増加傾向にあり、技能実習生だけでなく家族で来日するなど外国人住民の置かれている状況が複雑になってきています。友好都市との交流をはじめとした、お互いの生活や文化を知り認め合う機会の創出など、外国人との相互理解や交流を促す取組はさらに重要となってきています。

（関連情報・データ等）

■外国人住民数の推移（各年3月末現在）



（資料）八幡市

【主な取組と方向性】

- 人権尊重に向けた相談体制の充実
 - 人権擁護委員や関係機関と連携し、人権相談の充実を図るとともに、人権擁護活動を進めます。
- 人権に関する教育・啓発活動の充実

- ▶ 性の多様性理解に向けた啓発活動の取組を進めます。
- ▶ 市民の人権意識を喚起するための学習機会の提供と、多様な人権問題解決に向けた様々な啓発活動等の取組を進めます。
- **平和構築への関心の喚起**
 - ▶ 関係団体と連携し、平和を構築していく意識の高揚を図るとともに、平和に関する学習機会や情報の提供に努めます。
 - ▶ 戦没者の慰霊と平和への誓いを新たにするため、引き続き戦没者追悼式を開催します。
- **外国人との共生社会の構築**
 - ▶ 外国人の生活・就労・就学のための日本語習得支援や外国人との相互理解を深める機会を創出するなど、地域で孤立せず、共生できる環境の整備を進めます。

【施策の進捗をはかる指標】

指標名	計画当初値	現状値	目標値
	平成 28 年	令和 3 年	令和 9 年
人権文化セミナーの参加者数	705 人	185 人	600 人
日本語教室の在籍者数	28 人	115 人	現状より高い数値

②男女共同参画の推進

【現状と課題】

「男女共同参画社会基本法（平成 11 年）」が制定されて以来、本市では「八幡市男女共同参画推進条例（平成 21 年）」の制定、「八幡市男女共同参画プラン（平成 21 年）計画Ⅲ（令和 3 年）」の策定を通じて男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組を進めてきました。具体的には、平成 21（2009）年度に八幡人権・交流センターに「女性ルーム」を開設し、様々な啓発事業に取り組むとともに、フェミニストカウンセラーや女性問題アドバイザーによる相談の充実など、女性が相談しやすい体制を整えてきました。

また、政策決定の場への女性参画や、男性の育児休業取得促進など、行政内部においても男女共同参画に向けた取組を推進してきました。

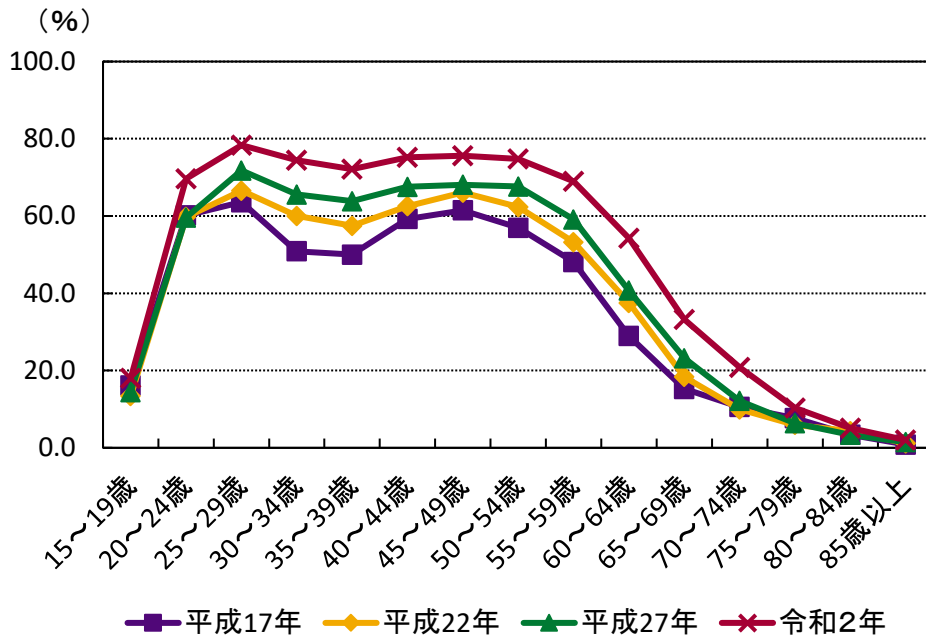
女性を取り巻く環境は、近年大きく変化しています。出産・育児で仕事を離れることが多かった 30 代女性の就業率が上昇して 70%を超えるまでになり、女性が生涯にわたって働くことは当たり前になっています。一方で、妊娠・出産を機に退職する女性も依然として多く、晩婚化、晩産化、非婚化の要因の一つと考えられています。また、DV の相談件数は減少傾向にあるものの、新型コロナウイルス感染症に伴うストレス等により DV の増加や深刻化が懸念されるほか、面談 DV といった児童虐待の観点からも DV の根絶が求められています。

今後も、職場や社会での意思決定の場における女性の参画を進めていくことや、

家事・育児への男性の参画促進も含めワーク・ライフ・バランスを確保できるようにしていくこと、女性に対する暴力の防止と相談・支援の充実を図っていくことが大きな課題です。「八幡市男女共同参画プランるーぷ計画Ⅲ」をより実効性のあるものとするため、これらの課題を踏まえた具体的な取組を推進していく必要があります。

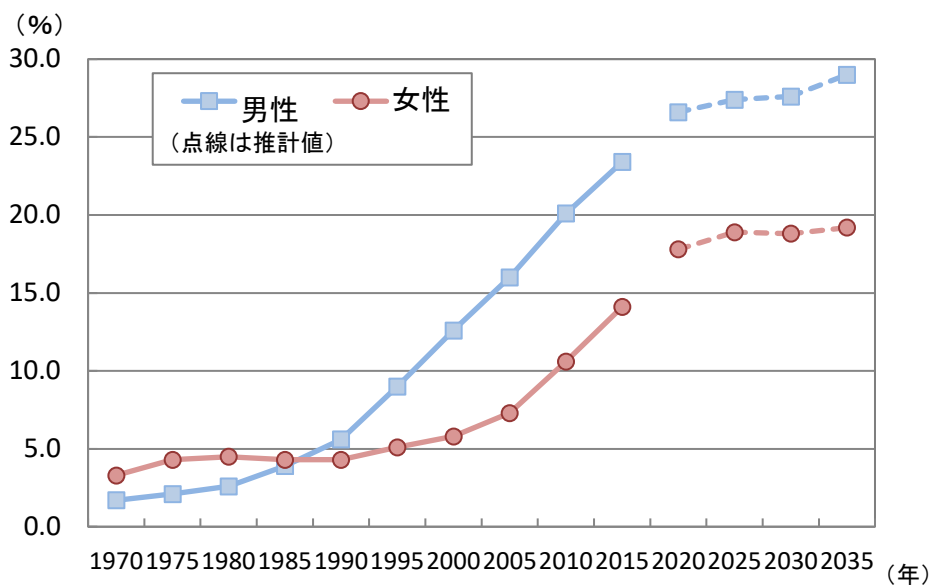
(関連情報・データ等)

■八幡市における年齢別女性就業率（各年 10月1日現在）



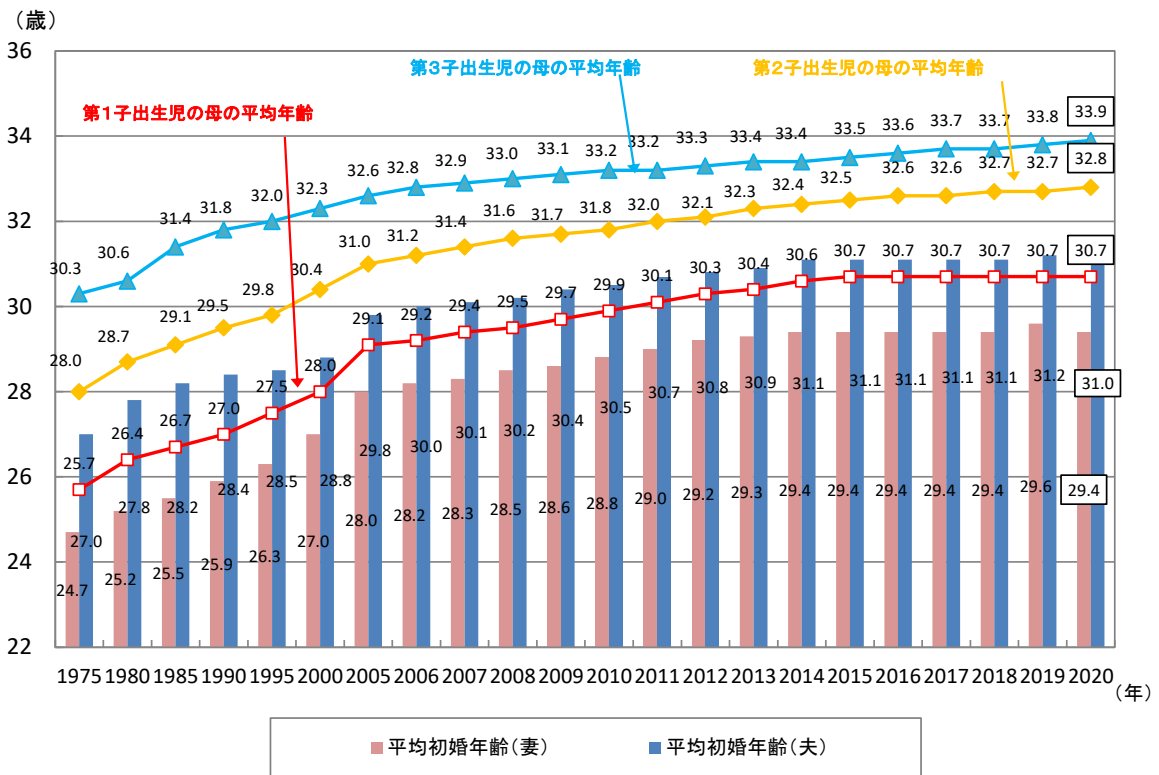
(資料)総務省「国勢調査」

■50歳時の未婚割合の推移と将来推計（全国）



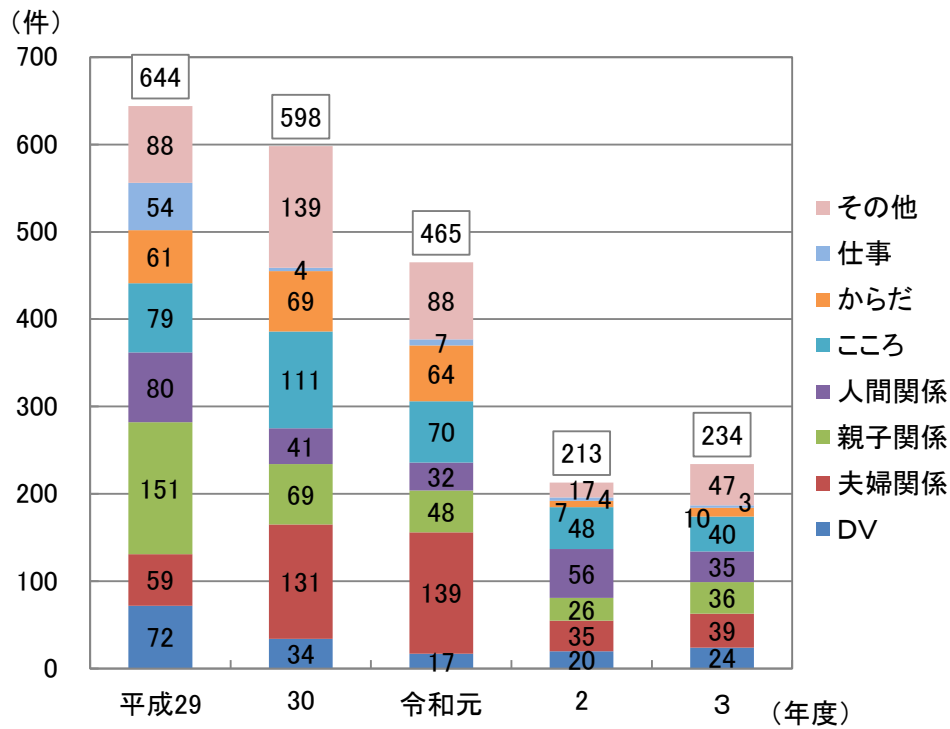
(資料)「平成 29 年版 少子化社会対策白書」

■平均初婚年齢と出生順位別母の平均年齢の年次推移（全国）



(資料)「令和4年版 少子化社会対策白書」

■八幡市女性問題アドバイザーによる相談件数



(資料)八幡市

【主な取組と方向性】

- 男女の人権の保護
 - 男女間の暴力を未然に防ぐため、啓発や予防、相談、被害者への支援等、様々な対策を進めます。
 - セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の人権侵害の防止に向け、啓発事業を進めます。
- 男女共同参画の推進
 - 「八幡市男女共同参画プランる一ふ計画Ⅲ」に基づき、総合的・計画的に施策を推進します。
 - あらゆる分野における女性の活躍推進に向け、啓発事業を進めます。
 - 職場や社会における男性優位の解消に向け、市役所が率先して市職員の管理・監督職や審議会等委員の女性比率を高めます。
 - 困難な問題を抱える女性への相談体制の強化を推進します。
- ワーク・ライフ・バランスの確保
 - 男女がともに仕事と家事・育児・介護等の家庭生活のバランスを図れるよう、広報や情報提供、企業等への啓発を進めます。

【施策の進捗をはかる指標】

指標名	計画当初値	現状値	目標値
	平成 28 年	令和 3 年	令和 9 年
市役所の男性職員の育児休業取得率	0.0%	44.4%	50.0%
市役所の管理・監督職女性比率	25.9%	24.3%	35.0%
審議会等委員の女性比率	33.2%	34.2%	45.0%
男女共同参画社会啓発事業への参加者数	245 人	49 人	300 人

③障がいのあるなしにかかわらず地域で安心して暮らせる社会の推進

【現状と課題】

現在、本市では障害者手帳交付者数、自立支援医療（精神通院）受給者ともに増加傾向にあり、それに伴って障がい福祉サービスの利用者数なども伸び続けています。

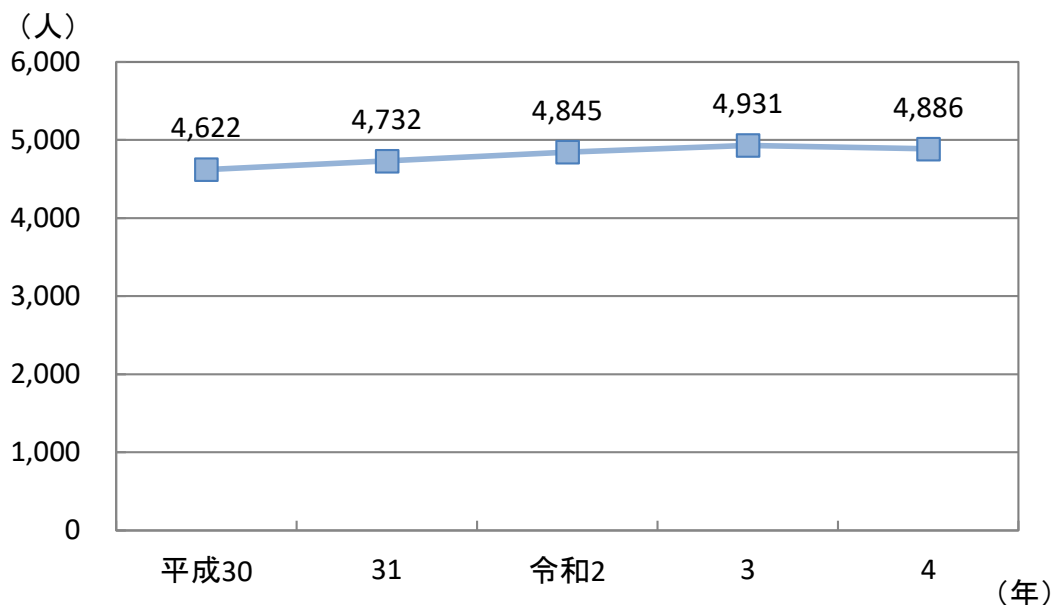
本市では、「八幡市障がい者計画（平成 30 年）」、「八幡市第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画（令和 3 年）」を策定し、障がい者施策、障がい福祉サービスを総合的・計画的に進めてきました。国では「障害者総合支援法（平成 25 年）」「障害者差別解消法（平成 28 年）」が制定され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められています。

今後とも、計画に基づき、障がい福祉サービスの量の確保と質の向上を図るとと

もに、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、一般就労をはじめとする地域生活への移行に向けた取組を充実させていく必要があります。また、地域における相談支援体制の強化や、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築等も進めていく必要があります。

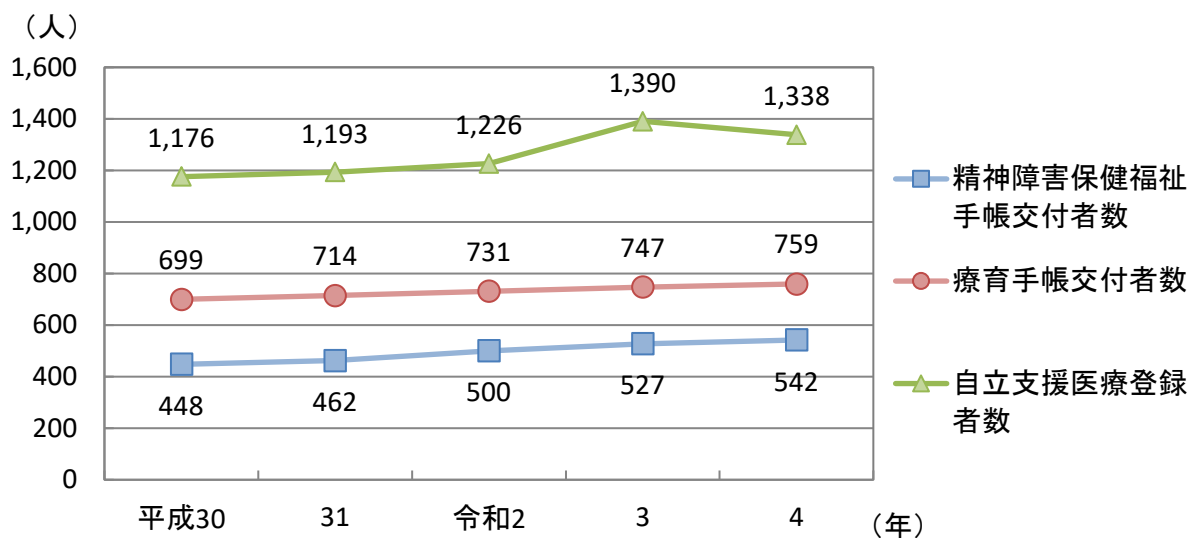
(関連情報・データ等)

■身体障害者手帳交付者数（各年3月末現在）



(資料)八幡市

■精神障害者保健福祉手帳交付者数・療育手帳交付者数・自立支援医療受給者数（各年3月末現在）

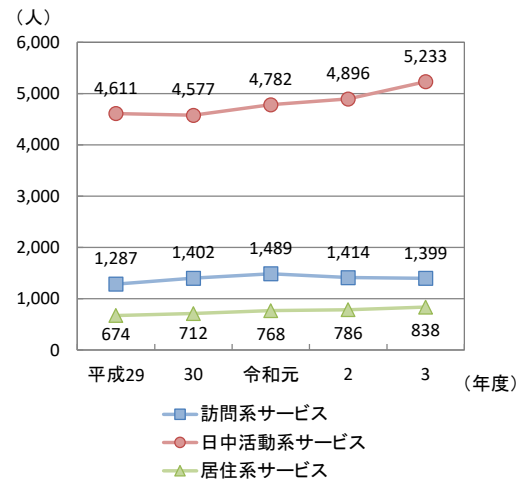
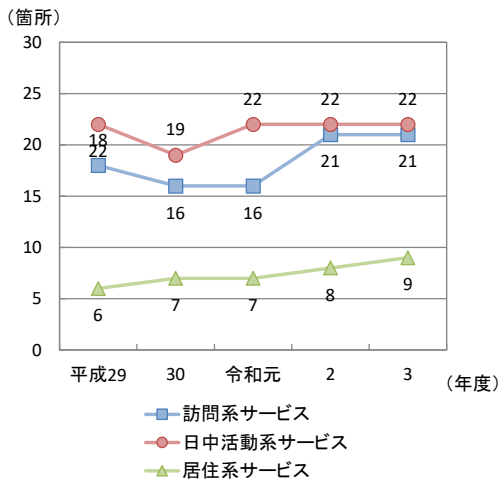


(資料)八幡市

■障がい福祉サービス事業所数・利用者数の推移

(事業所数) (各年度末現在)

(利用者数)

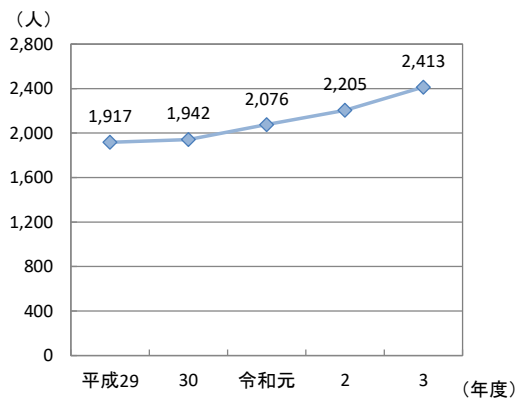
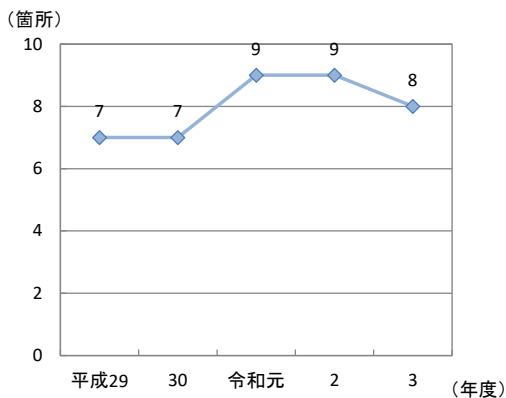


(資料)八幡市

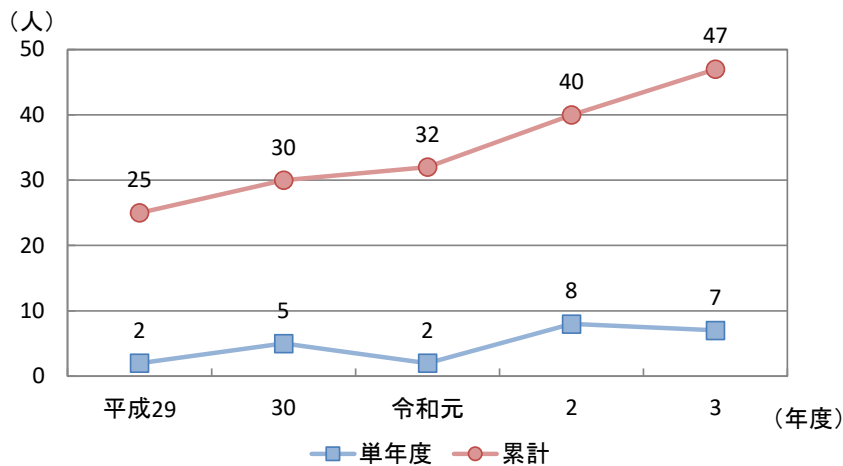
■就労支援の状況

(就労系サービス事業所数)

(就労系サービス利用者数)

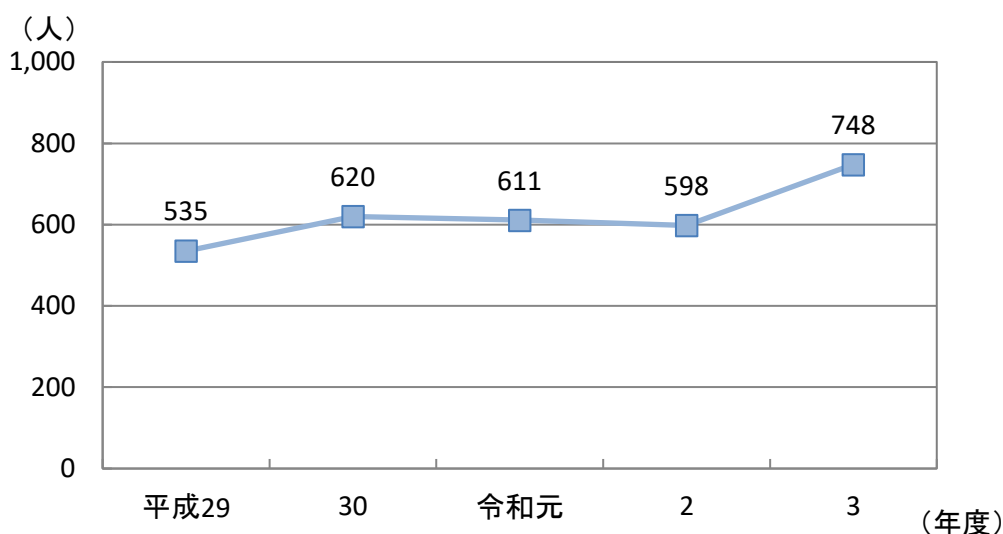


(障がい者施設から一般就労への移行者数)



(資料)八幡市

■計画相談支援利用者数（延人数）



(資料)八幡市

【主な取組と方向性】

- **相談・保健・医療体制の充実**
 - 障がい児・者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、障がい児・者とその家族が地域で安心して生活できるよう、地域生活支援拠点を中心に相談支援の充実を図ります。
 - 地域における相談支援体制の充実・強化に向けて、相談支援体制の見直しや事業所への巡回訪問、研修等を行います。
 - 長期にわたり精神科病院に入院する精神障がい者などの地域移行を進めていくため、保健・医療と福祉の連携による地域生活支援に取り組みます。
- **自立・参加支援体制の充実**
 - 障がい児・者の社会参加に向け、創造活動や文化・スポーツ活動の推進を図ります。
 - 障がい特性に応じ、地域で自立した生活を実現することができるよう、関係機関との連携を強化し、就労系サービスの利用及び一般就労への移行を促進します。
- **障がいのある人が安心して暮らせるまちづくり**
 - 障がい児・者の地域生活を支えるため、移動支援や日中一時支援、また手話通訳や要約筆記等の意思疎通支援事業など、地域生活支援事業を進めます。
 - 障がい児・者が地域で安心して暮らすために、権利擁護事業や成年後見制度の利用促進を図ります。
 - 広報やわた・市ホームページ等の活用、市民向けの講座、催し等の開催を通して、「障害者差別解消法」の周知・啓発を図ります。
 - 障がい児・者の地域における共生を進めるため、絆ネットワーク構築支援事業を進めます。

【施策の進捗をはかる指標】

指標名	計画当初値	現状値	目標値
	平成 28 年	令和 3 年	令和 9 年
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	-	6 件	8 件
就労系サービス利用者及び一般就労移行者の数（延人数）	1,889 人	2,420 人	3,000 人
計画相談支援利用者数（延人数）	447 人	748 人	現状より高い数値

④地域の絆と支え合いによる共生社会の推進

【現状と課題】

本市では、核家族化や高齢化の進行により、ひとり暮らしの高齢者が増加する中、地域における人と人とのつながりを大切にし、地域における相互扶助の関係や仕組みをつくるため、社会福祉協議会と協働で「第 2 次八幡市地域福祉推進計画（平成 30 年）」を策定しました。

誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、学区福祉委員会や民生児童委員協議会など地域福祉を担う活動組織との連携を進め、平成 27（2015）年度には、多様な組織とのネットワークにより高齢者や子ども等の見守りを行う「絆ネット」モデルを構築しました。また、地域における福祉活動の基盤強化等を狙い『わたしたちの談話』プロジェクトを重点プロジェクトに据えて、地域における“人づくり”“場づくり”を推進してきました。今後も、これらの取組を拡大し、地域における「絆」を深め、互いに支え合う仕組み（ネットワーク）を強化していく必要があります。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、住民同士の交流機会や対話の場が制限されていることから、アフターコロナも見据え、新たな機会や場づくりに取り組む必要もあります。

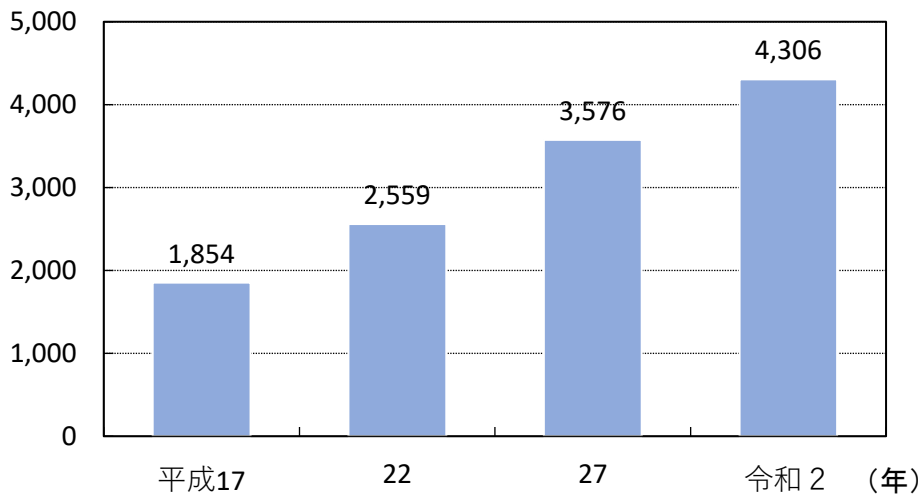
また、年齢や障がいにより意思能力が十分でない人が、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるよう、成年後見制度や福祉サービスの利用を促進していく必要があります。

さらに、不透明な今後の社会経済情勢を踏まえると、生活保護受給者数や生活保護に至らない生活困窮者数の増加が懸念されます。本市では保護世帯の就労支援や生活困窮者の自立支援に取り組んでいますが、貧困、家庭問題、疾病など複雑多様な背景により解決困難なケースが増えています。これらの問題解消に向け、引き続き、相談支援等の体制整備や取組の充実を図っていく必要があります。

(関連情報・データ等)

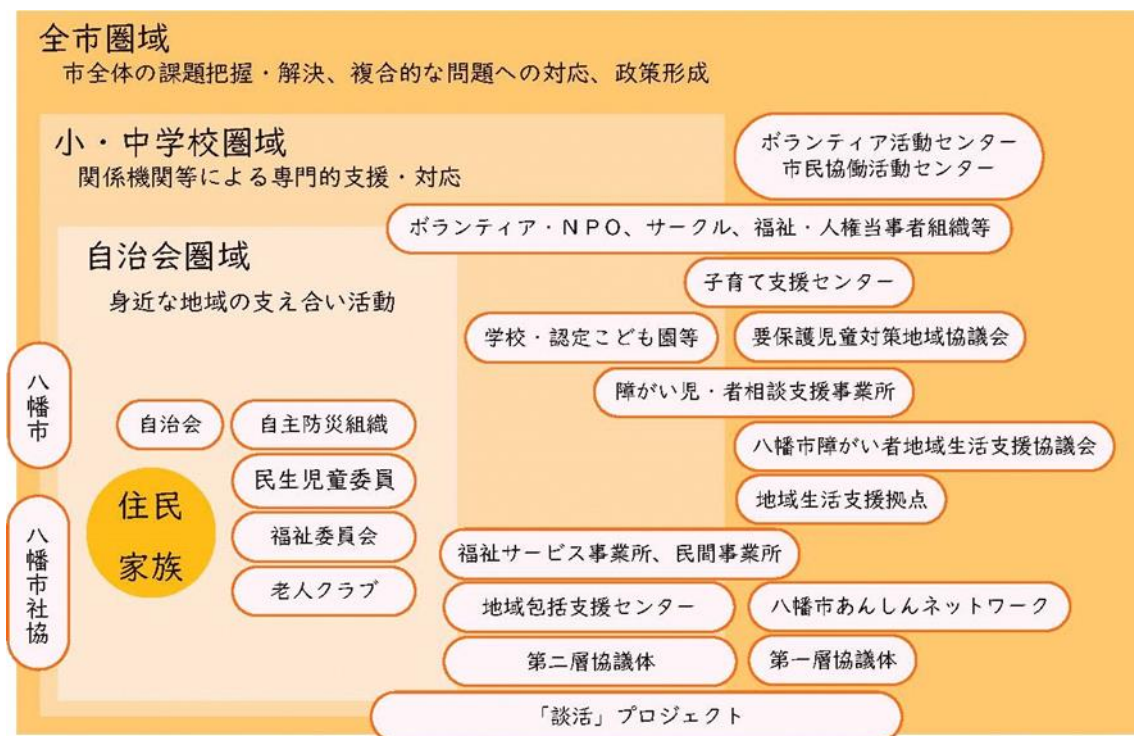
■市内の高齢単身世帯数（各年 10 月 1 日現在）

(世帯)



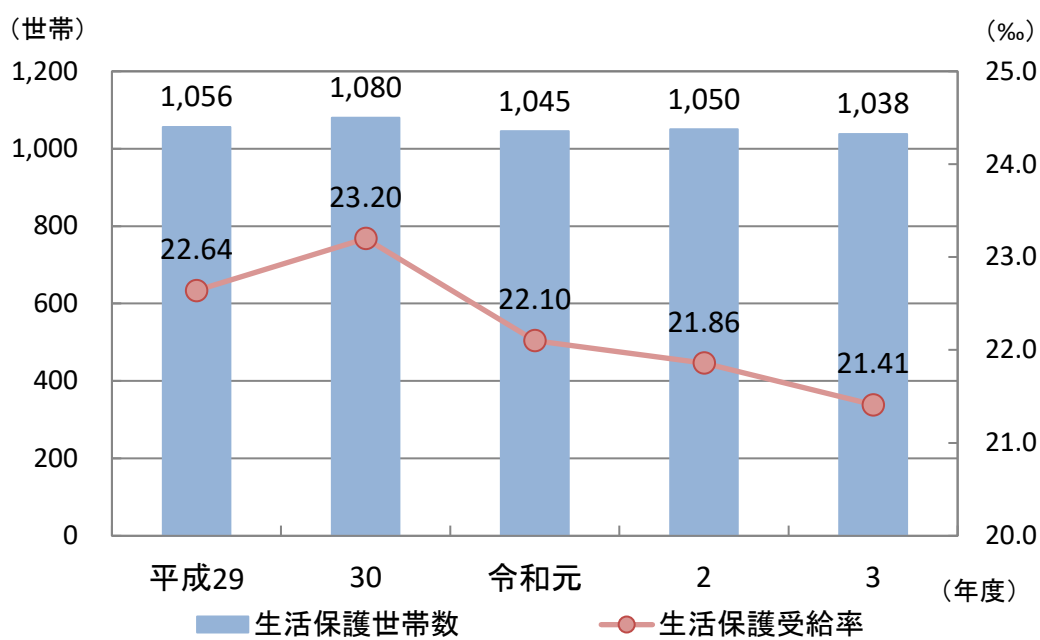
(資料)総務省「国勢調査」

■地域福祉を担う活動組織の状況



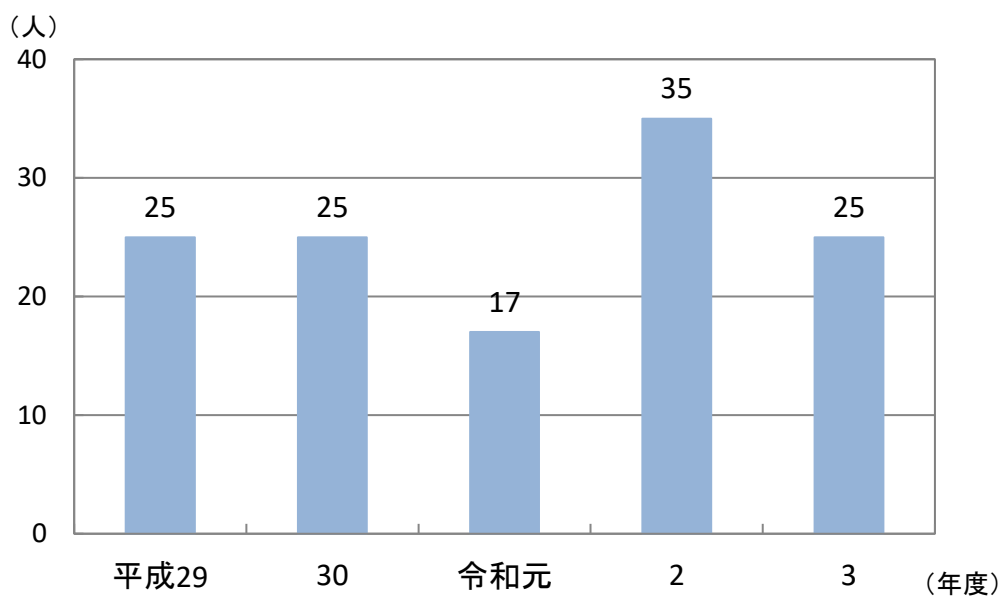
(資料)八幡市

■生活保護世帯数、生活保護受給率（各年度末現在）



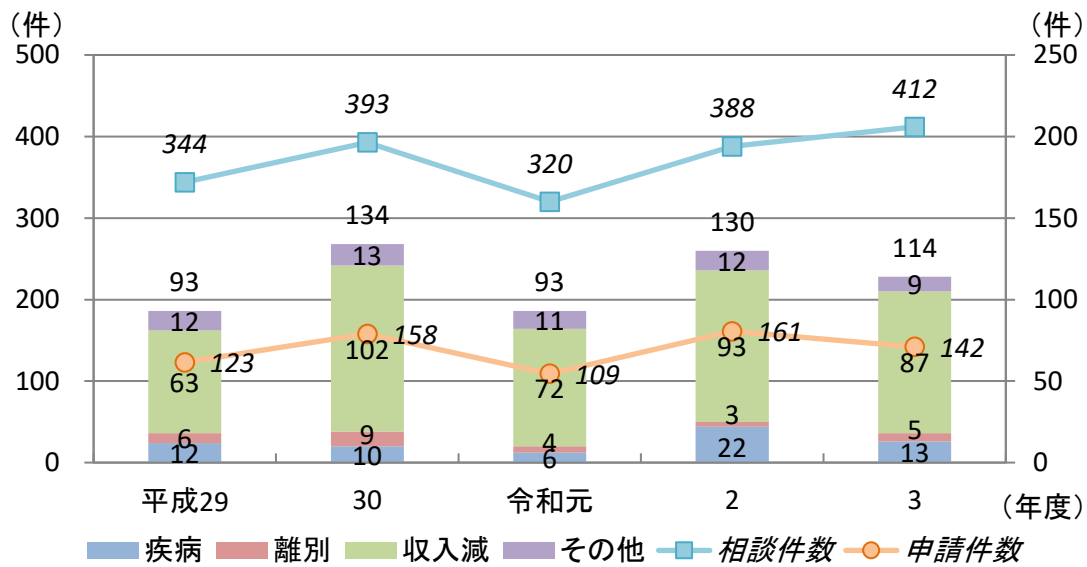
(資料)八幡市

■生活保護受給者の就労支援に伴う就労者数



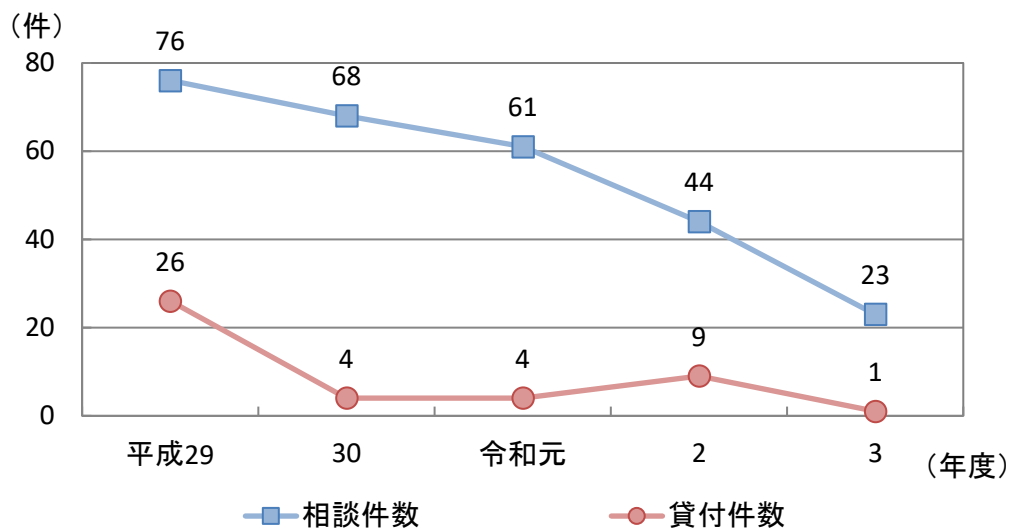
(資料)八幡市

■生活保護相談件数、申請件数及び支給件数とその内訳



(資料)八幡市

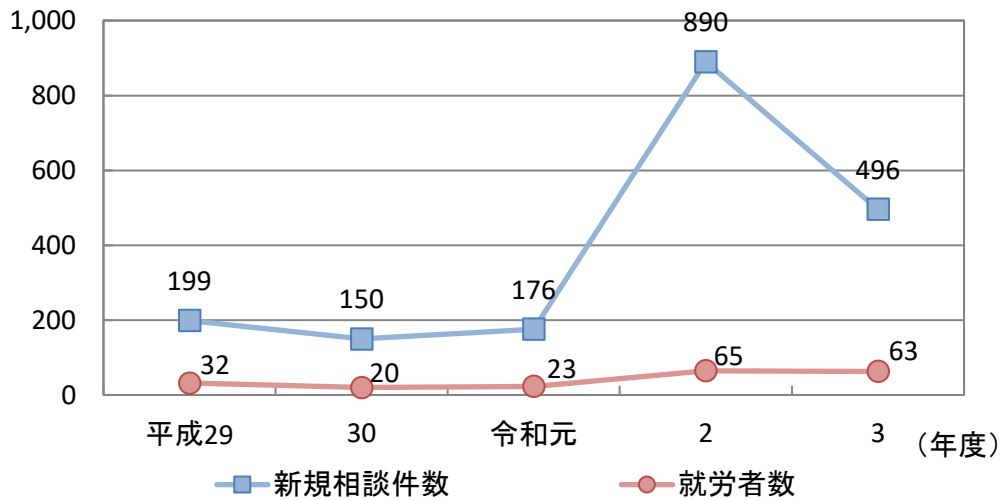
■くらしの資金貸付相談件数及び貸付件数



(資料)八幡市

■生活困窮者自立支援制度（自立相談支援事業）による新規相談件数と就労者数

(人・件)



(資料)八幡市

【主な取組と方向性】

● 地域福祉推進体制の充実

- 子どもや高齢者、障がい者などすべての人が「地域」「暮らし」「生きがい」を共に創り高め合える地域共生社会の実現に向け、総合的な相談体制などの仕組みづくりを進めます。
- 住民・地域団体主体の地域での助け合い・支え合いを行う「絆ネットワーク」づくりを社会福祉協議会との協働により進めます。
- 地域福祉における連携と担い手づくりを進めるため、地域単位やテーマ別、専門職別など様々な切り口による座談会を通じた地域課題解決の取組「『談活』プロジェクト」を社会福祉協議会との協働により進めます。
- アフターコロナも見据えて、住民同士の交流や対話の場づくりの手法を検討します。
- 年齢や障がいにより十分な意思能力を有しない人が地域で安心して暮らすことのできるよう、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業の利用を支援します。

● 生活に困っている方への多様な支援の充実

- 生活保護の受給に到らない生活困窮者等の抱える複雑多様化した問題への対応の充実を図るため、適切な相談支援を進めます。
- 生活保護制度の適切な運用を図るため、適切な相談・支援体制の構築と受給の適正化を進めます。
- 生活困窮者及び生活保護受給者の自立に向け、関係機関と連携し、就労支援等の充実など、くらしの安定化を図りながら、自立支援を進めます。

【施策の進捗をはかる指標】

指標名	計画当初値	現状値	目標値
	平成 28 年	令和 3 年	令和 9 年
地域で活動する団体や住民が連携するネットワークの設置数	4 団体	7 団体	8 団体
生活保護からの自立世帯件数	38 件	27 件	49 件

第2節 協働による地域づくり



[めざす姿]

多様な担い手による地域づくりが活発に行われ、地域のつながりが広がり、暮らしの安心が高まっています。

[施策体系]

協働による地域づくり	①コミュニティ活動による地域づくりの推進
	②新たな担い手による地域づくり

[施策の背景]

価値観の多様化、核家族化の進行等に伴い地域コミュニティが希薄化していることが指摘される中で、阪神・淡路大震災や東日本大震災、近年多発している自然災害等の大きな災害を経験したことにより、災害時における共助の重要性が注目されており、地域コミュニティの重要性を改めて意識する必要があります。

他方で、価値観の多様化は行政ニーズの多様化にもつながっており、画一的な行政によるサービスの提供に留まらず、市民や企業、NPO、大学等との連携を進めながら、多様な担い手により行政サービスを提供していくことが期待されるようになってきています。また、人生 100 年時代を迎える中で、若者から高齢者まで多くの世代の多様な人々に、これまでの経験や生涯学習等を通して、様々な地域課題に応える地域の担い手になっていただくことも期待されています。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な活動の中止を余儀なくされ、地域コミュニティ希薄化の進行に拍車がかかるとともに、ボランティアや防災訓練等の実体験を積む場や、実際の地域活動を生活の中で見聞きする機会が減少しています。

こうした状況の下、市民をはじめ多様な担い手と行政との協働によって、安心して心豊かに過ごせる地域づくりを進めていくことが必要です。

①コミュニティ活動による地域づくりの推進

【現状と課題】

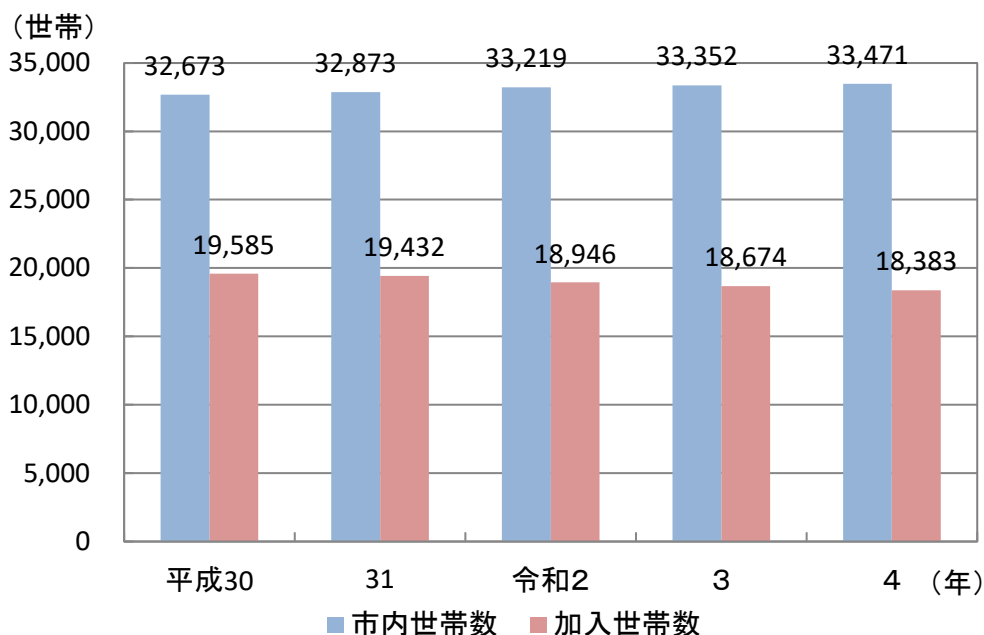
本市には、自治組織団体が48団体（令和4年3月末現在）ありますが、その加入世帯数は減少傾向にあります。また、若い世代の加入率の低下や、担い手の高齢化が指摘されています。今後のコミュニティ活動の活性化とその担い手の育成に向けて、若年層や新たに市内に転入してきた人を含め、より多くの人々のコミュニティ活動への関心を高め、参加を促していく必要があります。

また、自治組織団体以外にも、学校支援地域本部をはじめとする各種コミュニティ組織による活動が行われており、これらの活動を通じた地域づくりの活性化とさらなる組織間の連携を促進していくことも重要です。

さらに、地域防災を担う住民組織として、自主防災組織が43隊（令和4年3月末現在）あり、地域の防災訓練などの活動が行われています。災害時の「共助」が効果的に機能するよう、引き続き、活動及び新たな設立への支援を充実する必要があります。防災活動は、地域における助け合いの重要性に気づく機会にもなるため、防災を手がかりに、コミュニティへの関心を高め、幅広い地域活動への参加を促していくことも必要です。

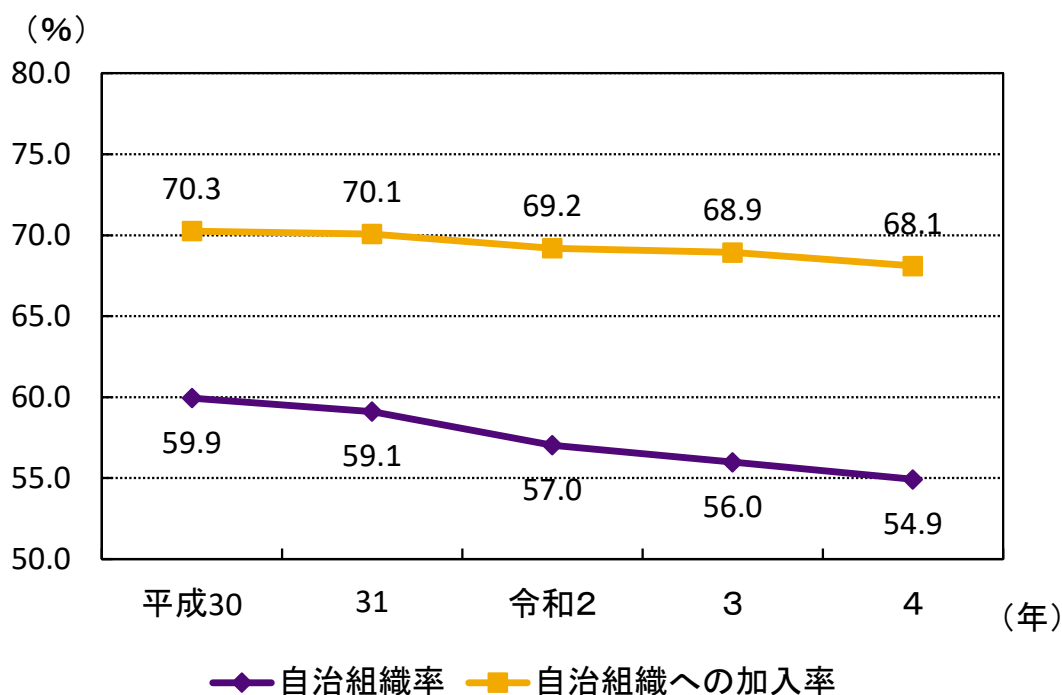
（関連情報・データ等）

■市内世帯数と自治組織加入世帯数の推移（各年3月現在）



（資料）八幡市

■自治組織率と自治組織への加入率の推移（各年3月現在）



(資料)八幡市

【主な取組と方向性】

- 地域コミュニティ活動の充実
 - 自治連合会との連携により、自治組織団体への加入の促進など地域コミュニティ活動の充実に関する地域の取組への支援を推進します。
- 地域コミュニティ活動の基盤整備
 - 地域コミュニティ活動が活発に行われるよう、必要に応じてコミュニティ施設等の整備支援を推進します。
- 多様なコミュニティ組織による地域づくり
 - 絆ネットワークや「『談活』プロジェクト」、学校支援地域本部をはじめ、様々なコミュニティ組織による、多様な分野での地域づくりと組織間の連携を促進します。
- 地域防災体制の充実
 - 自主防災組織など地域における災害時の共助体制が充実するよう、組織の拡充と活動の促進に向けた支援を推進します。

【施策の進捗をはかる指標】

指標名	計画当初値	現状値	目標値
	平成28年	令和3年	令和9年
自治組織団体への加入率	69.1%	68.1%	73.0%
自主防災組織設立地域数	43 地域	43 地域	48 地域

②新たな担い手による地域づくり

【現状と課題】

地域づくりの担い手として、本市には、自治組織団体や市内に拠点を置く NPO 法人、地域福祉を担う組織、学校支援地域本部などがあり、様々な活動が行われています。また、市民協働活動センターにおける団体間の連携や市民協働に関する情報収集・発信を通じ、協働のネットワークづくりが進められています。さらには、健幸づくりや災害対策などについて民間事業者との連携協定を締結するなど、民間との連携による地域づくりも進めてきました。

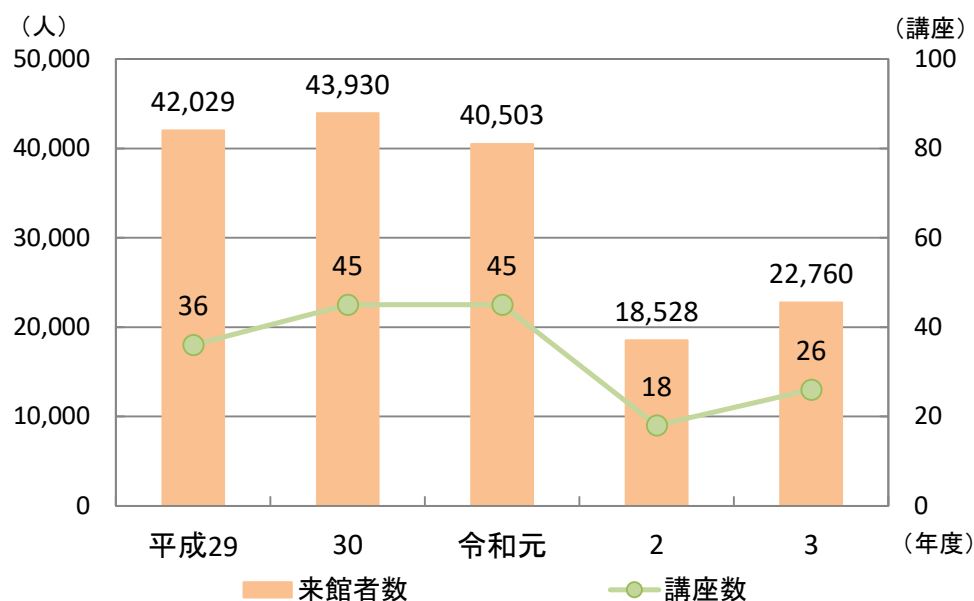
行政ニーズの複雑化・多様化が進む中、今後も様々な担い手による多様な活動が活発化し、より良い地域づくりが進むよう、新たな担い手の育成・拡充とその仕組みづくりに取り組む必要があります。

また、本市では、生涯学習の中核施設である生涯学習センター及び各地域の公民館において各種講座等を開催していますが、人生 100 年時代を迎える中で、生涯学習は、学習活動としてだけでなく、健幸づくりや観幸まちづくりなど、他の行政分野との一体的な推進と社会参加・地域貢献活動につながることも期待されています。若者から高齢者まで多くの世代の社会参加・地域貢献活動につなげていくため、文化・スポーツを含む生涯学習を総合的に進めていくとともに図書館機能の充実などに取り組んでいく必要があります。

(関連情報・データ等)

■生涯学習の状況

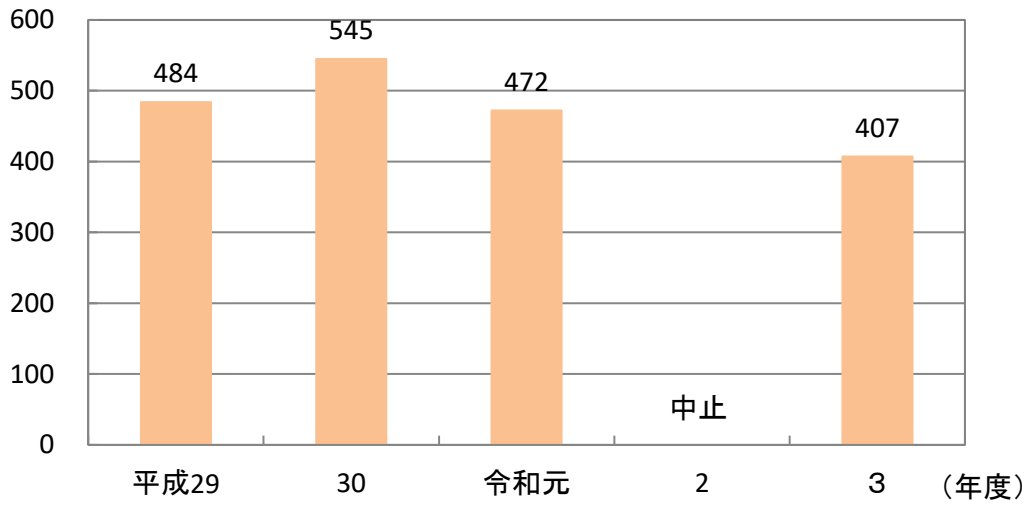
(生涯学習センター講座数・来館者数)



(資料)八幡市

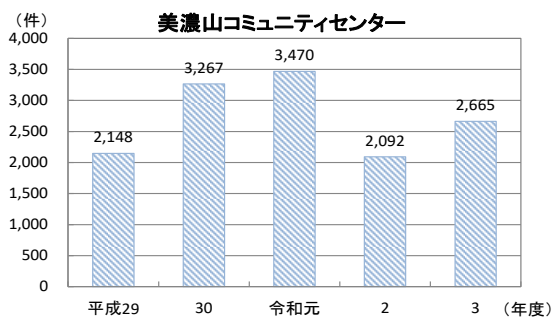
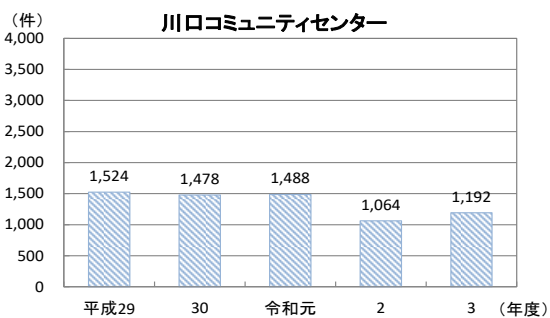
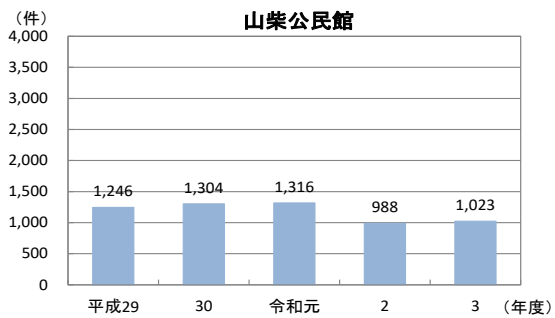
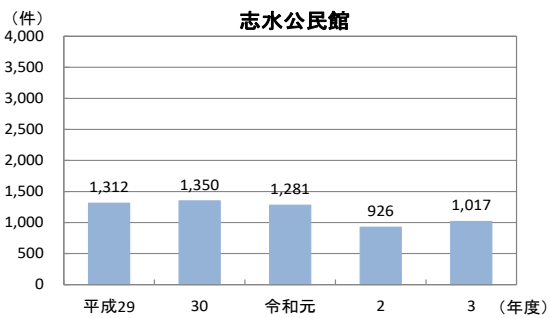
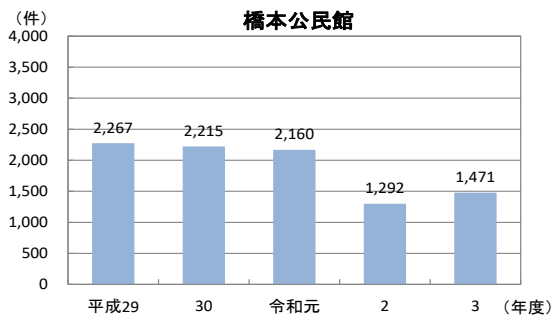
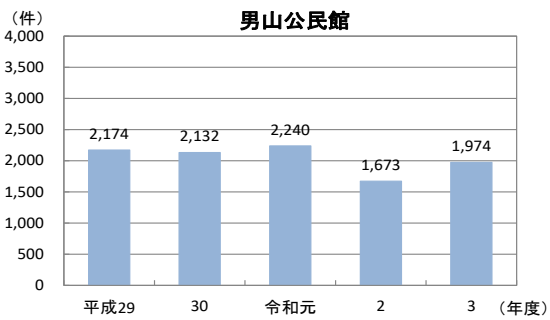
(リカレント教育推進講座の受講者数)

(人)



(資料)八幡市

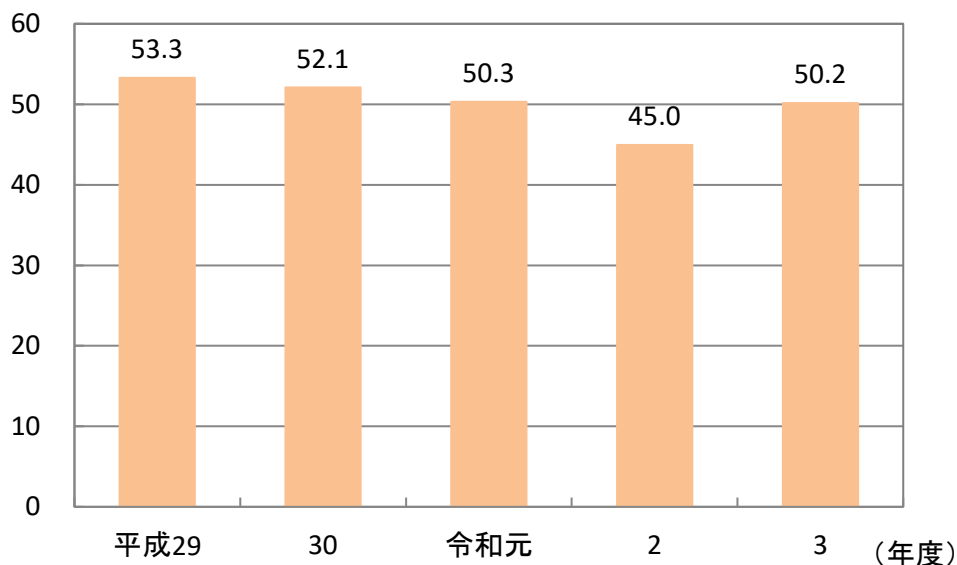
(公民館等利用件数)



(資料)八幡市

(図書館貸出冊数)

(万冊)



(資料)八幡市

【主な取組と方向性】

- **地域づくりの担い手（NPO・ボランティア等）の育成・拡充**
 - 防災・防犯、環境、福祉など、多様な分野における市民協働が進むよう、社会福祉協議会等を含めた組織間の連携を通じて、NPO・ボランティアなどの担い手組織や人材の育成を進めるとともに、市民協働活動センターの利用促進を図ります。
 - 市民協働・市民参画を進めるために作成した「市民協働活動事例集」の活用を進めます。
 - 男山地域まちづくり連携協定に基づき行われている多様な地域づくりの取組を、今後もさらに促進します。
 - 民間事業者等とのさらなる連携による地域づくりを進めます。
- **生涯学習の推進**
 - 生涯学習の成果が社会参加や地域におけるつながり、共助体制の構築等につながるよう、関係機関との連携強化を図り、新しい知識や現代的課題の学習、生きがいや心の豊かさの追求などの学習ニーズに応じて、多様な形態・内容の充実を推進するとともに、生涯学習人材バンクへの登録と利活用を促進します。
 - 文化・スポーツをはじめ他の行政分野と生涯学習との連携を進めます。
 - 市民の生活機能を高めるとともに、地域活動など社会参加・社会貢献の促進につなげるため、図書館における図書資料による情報提供の充実を推進します。

【施策の進捗をはかる指標】

指標名	計画当初値	現状値	目標値
	平成 28 年	令和 3 年	令和 9 年
市民協働活動センター利用登録団体数	15 団体	15 団体	25 団体
ボランティア保険加入者数	—	1,031 人	1,125 人
リカレント教育推進講座の受講者数	532 人	407 人	700 人
生涯学習人材バンク登録者数	91 人	104 人	110 人
生涯学習人材バンク利用件数	—	0 人	10 件/年

第2章

子どもが輝く「未来のまち やわた」

第1節 子育て支援



【めざす姿】

妊娠・出産から子育てまで、地域で一貫したサポートが受けられることで、安心して前向きに子育てができる人が増えています。

【施策体系】

子育て支援	①妊娠・出産・育児サポート
	②就学前教育・保育の充実

【施策の背景】

女性の社会進出の拡大に伴い、子育てをする親のライフスタイルが大きく変化してきている中、核家族化の進行などにより、子育てについて身近に相談できる人が少なく、不安や戸惑いを感じる人も少なくありません。

本市においても子どもの数が減少傾向にある中、子育てに対する不安を和らげ、前向きに子どもを産み育てることができるようにしていくためには、妊娠・出産から育児まで一貫したサポートが受けられるよう、相談体制、ひとり親家庭支援の充実など子育て支援の充実を図っていく必要があります。

また、少子化や地縁関係の希薄化などを背景に、地域で子育て仲間や相談相手を見つけることが難しくなっているほか、乳児期から長時間保育を必要とする子どもが増加するなど、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化しています。そのため、これまで家庭で培ってきた基本的な生活習慣も保育園等で身につけることが増えてきているなど、就学前施設の重要性がますます高まっており、就学前における教育・保育の一層の連携・充実を図ることが求められています。

さらに、子どもの貧困やヤングケアラー等の問題に適切に対応し、全ての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、健やかに成長できる社会の実現が必要です。

①妊娠・出産・育児サポート

【現状と課題】

近年、年間出生数が減少傾向にある中、本市では、妊娠・出産・育児サポートの充実を図る取組として、産前・産後ヘルパー派遣や「こんにちは赤ちゃん訪問事業」、各種健診事業など様々な取組を実施しています。また、市内3箇所に設置している子ども・子育て支援センターにおいて各種子育て支援事業を展開し、多くの子育て世帯に利用されています。新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数の減少

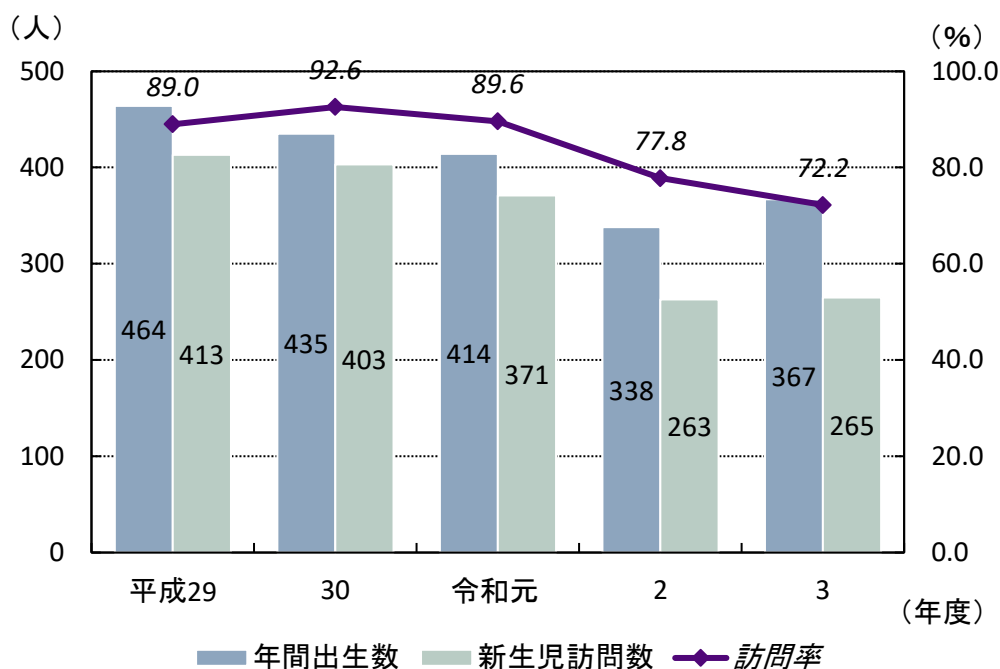
や利用率の低下がみられますが、今後も、乳児への訪問率のさらなる向上や地域のニーズを踏まえたセンターでの取組の充実に努める必要があります。また、令和2（2020）年度に児童発達支援センター「ママぐりお」を開設し、発達に関する相談や療育支援を行っています。今後これらの施設も活用しながらさらなる療育支援の充実を図っていく必要があります。

子どもの健康診査受診率は高い水準で推移していますが、子どもの年齢が高くなるほど低下する傾向にある中、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2（2020）年度以降は急減しました。しかし、健康診査は、発達が気になる子どもへの早期支援等にもつながるため、引き続き受診に向けた啓発や、安心な受診方法の検討等を行っていく必要があります。

このほか、社会的な関心の高まりもあり、児童虐待に関する通告件数の増加がみられることや、ひとり親世帯が以前に比べて増加しているという状況もあります。家族の形態やライフスタイルも多様化しており、貧困やヤングケアラー等の家庭問題、疾病など様々な事情を抱える家庭への支援体制の充実が必要になっています。

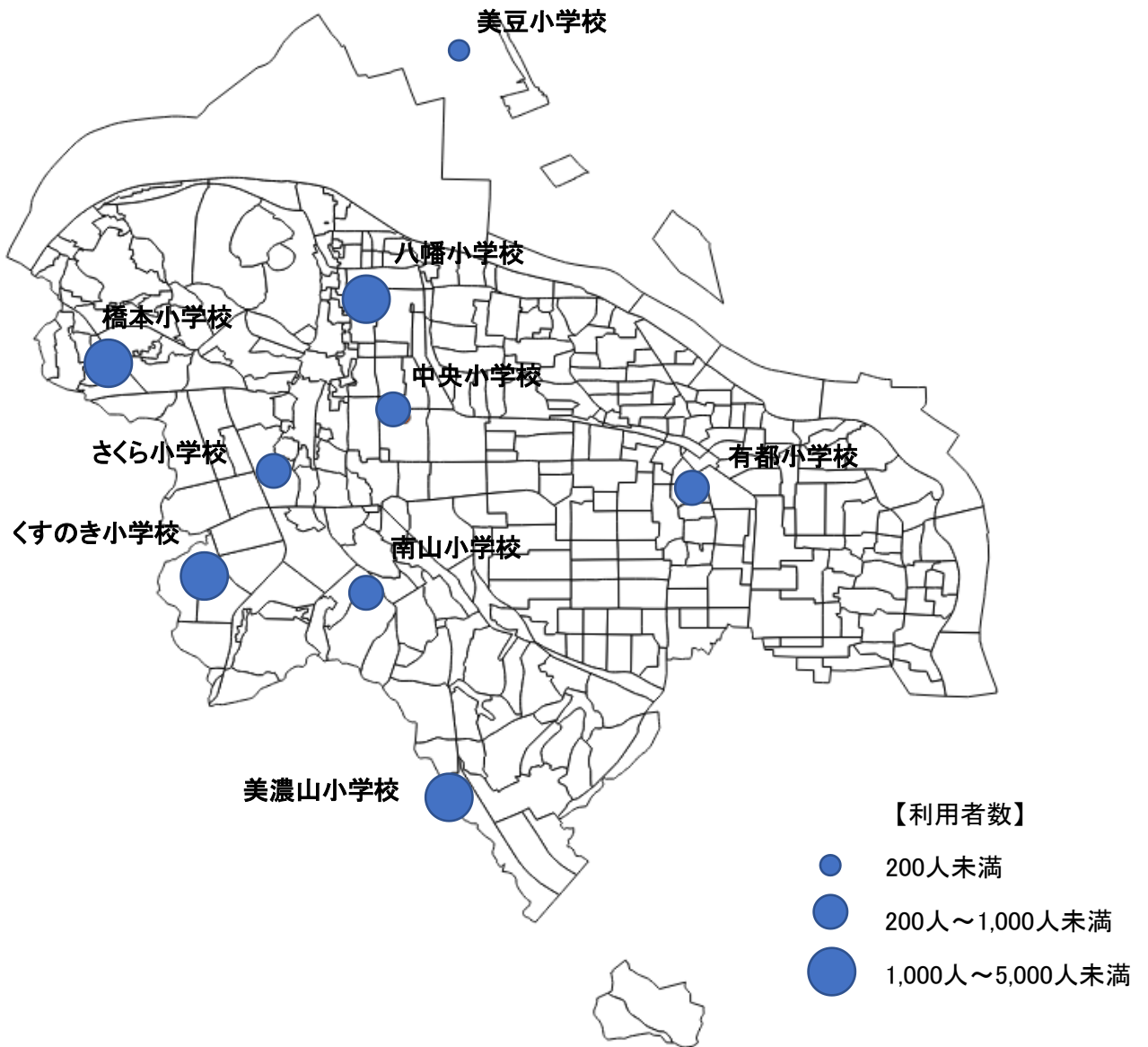
（関連情報・データ等）

■年間出生数と新生児訪問率の推移

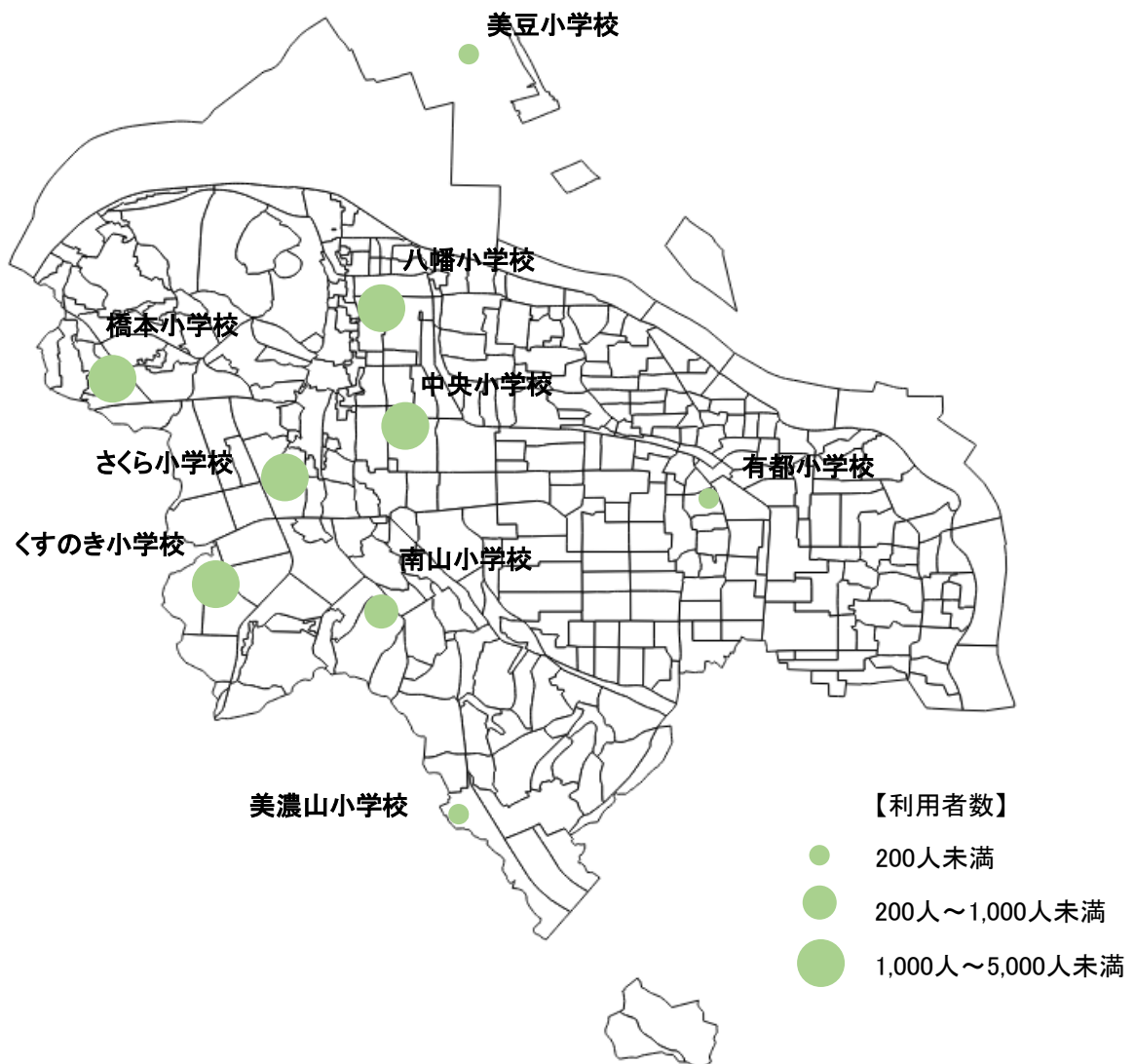


(資料)八幡市

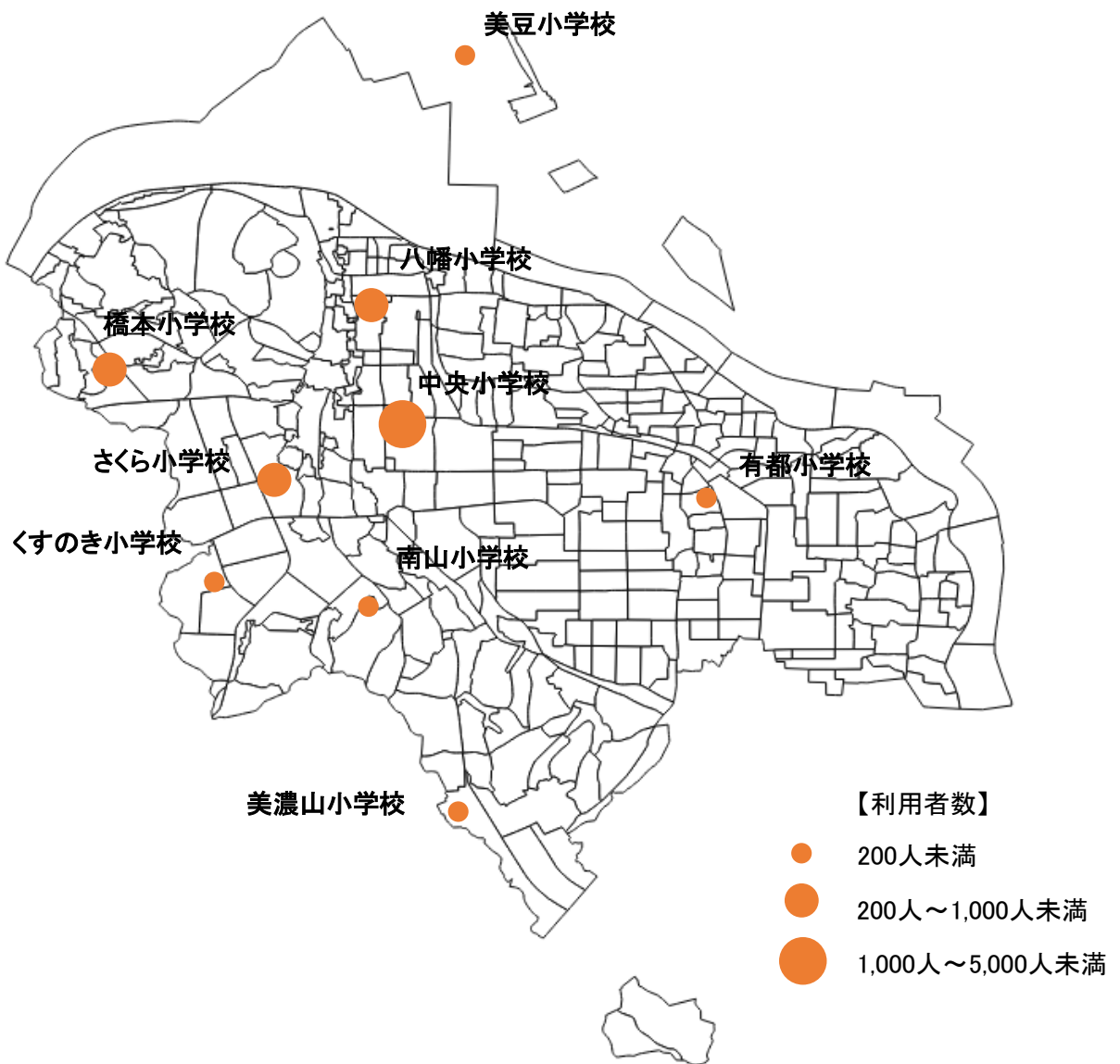
■子育て支援センター利用状況（令和3年度）
（すくすくの杜）



(あいあいポケット)

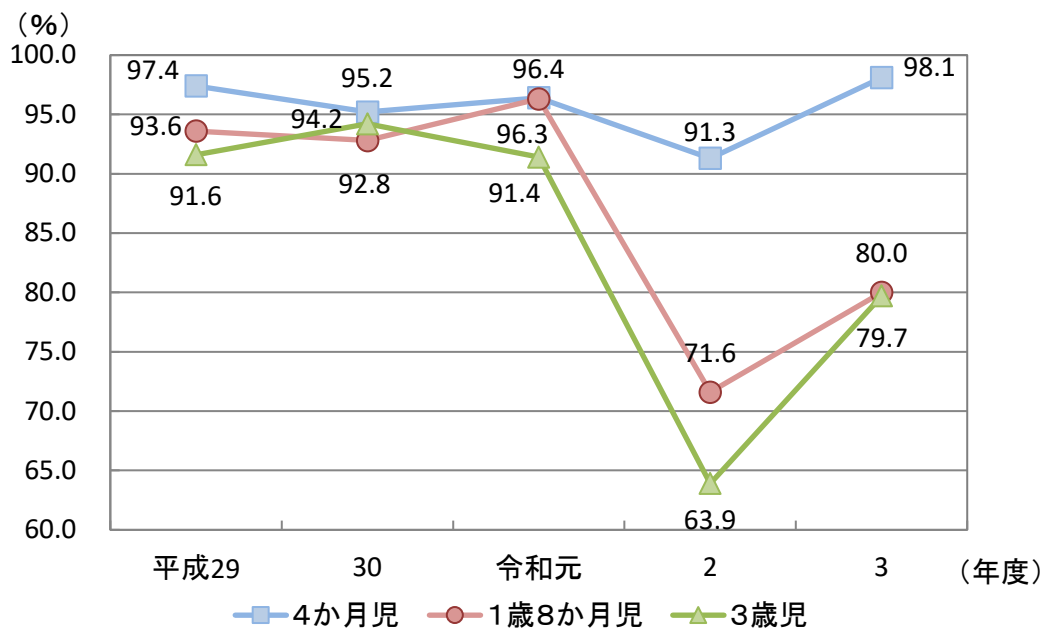


(そよかぜ)

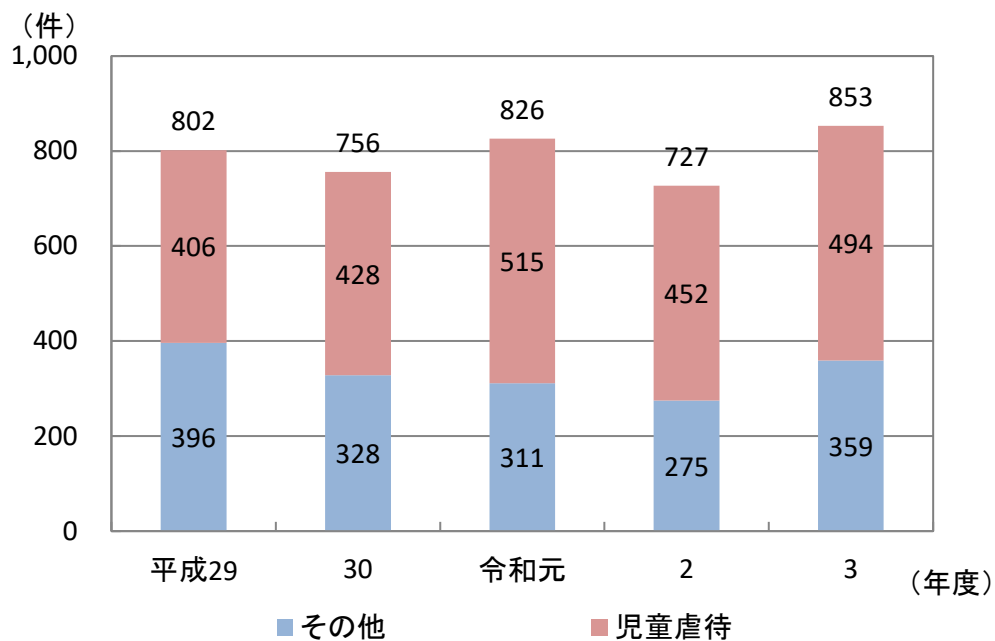


(資料)八幡市

健康診査受診率

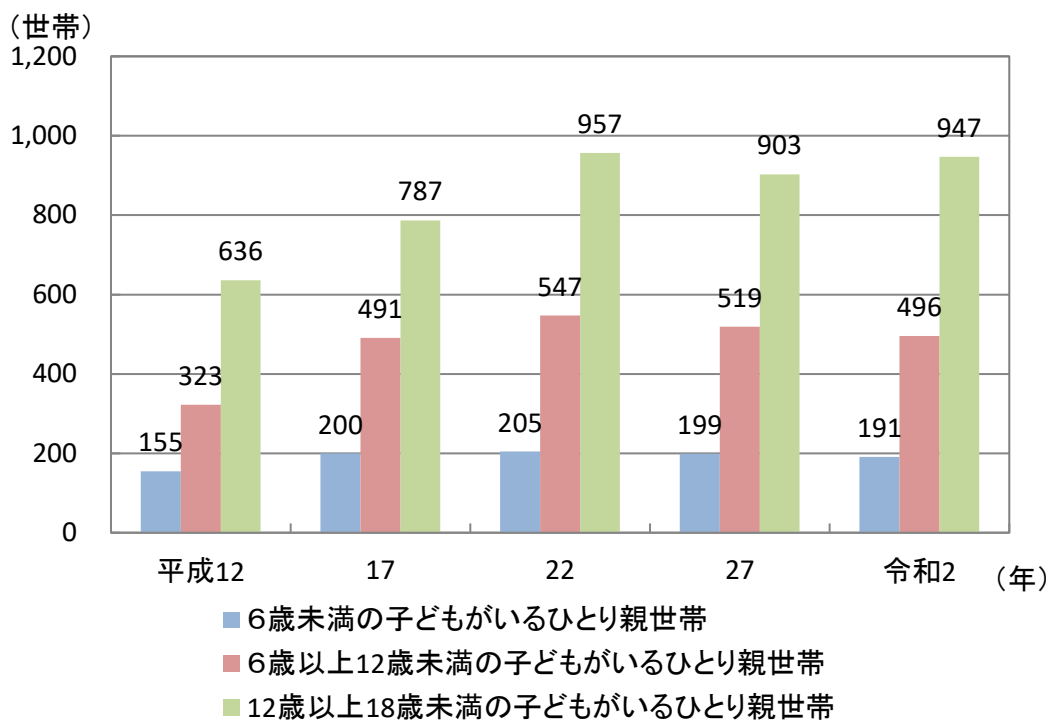


家庭児童相談室の相談状況



(資料)八幡市

■ひとり親世帯数（各年 10月1日現在）



(資料)総務省「国勢調査」

【主な取組と方向性】

- **妊娠・出産・子育て環境の整備と充実**
 - 妊娠・出産から子育てまで、一貫したサポートが受けられ、安心して子育てができる環境の整備を進めます。
 - 子育て支援センターやファミリーサポートセンターの取組を充実させるとともに、子育てに関する学習や交流の機会を充実させるなど、子どもを健やかに育てることができる環境を整えます。
 - より多くの人に八幡市の子育て環境を知ってもらえるよう、子育て支援施策の周知を図ります。
- **子ども・妊産婦の保健体制の充実**
 - こんにちは赤ちゃん訪問事業の訪問率や乳幼児健診の受診率向上をはじめ、乳幼児の健全な育成や妊産婦の健康保持・増進など、母子保健の充実を図ります。新型コロナウイルス感染症等で事業継続が難しい状況下においても、支援が途切れることがないように代替手段を検討します。
 - 幼児健診における弱視の検査機器導入や新生児聴覚検査の費用助成により障がい等の早期発見・治療につなげます。
- **相談・支援体制の充実**
 - 多機関多職種ネットワークによる支援と相談援助技術の向上に取り組みます。
 - 児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築や医療的ケアが必要な障がい児支援のための関係機関の協議の場の設置など、連携支援体制の構築に努めます。

- 関係機関と連携し、ヤングケアラーへの対応など子どもを取りまく生活環境の改善を進めます。
- 福祉に携わる専門職間が連携し行う座談会『談活』プロジェクト」を社会福祉協議会と協働で実施し、相談・支援体制の充実につなげます。
- 家庭問題などを抱える家族を支援するため、絆ネットワーク構築支援事業を進めます。
- **ひとり親家庭支援の充実**
 - ひとり親家庭の自立と生活の安定のため、必要な相談及び生活・経済的支援を実施します。

【施策の進捗をはかる指標】

指標名	計画当初値	現状値	目標値
	平成 28 年	令和 3 年	令和 9 年
ファミリーサポートセンター登録会員数	345 人	417 人	460 人
3 歳児健康診査受診率	91.5%	79.7%	93.0%
こんにちは赤ちゃん訪問事業の訪問率	91.0%	72.2%	95.0%

②就学前教育・保育の充実

【現状と課題】

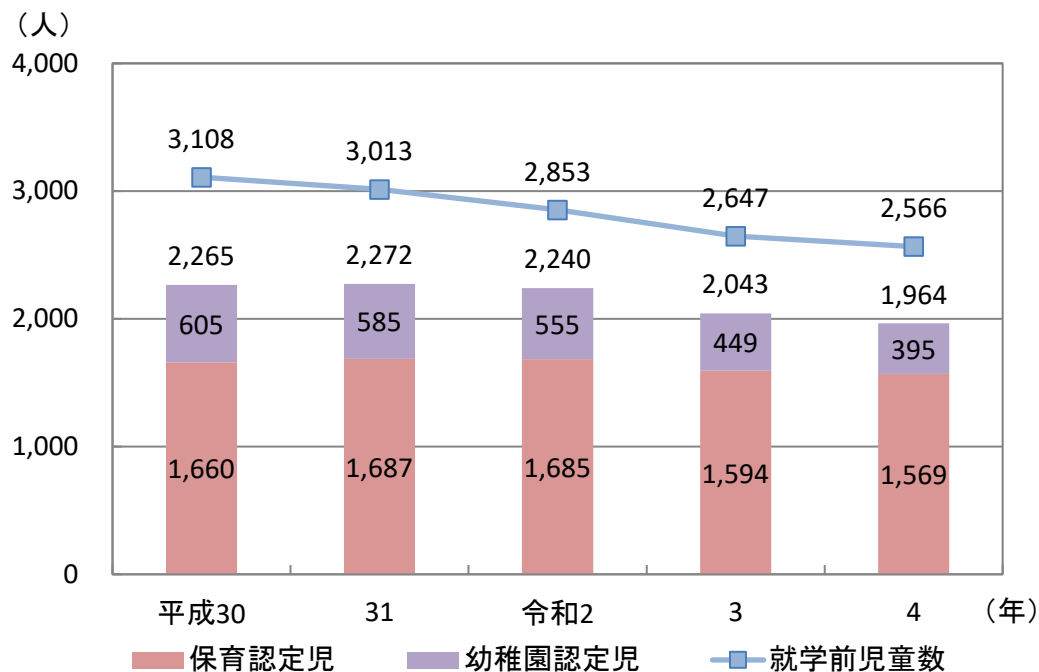
少子化に伴い就学前児童数が減少している中、女性の就労率向上等を背景に、保育園や認定こども園のニーズは増加傾向にある一方で、幼稚園のニーズは減少しています。

これまで本市では、公立の就学前施設の弾力的な運用や、私立の就学前施設への積極的な支援などによって、待機児童ゼロを継続的に実現するとともに、多様なサービスを提供し、教育・保育ニーズへの対応に努めてきました。また、公立・私立の認定こども園化を推進し、教育・保育の一体的な提供を推進するとともに、園庭の芝生化や衛生管理備品の充実など安心・安全な環境づくりを進めています。また、保育園・幼稚園・認定こども園から小学校への円滑な接続を図るため、相互連携を図り、接続カリキュラムの活用や就学前児童の体験授業等を実施しています。

今後、令和3（2021）年度に策定した「八幡市立就学前施設再編の基本方針」に基づき、公立就学前施設の統廃合や認定こども園化を進め、1施設当たりの適切な園児数を確保しながら民間との協働による教育・保育内容の一層の充実を図っていく必要があります。

【関連情報・データ等】

■就学前児童の状況



(資料)八幡市

【主な取組と方向性】

- 就学前教育・保育の充実
 - 公私立就学前施設の適切な運営を図るとともに、教育・保育内容の充実を図ります。
 - 小学校への円滑な移行を図るため、幼小連携の更なる強化を図ります。
 - 子どもたちが安心して過ごせる教育・保育環境の整備を進めます。
- 公立就学前施設の再編
 - 「八幡市立就学前施設再編の基本方針」に基づき、公立就学前施設の認定こども園化を基本とした再編を進めます。
 - 1施設あたりの適切な園児数と人員を確保し、持続可能な施設運営を図ります。

【施策の進捗をはかる指標】

指標名	計画当初値	現状値	目標値
	平成28年	令和3年	令和9年
保育園の待機児童数	0人	0人	0人
認定こども園の数	3園	5園	9園

第2節 子どもの生きる力の育成



[めざす姿]

次代を担う子どもたちの「生きる力」が備わっています。

[施策体系]

子どもの 生きる力の育成	①学校教育
	②児童・青少年の健全育成

[施策の背景]

次の時代の地域・社会を担う子どもたちが健全に育つには、学力はもとより、対話などを通じて育む広い意味での「賢さ」を身につけ、生きる力を備えた人間に育てる教育が重要であり、それを可能にするような学校における教育内容や学校施設の充実を進めていく必要があります。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により多くの学校が臨時休業を余儀なくされたことを受け、緊急時のオンライン授業に備えた通信環境整備などの教育現場の ICT 化を進める必要があります。

さらに、共働き世帯の増加により、放課後の児童の安全・健全な居場所づくりも課題になっているほか、障がいなど配慮が必要な子どもの数が増えており、支援体制の充実が必要になっています。

①学校教育

【現状と課題】

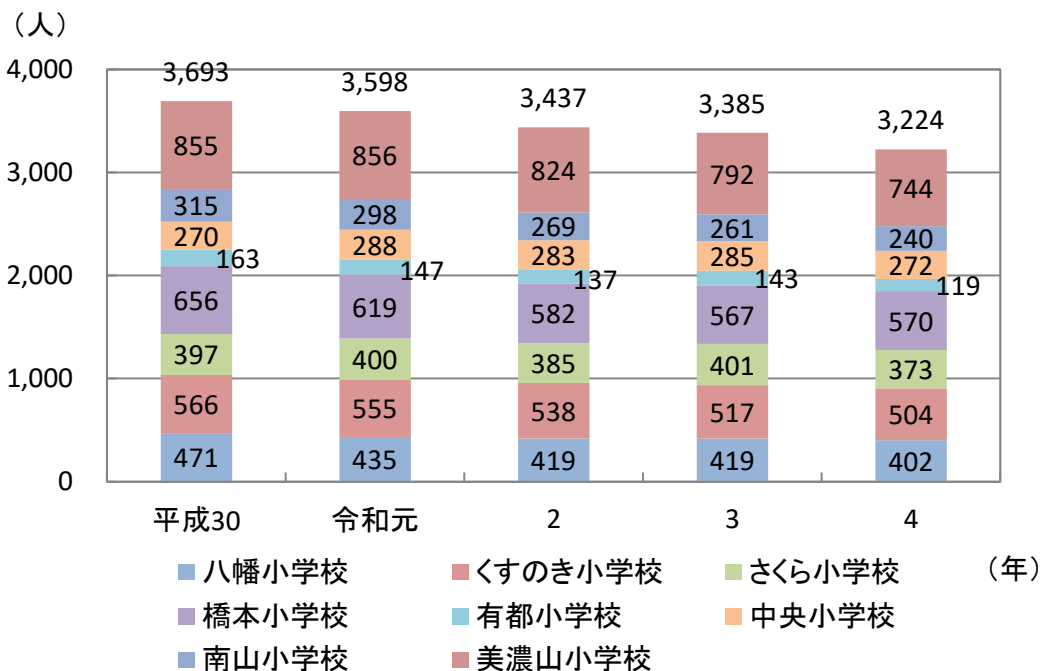
本市では、少子化に伴い児童生徒数が減少する中、平成 22（2010）年度に学校再編を完了し、「1 中学校 2 小学校」の体制を構築しました。また、学校施設はすべて耐震化・防災機能強化整備と空調設備整備を完了し、ハード面での教育環境の充実を進めてきました。また、GIGA スクール構想のもと、1 人 1 台の端末を整備し、積極的な端末の利活用を進め、子どもの学力向上に取り組んでいます。

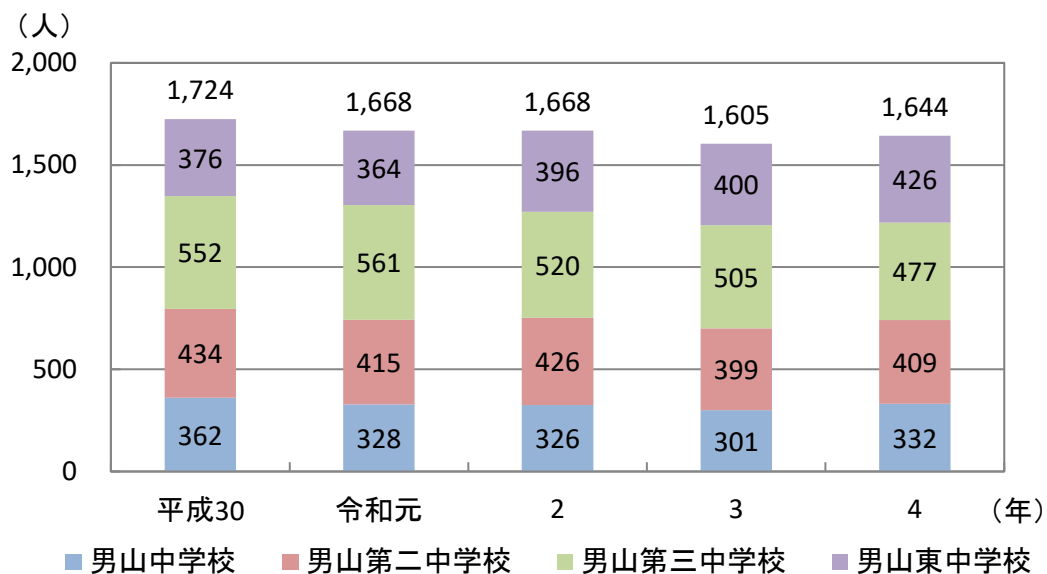
ソフト面では、学習支援員等の配置や学校に図書館司書を配置するなど学力府内 1 番を目標に取り組んでいます。全国学力・学習状況調査の結果が京都府平均を下回ることが多く、更なる取組が必要な状況です。加えて、体験学習や各校の連携による小中一貫教育の推進等にも取り組んでおり、引き続き一貫性・連続性に配慮した教育を進めていく必要があります。さらに、今後は日本語を母語としない児童・生徒の更なる増加が見込まれるため、日本語支援員や母語通訳者の派遣を行い、日本語や教科学習の効果的な習得を目指す必要があります。

また、市内の不登校児童生徒の出現率が増加傾向にあり、八幡市教育支援センターの「教育相談室」においても、登校しぶりや不登校での相談が多い傾向にあります。各学校や関係機関と連携し、個々の事情に応じて丁寧に対応を進めていくことが今後も必要です。

（関連情報・データ等）

■小中学校の児童・生徒の数の推移（各年 5 月 1 日現在）

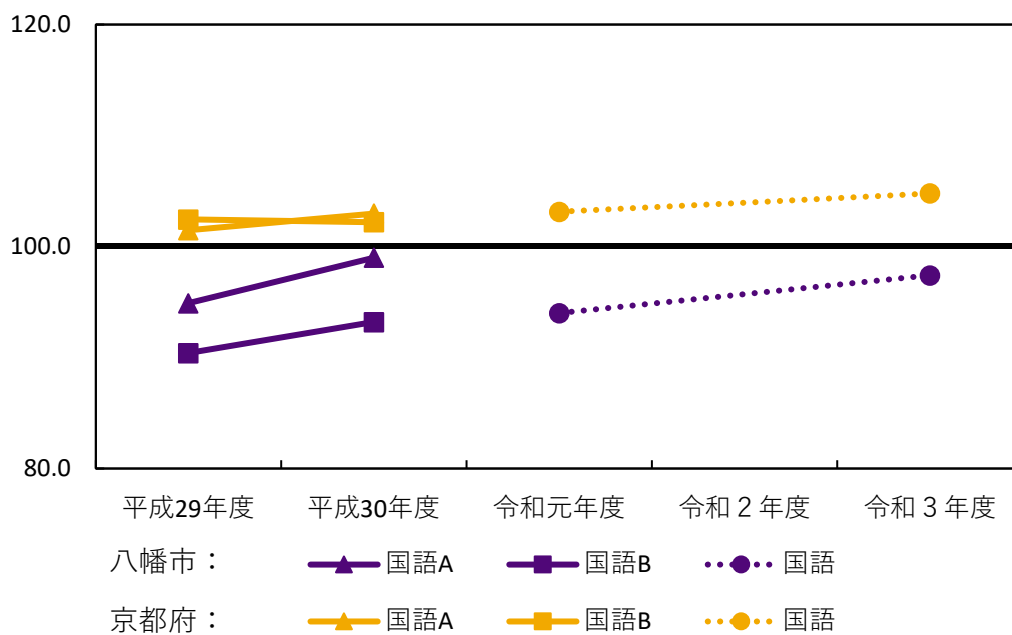


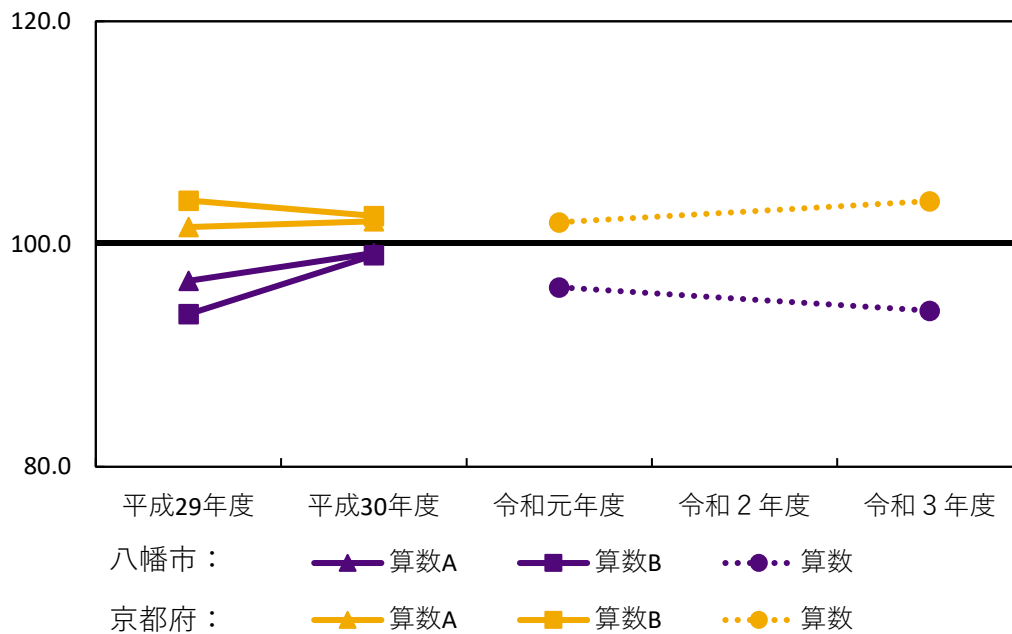


(資料)八幡市

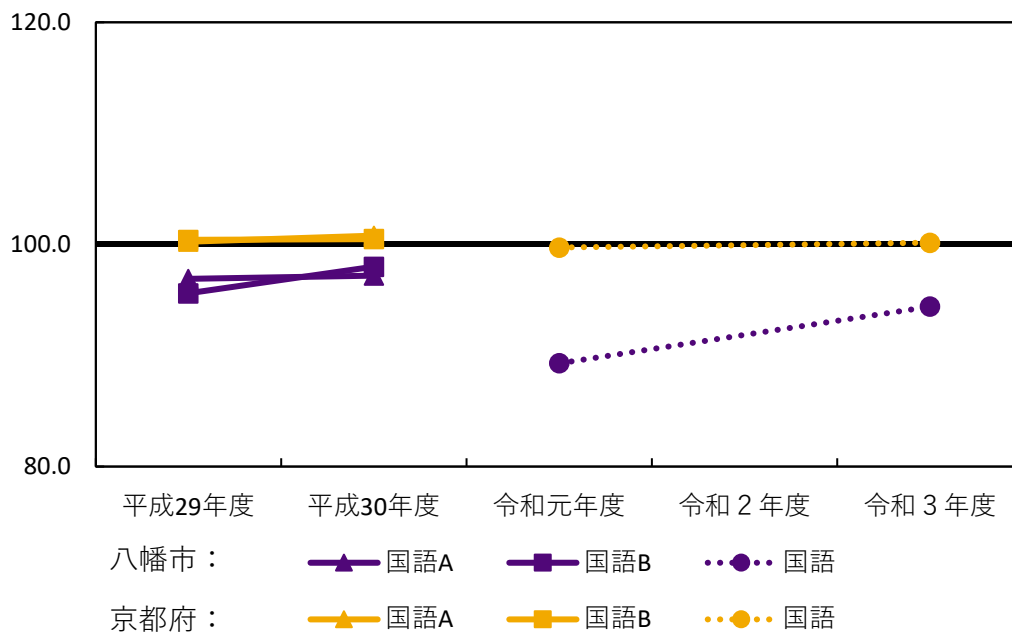
■全国学力・学習状況調査結果（全国平均を 100 とした場合の京都府・八幡市の数値）

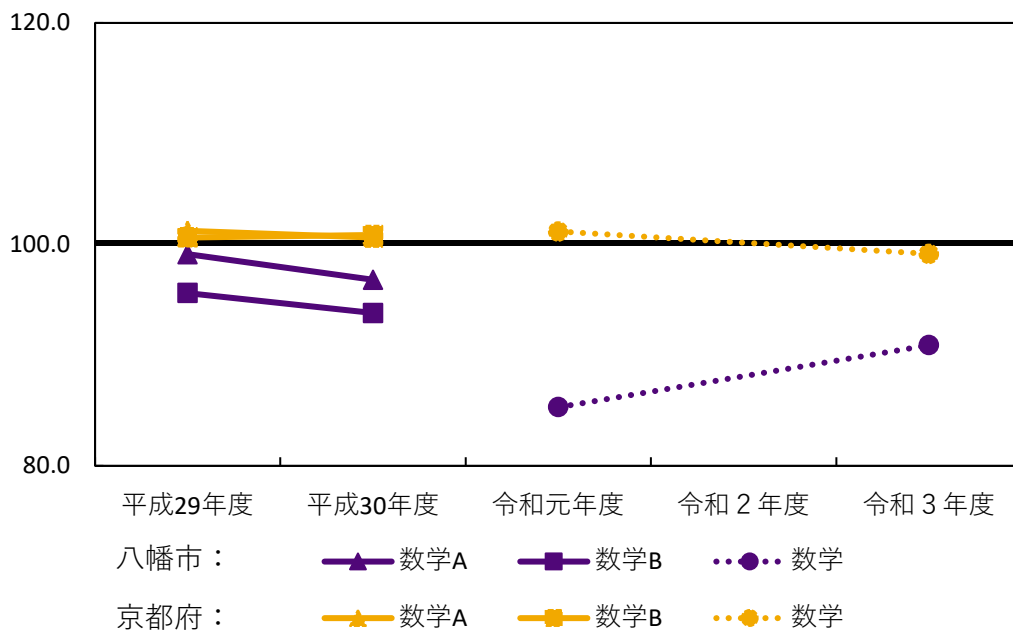
（小学校6年生）





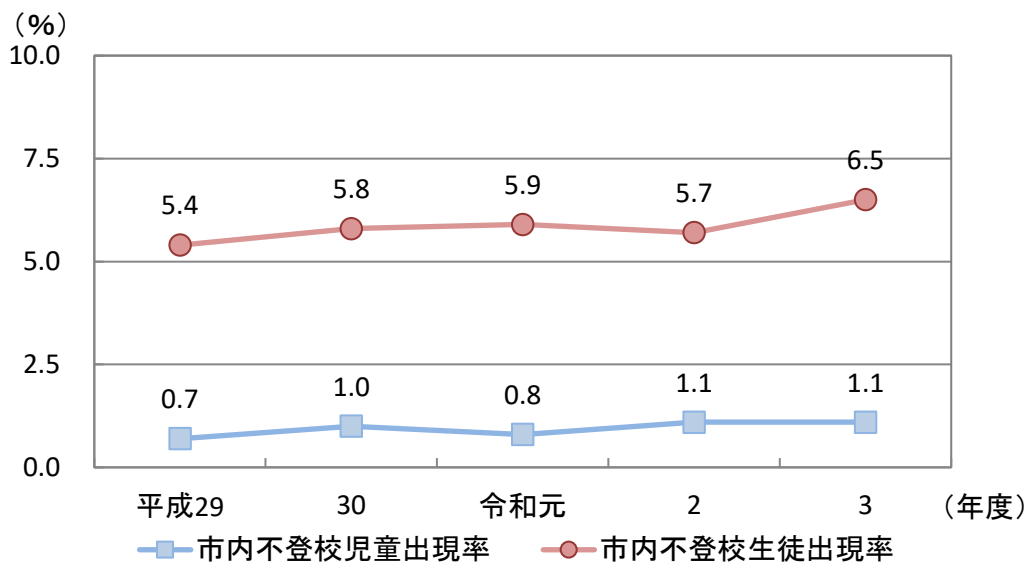
(中学校3年生)





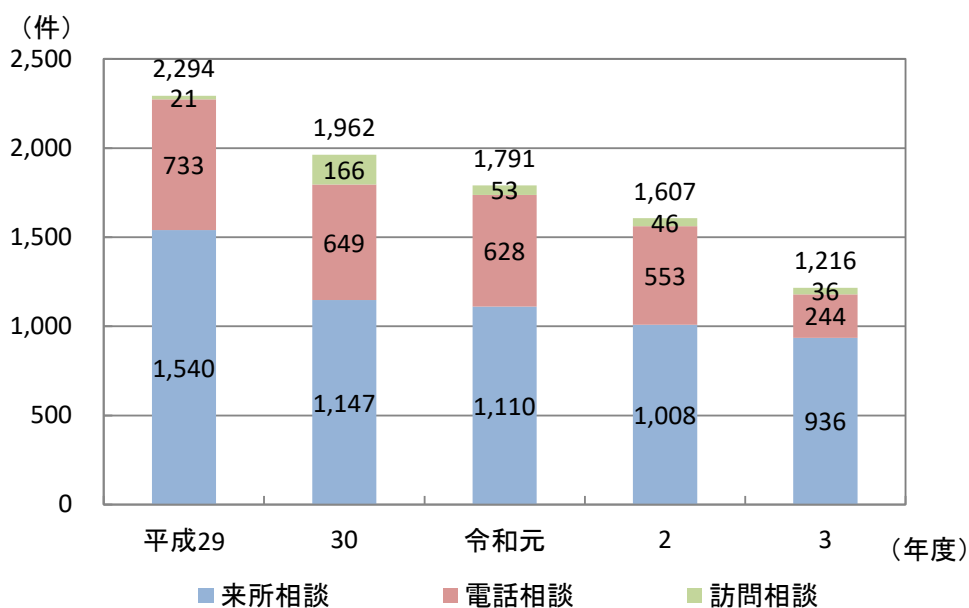
※令和2年度は新型コロナウイルス感染症に係る学校教育への影響を考慮し、実施されていない
(資料)八幡市

■市内不登校児童生徒出現率



(資料)八幡市

■教育支援センター教育相談室の相談状況



(資料)八幡市

【主な取組と方向性】

- 学校教育の充実
 - 子どもの生きる力を育てるため、魅力ある学校づくりを進める中で、学力向上や豊かな人間性の育成に向けた様々な取組を展開するとともに、社会のニーズに応じた教育を推進します。
 - 教育課題に応じた教職員研修の充実など、各学校における教員の指導強化を図ります。
 - 心身ともに健やかに成長できる教育環境を構築します。
- 学校教育環境の整備
 - 適切な教育環境の整備に向け、引き続き長寿命化への対応等を図ります。
 - GIGA スクール構想のもと、さらなる教育現場の ICT 化を進め、子どもの学力向上を図ります。
- 配慮が必要な子どもへの支援体制の整備
 - 支援を必要とする子どもへの学習支援の充実を図ります。
 - 不登校やヤングケアラーなど、学校に関わる子どもや保護者の様々な悩みに適切に対応し、支援できる体制を整備します。
 - 「八幡市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの早期発見・対応に努めます。
 - 障がいのある児童生徒への支援体制を、関係機関との連携を図りながら充実させます。
 - 障がいのある子どもに対する療育支援の充実を図るとともに、インクルーシブ教育との連携を図ります。
 - 日本語指導を必要とする児童・生徒に対して、日本語支援員や母語通訳者の派遣を行い、日本語や教科学習の効果的な習得を推進します。

【施策の進捗をはかる指標】

指標名		計画当初値	現状値	目標値
		平成28年	令和3年	令和9年
全国学力・学習状況調査結果 ^(※) (小学校6年生)	国語A	94.9	97.4	105
	国語B	90.4		
	算数A	96.7	94.0	105
	算数B	93.7		
全国学力・学習状況調査結果 ^(※) (中学校3年生)	国語A	96.9	94.4	105
	国語B	95.6		
	数学A	99.1	90.9	105
	数学B	95.6		
市内不登校児童生徒出現率	小学生	0.8%	1.1%	0.7%
	中学生	5.0%	6.5%	4.9%

※調査結果の全国平均を100とした場合の八幡市の数値。

令和元年度よりA・Bの区分が廃止。

②児童・青少年の健全育成

【現状と課題】

少子化に伴い小学校の児童数は減少傾向にあります。小学生の子どもがいる共働き世帯の割合は高いことから、放課後における児童の安心・安全な居場所づくりの需要は依然高い状況にあります。

本市では、全小学校区において計9箇所の「放課後児童クラブ」を設置し、小学校1年生から6年生までを対象とした放課後児童健全育成事業を実施しているほか、自学自習力と学習意欲の向上及び放課後の居場所づくりを図るため、全小学校において「やわた放課後学習クラブ」を設置し、小学校5年生及び6年生を対象とした学習支援を図るとともに、小学校3年生及び4年生を対象とした事業を一部実施しています。

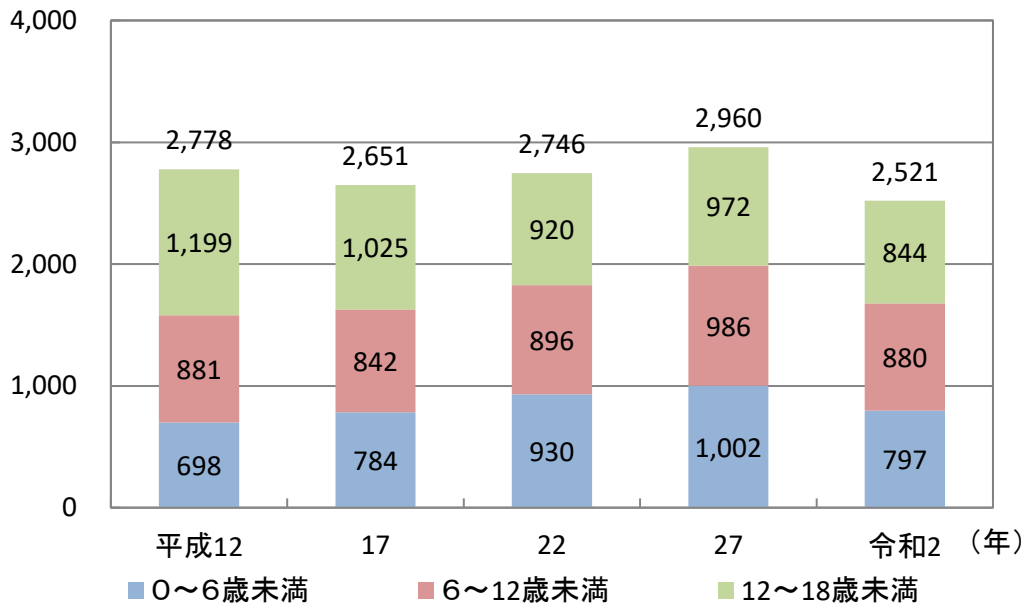
家庭の状況に関わらず、全ての児童が放課後に安心・安全に過ごし、多様な体験活動ができる場としてのニーズに対応するため、これらの事業の連携又は一体的な推進を図ることが重要です。

青少年の健全育成に向けては、青少年育成補導委員会やPTA、学校支援地域本部等による活動が行われています。地域で児童・青少年の健全育成を支える体制の充実に向け、各機関の連携強化と担い手の育成が求められています。

(関連情報・データ等)

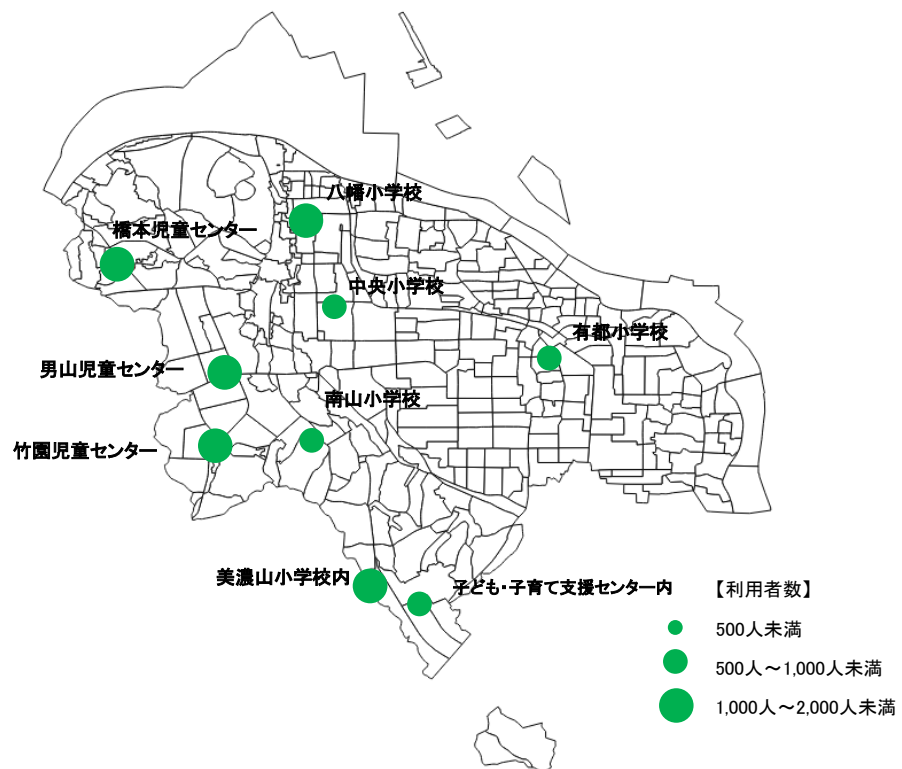
■子どもの年齢別に見た共働き世帯数（各年 10月1日現在）

(世帯)



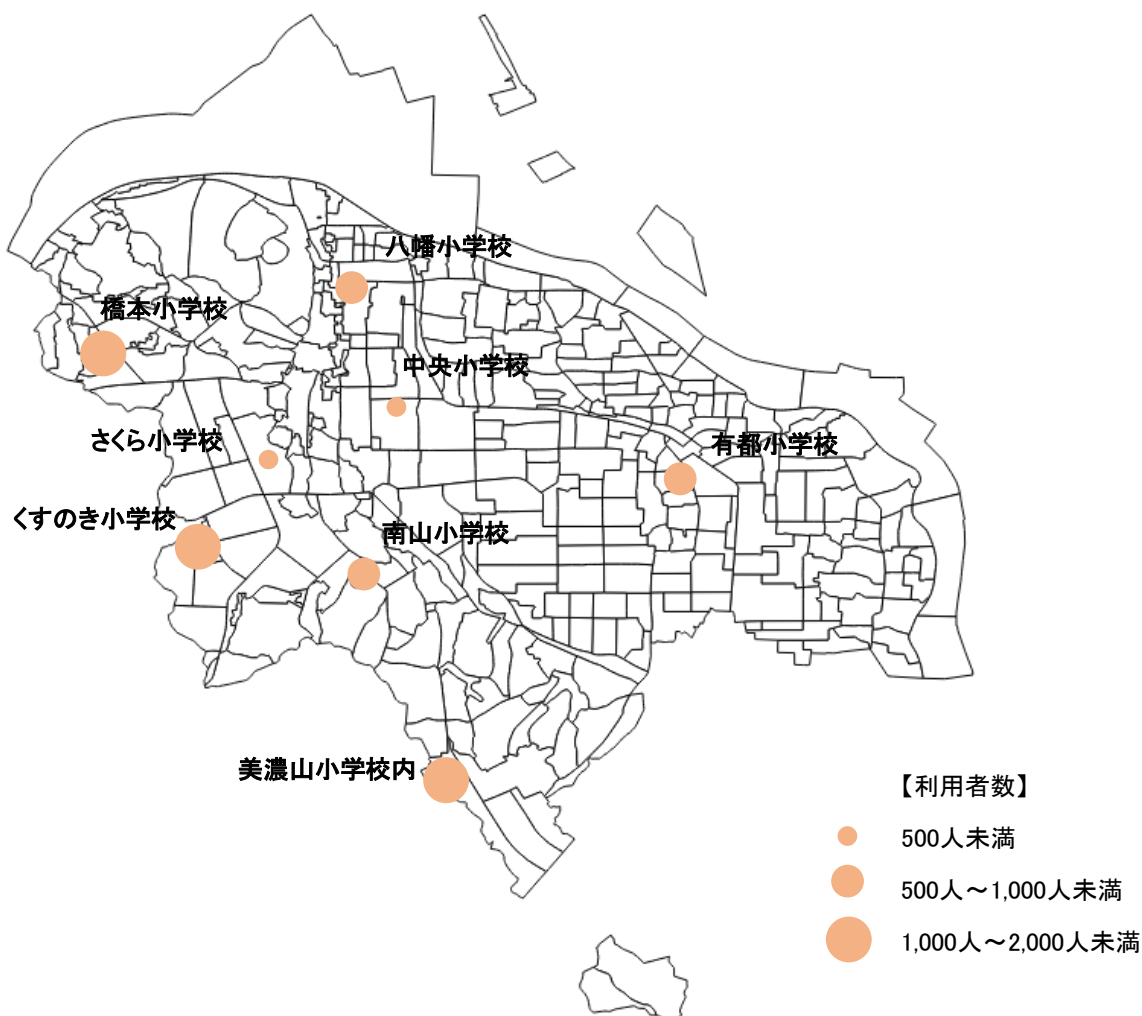
(資料)総務省「国勢調査」

■放課後児童健全育成事業利用人数



(資料)八幡市

■ やわた放課後学習クラブ利用人数



(資料)八幡市

【主な取組と方向性】

- 放課後における児童の健全育成
 - やわた放課後学習クラブ事業の対象年齢及び実施内容の拡大を段階的に図りながら、放課後児童健全育成施設と放課後学習クラブとの連携による「新・放課後子ども総合プラン」を推進します。
 - 全ての児童の地域における居場所づくりを進めるため、児童センター等の運営及び事業を推進します。
- 青少年の健全育成
 - 青少年育成補導委員会やPTA、学校支援地域本部等の活動支援など、地域を挙げて青少年の健全な育成を支える取組を進めます。
 - 青少年育成補導委員会やPTA、学校支援地域本部等との連携を通じ、青少年健全育成を担う人材の育成を図ります。

【施策の進捗をはかる指標】

指標名		計画当初値	現状値	目標値
		平成28年	令和3年	令和9年
新・放課後子ども総合プラン実施箇所数		0箇所	0箇所	8箇所
やわた放課後学習クラブ参加率	高学年	—	13.6%	14.0%
	中学年	—	9.8%	14.0%

第3章

誰もが「健康」で「幸せ」な「健幸のまち やわた」

第 1 節 健康で幸せのまちづくり



[めざす姿]

市民の誰もが健康に関心を持ち、地域のつながりと自然に健康づくりが進むまちの中で、いきいきと幸せを感じながら、健康寿命が延びています。

[施策体系]

健康で幸せの まちづくり	①健康づくり習慣の定着促進
	②地域のつながりを活かした健幸づくり
	③健幸につながるまちの基盤づくり

[施策の背景]

我が国の平均寿命は少しずつ延びていますが、ただ長く生きるだけでなく、できるだけ健康な状態で長く生きる（＝「健康寿命」を延ばす）ことが重要です。それは、本人の幸福、家族の介護・看護負担の減少、行政の財政負担の軽減にもつながります。

本市では、ウェルネス（個々人が健康かつ生きがいを持ち、安心安全で豊かな生活を営むことができること）をまちづくりの中核的な考え方の1つとして位置づけ、本市で暮らすことで健幸になれるまちづくりをめざした「やわたスマートウェルネスシティ構想（SWC構想）（平成29年）」「やわたスマートウェルネスシティ計画（SWC計画）（平成30年）」を策定しました。

構想を実現するためには、市民誰もが健康に関心を持ち、日頃から健康づくりに向けて運動や食生活などの習慣を見直し、各種検診や健康診断の定期的な受診などを進めていく必要があります。さらには、いくつになっても生涯現役でいきいきと暮らし続けられるよう、活動の場や機会の充実を図るとともに、地域コミュニティの中で、活動を通じた相互の信頼や協力関係を醸成していく必要があります。

加えて、近年では新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化により、高齢者を中心に自粛生活が続くことによる生活不活発を原因とした健康面での二次被害（コロナフレイル）が確認されています。

上記のような新たな課題の解決を含め、市民が健康づくりに積極的に取り組み、いきいきと暮らしながら幸せを感じられるようになるには、「外に出て体を動かしたい」と思える動機付けや生涯にわたり気軽にスポーツを楽しめる環境づくり、「人に対する健幸づくり」が大きな要素となります。

そのためには、歩きやすい歩道の整備やウォーキングコースの充実など歩きたくなるまちづくりを進めるとともに、魅力ある景観や公園の整備、バリアフリーの推進など、出かけたいたいと思える「まちの健幸づくり」を伴わせて進めていく必要があ

ります。

①健康づくり習慣の定着促進

【現状と課題】

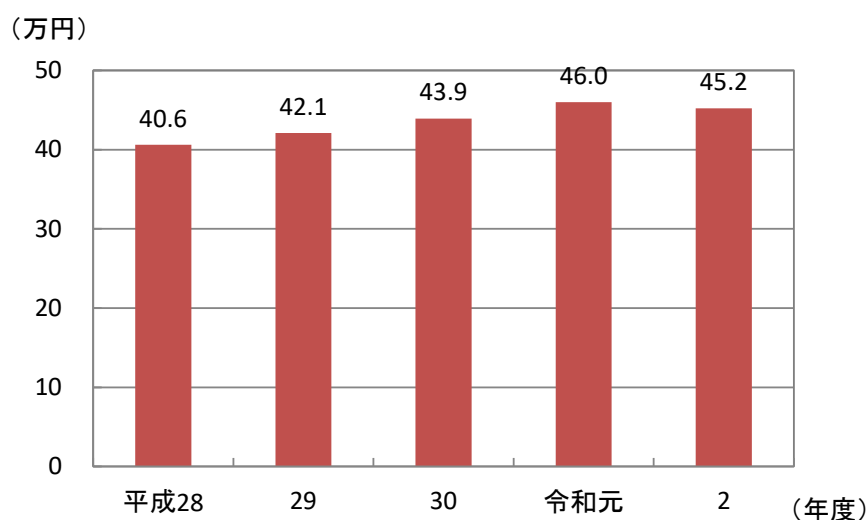
高齢化に伴い総医療費が増加傾向にある中、市民の健康づくり意識を高めていくため、本市では、市内 18 箇所の公共施設への健康コーナーの設置、健康マルシェの開催、やわた未来いきいき健幸プロジェクトの実施、ウォーキングイベントの開催などの取組を進めています。やわた未来いきいき健幸プロジェクトの参加者は増加傾向にありますが、認知率は24.8%（利用率7.4%）にとどまり、他の施策も認知率が低い状況となっています。また、検診の無料化や医療機関で受診できる環境整備を進めたことにより、各種検（健）診の受診率は上昇傾向にありますが、今後もさらなる受診率の向上を図る必要があります。

「SWC計画」改定時の住民調査では、「運動習慣のある人は、ない人に比べて運動器疾患、生活習慣病の発症リスクが低い」ことが明らかとなっています。健康で幸せに生き続けられるよう、各種検診、健康診断の定期的な受診により市民が自らの心身の状況を認識するとともに、健康無関心層への積極的な働きかけや市民のスポーツ参加機会の拡充を含む生涯学習との連携等を通じて、それぞれの健康状態に応じた運動や食生活などを日頃の暮らしの中で実践していく健康づくり習慣の定着を促進していくことが必要です。

「自殺対策基本法（平成28年）」が改正され、本市では「八幡市自殺対策計画（令和2年）」を策定しました。健康問題や経済・生活問題をはじめ、多様な問題が自殺の要因につながると考えられることから、保健、医療、福祉、教育、労働など関係施策が連携し、支援に取り組まなければなりません。

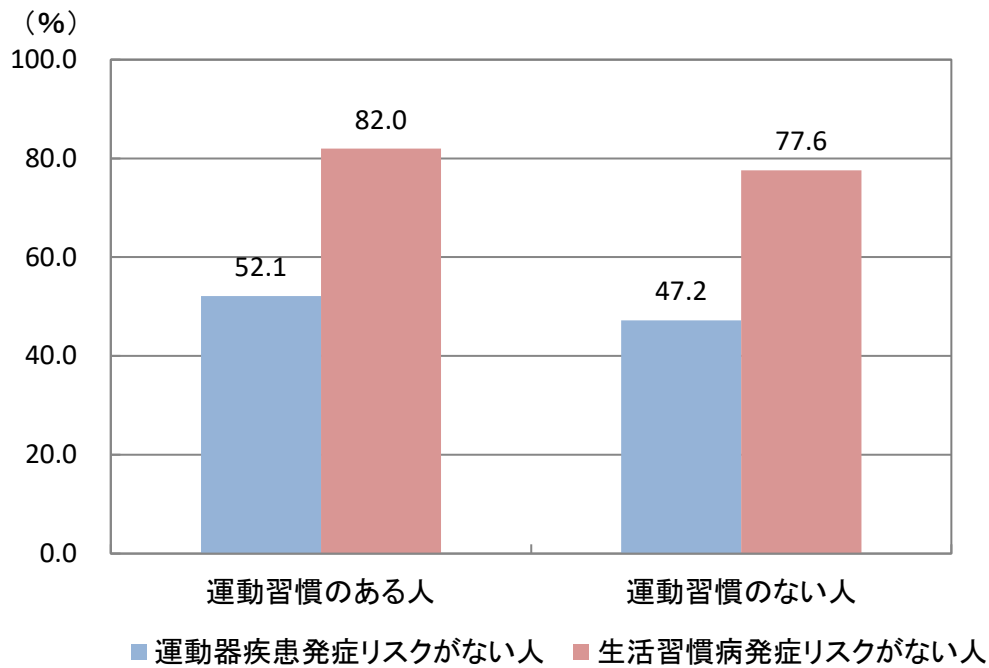
（関連情報・データ等）

■一人当たりの医療費の推移（40歳から74歳までの国保加入者の医科・歯科・DPC・調剤の合計）



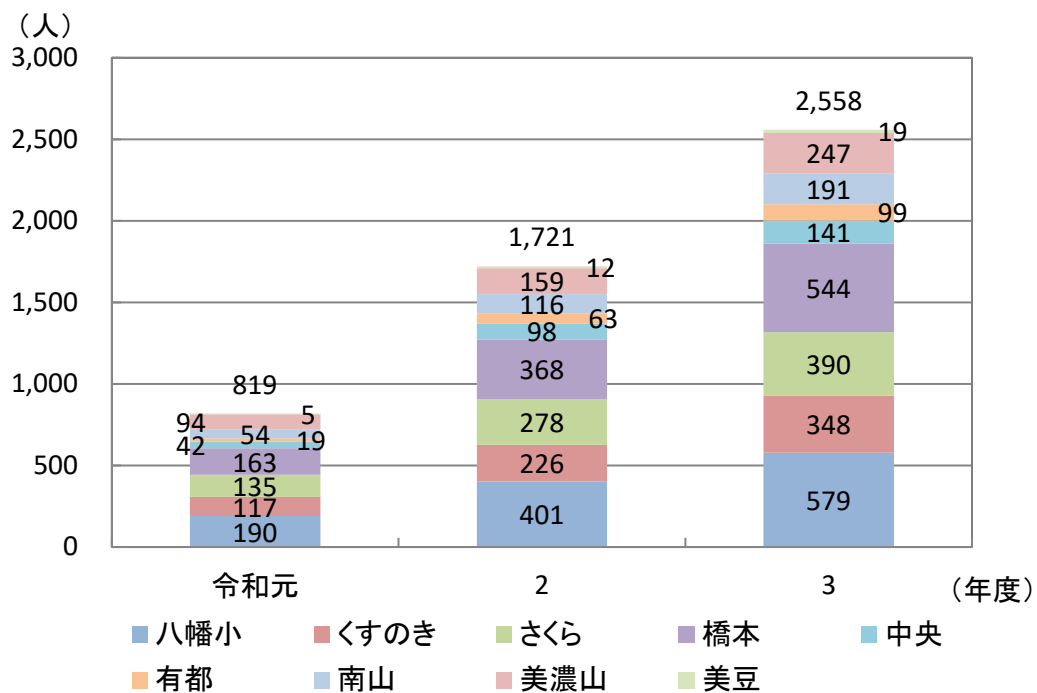
（資料）八幡市

■運動習慣と有病リスク



(資料) 八幡市「やわたスマートウェルネスシティ計画」見直しのためのアンケート調査票(令和4年)

■やわた未来いきいき健幸プロジェクト（市内居住者参加者のみ）



(資料) 八幡市

【主な取組と方向性】

● 健康意識の向上促進

- やわた未来いきいき健幸プロジェクトの推進を通じて、健康無関心層をはじめ、様々な人が健康づくりに関心を持ち、参加できる環境づくりを推進します。
- 健康づくりに関する情報提供の充実を図るため、コミュニティ等で健康づくりに関する情報が伝達される仕組みづくり（健幸アンバサダー）を推進します。
- 各種検（健）診の受診率向上を図るため、検診費用の助成の継続や、検診の周知などに努め、受診しやすい環境整備を推進します。
- 生活習慣の改善促進、健康意識の向上が図れるよう、受診結果を活用した保健指導等を推進します。
- 誰もが自殺に追い込まれることのないよう、支援体制やサポート内容についての情報の周知に努め、庁内各課や関係機関と連携を図ることで自殺予防へつなげます。

● 運動習慣の定着促進

- より多くの市民に運動習慣の定着を図るため、公民館等の身近な施設において、ライフスタイルに応じて参加できる運動教室、介護予防教室等の開催を促進するなど民間事業者と連携し、環境整備を進めます。
- 幅広い年代層がスポーツを楽しむことができるよう、ニーズに応じたスポーツ参加機会の創出と事業の展開を図ります。
- 市民が主体となって取り組むスポーツ活動の促進を図るとともに、スポーツの振興を担う人材の育成を図ります。

● 健康的な食・生活習慣の定着促進

- 食生活改善推進員を育成し、各種教室の開催などの活動を促進します。
- 食に対する意識の高揚を図るとともに、子どもをはじめ市民の健康を食で支える観点から地産地消の取組を通じ、学校や家庭、地域等との連携を進め、食育を推進します。
- 保健指導等による生活習慣の改善促進を図ります。

【施策の進捗をはかる指標】

指標名	計画当初値	現状値	目標値
	平成28年	令和3年	令和9年
健康づくりインセンティブ事業実施による医療費抑制効果額	—	76,431千円	1,660,000千円
健康づくりイベント参加者数	2,400人	400人	1,000人
健康づくりインセンティブ事業参加者数	548人	3,087人	5,000人
定期的に運動をしている市民の割合	58.9%	58.7%	75.0%
がん検診受診率 ^(※)	15.8%	8.3%	17.0%

※市が実施する検診の受診者数を対象とし、社会保険加入者の職域受診は含まない。

②地域のつながりを活かした健幸づくり

【現状と課題】

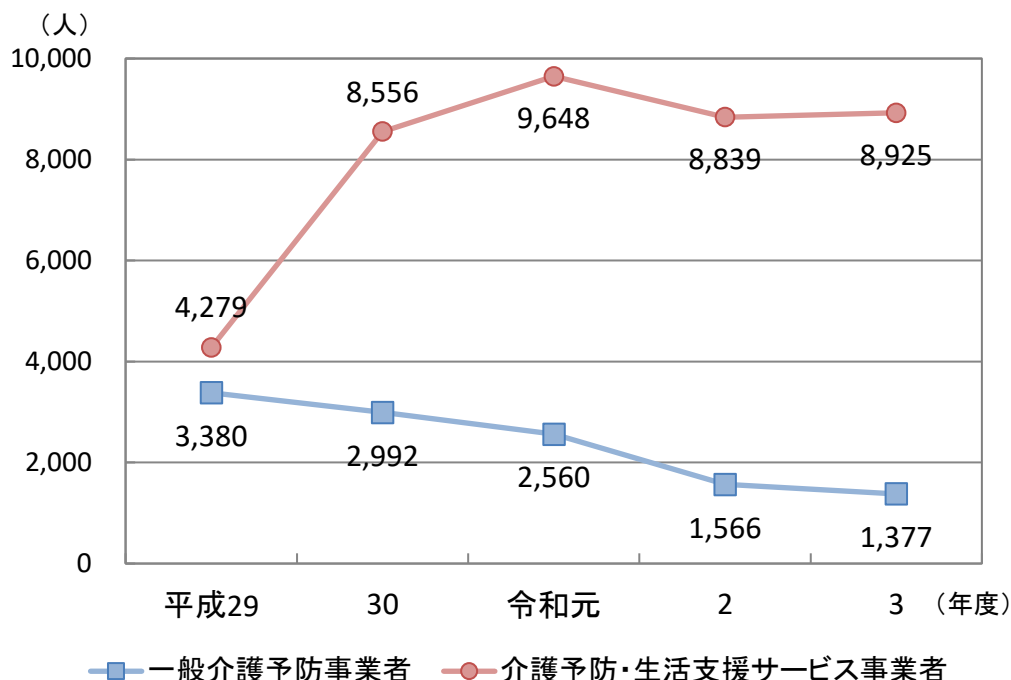
高齢化に伴い、要介護認定者数が増加しています。「健康寿命」を延ばしていくため、本市では、閉じこもり予防教室、健康長寿教室、介護予防教室、訪問指導などの介護予防事業に取り組んでいます。また、高齢者に就業機会を確保・提供するため八幡市シルバー人材センターを設置し、生きがいの充実、福祉の増進を図り、活力ある地域社会づくりに貢献することを目指しています。

「SWC計画」改定時の住民調査では、社会参加をしている人の方が、そうでない人よりも高血圧症、脂質異常症、骨粗しょう症の有病率が有意に低い結果となっています。平成27（2015）年度の介護保険制度改革により、市町村が要支援者のサービスに総合的に取り組むことになったため、介護予防事業の展開における地域や事業者と連携した体制を確保するとともに、介護予防に取り組む意欲がわくように事業内容をさらに充実していくことが必要となっています。

市民すべてが健康で幸せな生活を送ることができるように、身近な地域で高齢者が無理なく楽しく介護予防に取り組める環境を充実していくとともに、いくつになっても生涯現役でいきいきと暮らし続けられるよう、就業や地域コミュニティ活動など地域のつながりを活かした高齢者の社会参加をさらに促進していくことが必要です。

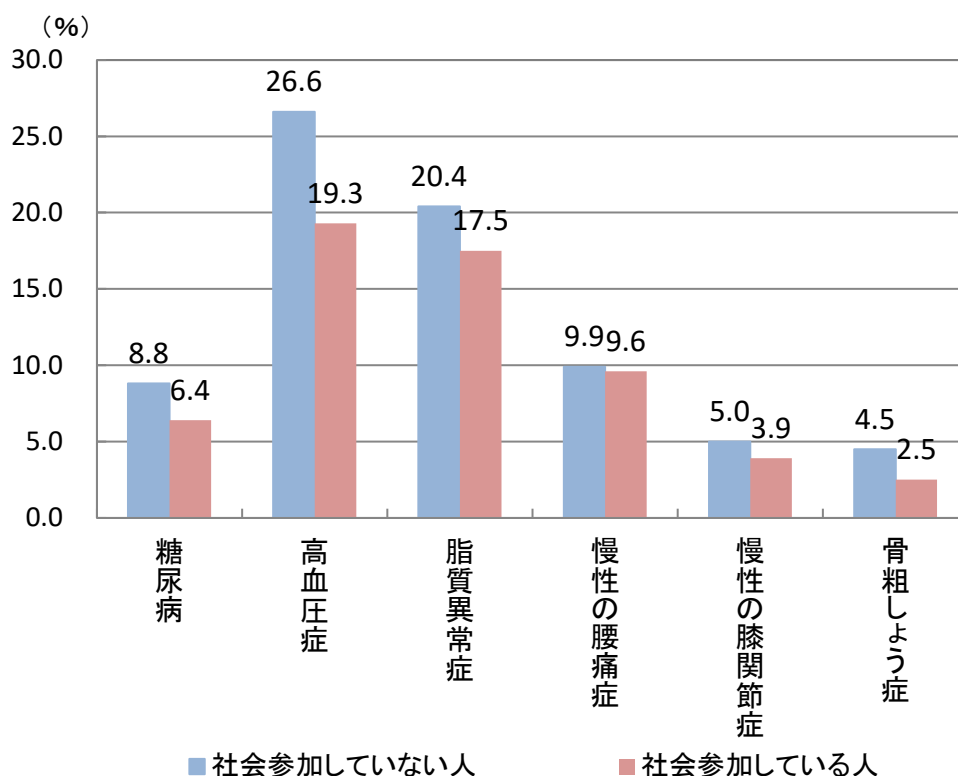
（関連情報・データ等）

■介護予防事業利用者（各年度末現在）



(資料)八幡市

■社会参加状況と有病率



(資料)八幡市「やわたスマートウェルネスシティ計画」見直しのためのアンケート調査票(令和4年)

【主な取組と方向性】

- 地域で支える介護予防の推進
 - 地域が主体となった介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした介護予防・生活支援サービスの充実に取り組みます。特に、介護認定において軽度の認定者が多い本市の傾向を踏まえた事業の検討を進めます。
- 産官学の連携と市民協働の仕組みづくり
 - 企業や大学等との連携により、高齢者が心身ともに健康となるための新しいプログラムづくりを進めます。
- 社会的活動への参加促進
 - シルバー人材センター等を通じた高齢者の就労機会の提供を促進します。
 - 地域行事や老人クラブ活動など、様々なコミュニティ活動への参加を促進します。
 - 幅広い層の地域福祉活動、ボランティア活動への参加を促進するため、社会福祉協議会と協働で「『談活』プロジェクト」を実施します。

【施策の進捗をはかる指標】

指標名	計画当初値	現状値	目標値
	平成28年	令和3年	令和9年
産官学と地域連携によるコミュニティ運動教室参加者数	65人	137人	800人
通所型サービスB事業所設置数	2事業所	2事業所	8事業所

③健幸につながるまちの基盤づくり

【現状と課題】

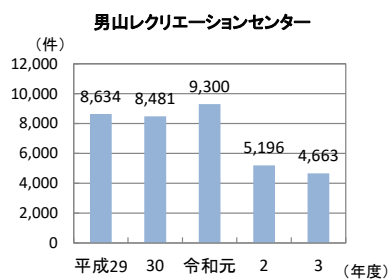
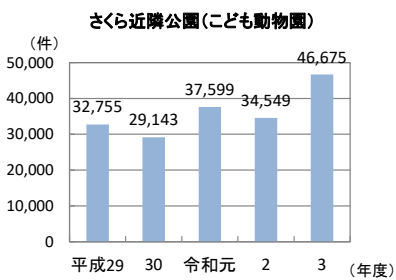
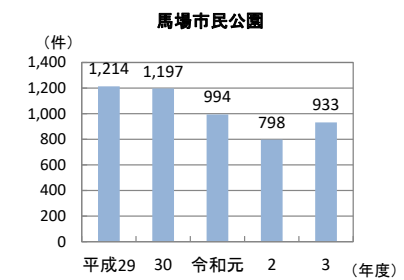
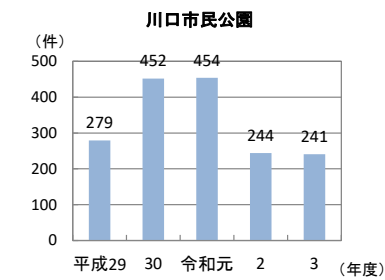
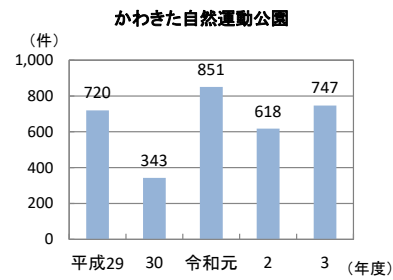
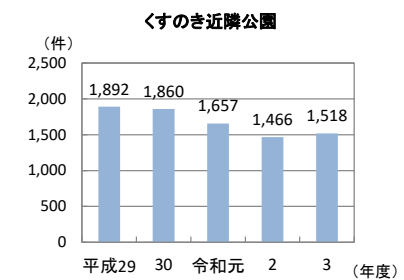
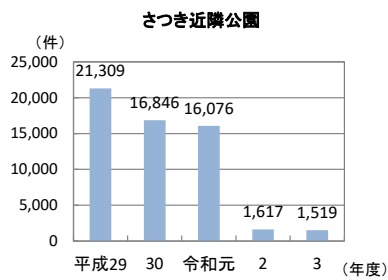
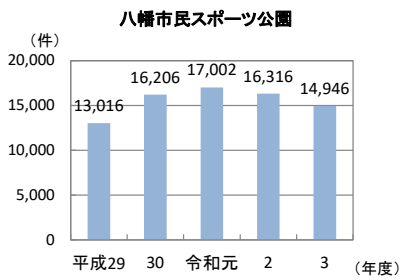
本市では、平成 19（2007）年度に男山周辺を「あんしん歩行エリア」に指定し、警察等との連携により安心安全な歩行環境の整備を図るとともに、「八幡市バリアフリー基本構想（平成 22 年）」に基づく公共施設・道路等のバリアフリー化や歩道の拡幅、美化、修景整備などを実施してきました。京阪橋本駅周辺においては、駅前広場や無電柱化など歩きたくなる道路の整備を進めています。また、市内には 94 の都市公園があり、運動公園等について毎年一定の利用者数がみられるようになっていきます。身近な地域で気軽に健康づくりに取り組めるよう、男山レクリエーションセンター及び 5 つの近隣公園に健康器具を設置しています。さらに、ウォークブルシティの先駆けとなる就学前施設・学校施設の園庭・校庭の芝生化を進めています。

「SWC計画」改定時の住民調査では、歩行のための景観が良いと思う人の 74.3%が、ウォーキングや運動を実施しやすい場所があると思っている人の 69.0%が、歩道の整備がされていると思っている人の 68.6%が、本市に住みたい、住み続けたいという意向を示しています。

健康への関心の度合いにかかわらず、暮らしの中で自然と健康になれるしかけづくりが重要であり、歩きやすく、歩いて楽しい道づくりや、出かけることが楽しく健幸に過ごすことができる目的地（公園、店舗等）の環境整備、利用しやすい公共交通の確保など、まちの健幸づくりを進めていくことが必要です。

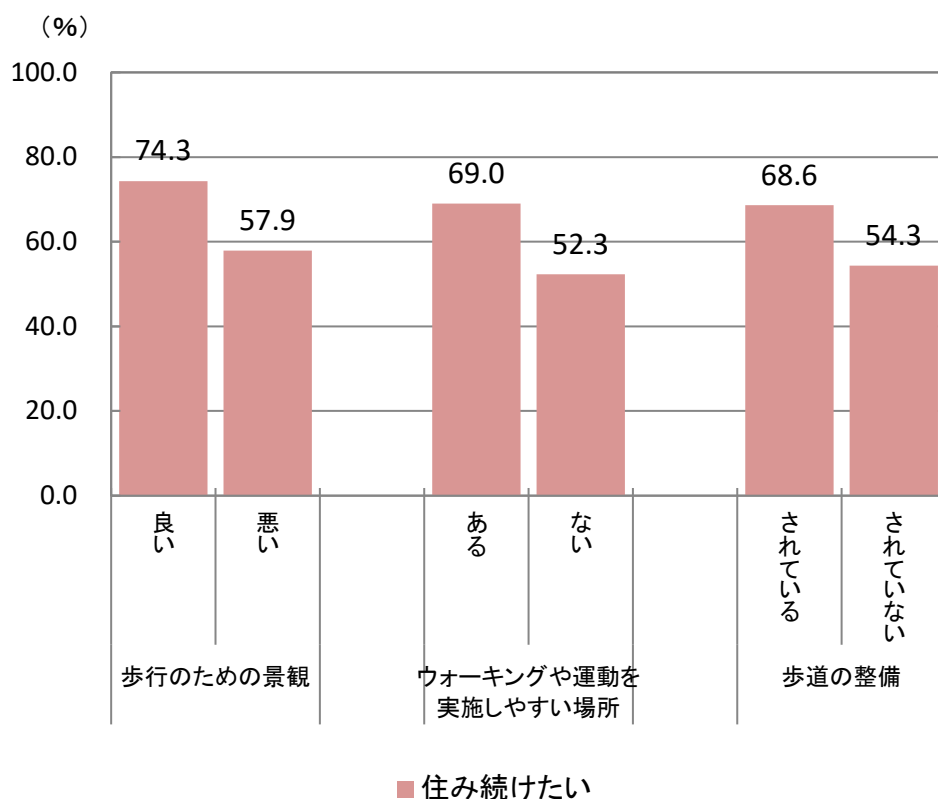
(関連情報・データ等)

■市民スポーツ公園、運動公園利用件数



(資料)八幡市

■歩行環境と居住継続意向との関係



(資料)八幡市「やわたスマートウェルネスシティ計画」見直しのためのアンケート調査票(令和4年)

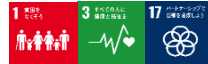
【主な取組と方向性】

- 歩きやすい、歩いて楽しい道づくり
 - ウォーキングルートの整備やウォーキングイベントの開催等により、歩きたくなる空間づくりを推進します。
 - 無電柱化や歩きやすい歩道の整備や拡幅、段差の緩和などバリアフリー化を推進し、歩きたくなる快適な道路環境の整備を通じて市民のさらなる健康増進につなげます。
- 出かけたくなる都市環境の整備
 - 誰もが安全で快適に公共施設を利用できるように、公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、飲食店や事業所等も含めた受動喫煙対策の充実化を促進します。
 - 「八幡市公園施設長寿命化計画」に基づき、市民が健康づくりや交流等に利用しやすい公園整備を進めます。
 - 安心して歩行できる環境整備に向け、歩道整備を進めるとともに、警察と連携した交通ルール・マナーの向上を図る各種啓発事業に取り組みます。
 - 身近で運動できる場所の確保に向けた取組を進めます。
 - 移動手段のさらなる充実を図るため、公共交通に関する研究・検討を行います。
 - ウォーカブルシティの取組として、公共施設の芝生化を推進します。
 - 芝生化による効果等の検証を行いながら、他の施設への展開を検討します。

【施策の進捗をはかる指標】

指標名	計画当初値	現状値	目標値
	平成 28 年	令和 3 年	令和 9 年
ウォーキングマップの認知率	25.7%	27.0%	50.0%
交通事故発生件数（歩行者関係事故）	21 件	18 件	15 件
市民スポーツ公園公園利用者数	152,868 人	96,707 人	168,000 人
運動公園利用者数	18,692 人	15,434 人	19,400 人

第2節 医療・介護の連携



[めざす姿]

医療・介護の連携が進み、市民が住み慣れた地域で「幸せ」に暮らし続けられる体制が整っています。

[施策体系]

医療・介護の 連携	①医療基盤の充実
	②地域包括ケアシステムの推進

[施策の背景]

誰もが「健康」で「幸せ」に暮らせる地域を実現するためには、医療や保険といった市民の健康を支える基盤となる制度について、時代の変化に対応しながら、適切な水準を維持し次の世代に引き継いでいく必要があります。これらの制度を維持することで、病気になった場合や介護が必要になった場合でも、適切な治療や支援を受けることができ、制度が整っているという安心感に支えられて、いきいきと過ごすことができます。

そのような観点から、身近な地域で必要な医療を受けられる体制を確保するとともに、医療・介護が連携し、地域での一体的・包括的なケアを受けられる体制を確立していく必要があります。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を教訓として、感染症流行時に国などが実施する緊急対策に、医療機関等と連携し迅速・適切に対応できる体制を整えておくことが求められます。

①医療基盤の充実

【現状と課題】

令和2（2020）年の医療施設数・病床数、医師数の山城北医療圏内における本市の割合は、病院が施設数 17.4%（病床数 11.8%）、一般診療所が施設数約 13.5%（病床数 22.7%）、医師数が 10.1%となっています。山城北医療圏を構成する市町における本市の人口の比率は 16.4%となっており、病院施設数や診療所の病床数は人口構成比を上回っています。

新型コロナウイルスの感染拡大時は、ワクチン接種体制を確保し、現在でも様々な感染症から市民の健康を守るための接種体制が整っています。

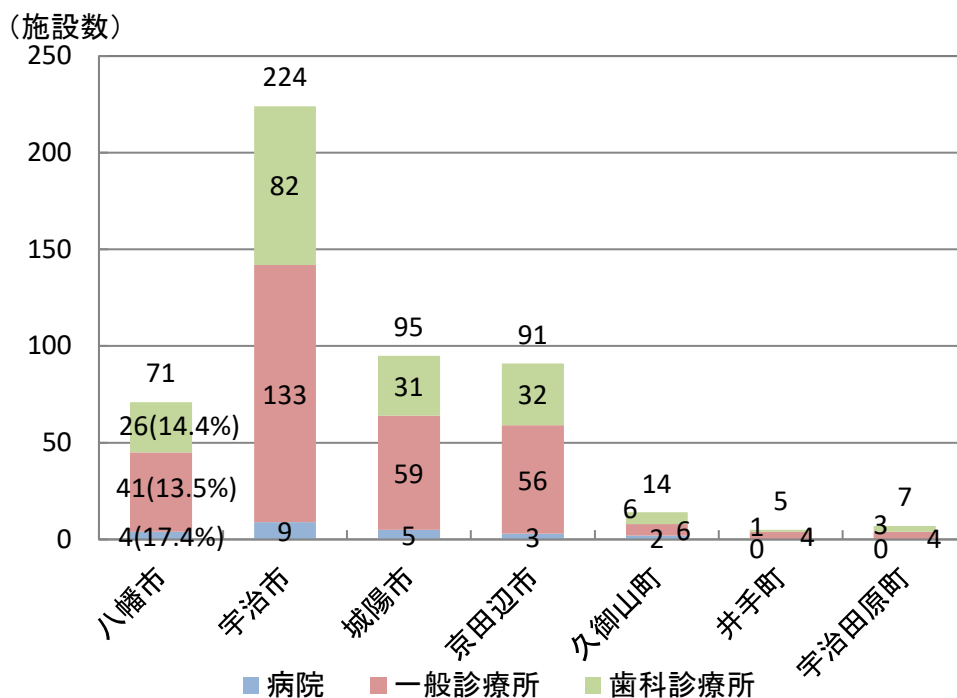
また、医療費助成制度について、子育て世代やひとり親家庭、障がい者、高齢者等が安心して医療を受けられるよう、京都府と連携して適正な運用を進めるとともに、平成 26（2014）年 10 月からは美杉会男山病院にて週 1 回の小児救急医療が開始されるなど、救急医療体制の充実を進めています。

今後、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年問題を見据え、京都府の地域医療構想に基づく山城北医療圏内の医療・介護連携を進めていくとともに、適正な医療費助成制度の運用、救急医療体制の確保を進めていくことが必要です。

また、国民健康保険制度については、保険料収納率の向上や各種保健事業の推進など医療費の適正化に加え、平成 30 年 4 月財政運営などが広域化されるなど財政の健全化に取り組んできました。後期高齢者医療制度とともに、医療保険制度の健全運営に向けた取組を引き続き進めていくことが必要です。

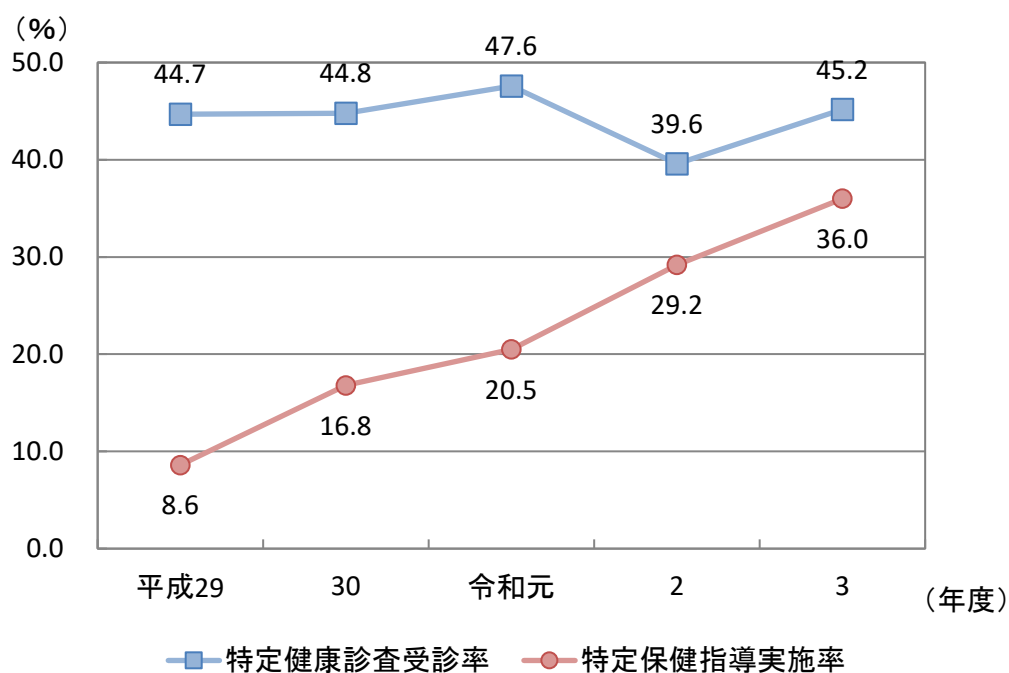
（関連情報・データ等）

■山城北医療圏における医療施設数（令和2年10月1日現在）



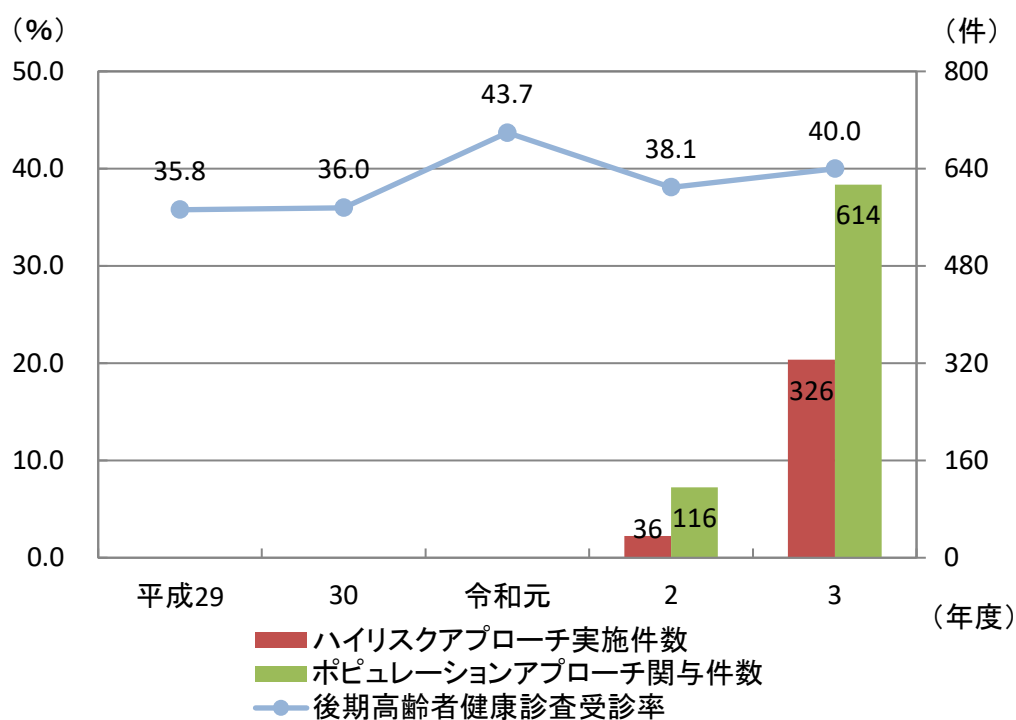
(資料) 京都府

■特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率



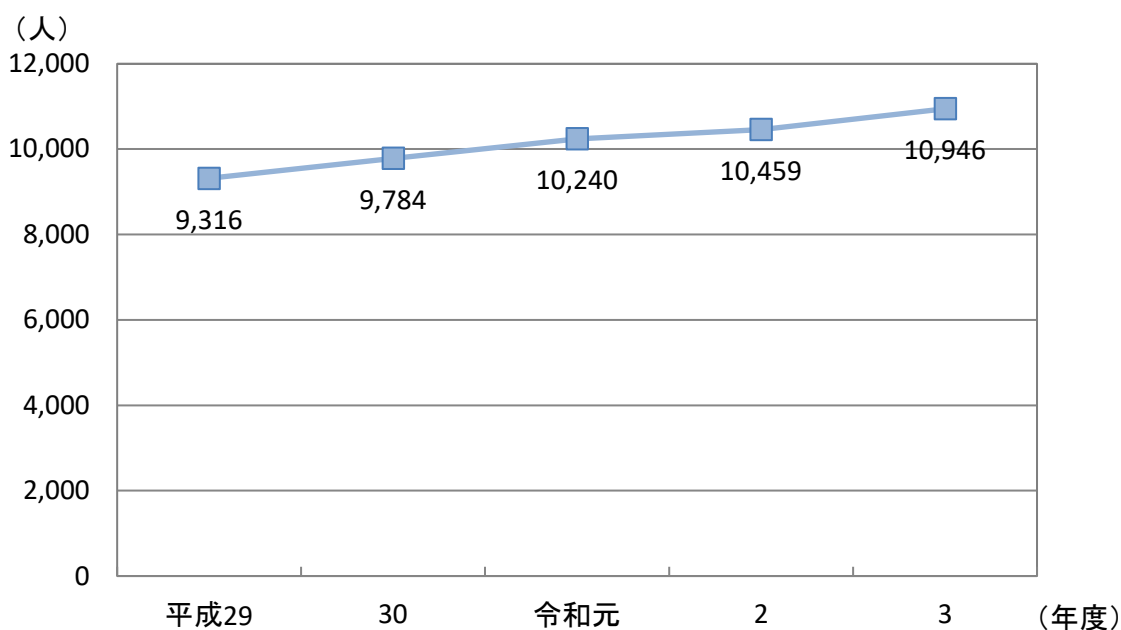
(資料)八幡市

■後期高齢者健康診査受診率及び保健指導等の実施状況



(資料)八幡市

■後期高齢者医療制度被保険者数（各年度末現在）



(資料)八幡市

【主な取組と方向性】

- 地域医療・救急医療体制の確保
 - 山城北医療圏内における身近な医療から高度な医療までの体系的な医療体制の確立に向け、関係機関との連携を進めます。
 - 広域的な連携による救急医療体制の確保を進めます。
 - 小児救急医療体制の確保に向け、引き続き関係機関との調整を進めます。
- 感染症対策の推進
 - 関係機関と連携し、予防接種事業の充実を図るとともに、予防や感染拡大防止の知識の啓発・相談指導により、平常時からの感染症対策を推進します。
- 医療費助成制度の適正運用
 - 子育て世代やひとり親家庭、障がい者、高齢者等が安心して医療を受けられるよう、京都府と連携しながら、経済的負担の軽減を図る医療費助成制度の適正運用を進めます。
- 医療保険制度の健全運営
 - 国民健康保険制度の健全運営に向けて、保険料収納率や健康診査受診率の向上を図るとともに、健診結果を活用した保健指導等を実施し、医療費の適正化等の取組を推進します。
 - 後期高齢者医療制度については、京都府後期高齢者広域連合と連携を図りながら、健全運営に努めます。
 - 納付通知書同封のチラシや広報等により、口座振替やスマートフォン決済を推進します。

【施策の進捗をはかる指標】

指標名	計画当初値	現状値	目標値
	平成 28 年	令和 3 年	令和 9 年
国民健康保険被保険者 1 人あたり医療費費用額	—	366,000 円	現状の 8%増以内に抑制
後期高齢者医療保険被保険者 1 人あたり医療費費用額	—	936,600 円	現状の 5%増以内に抑制
国民健康保険料収納率（現年度分）	92.6%	94.7%	95.0%

②地域包括ケアシステムの推進

【現状と課題】

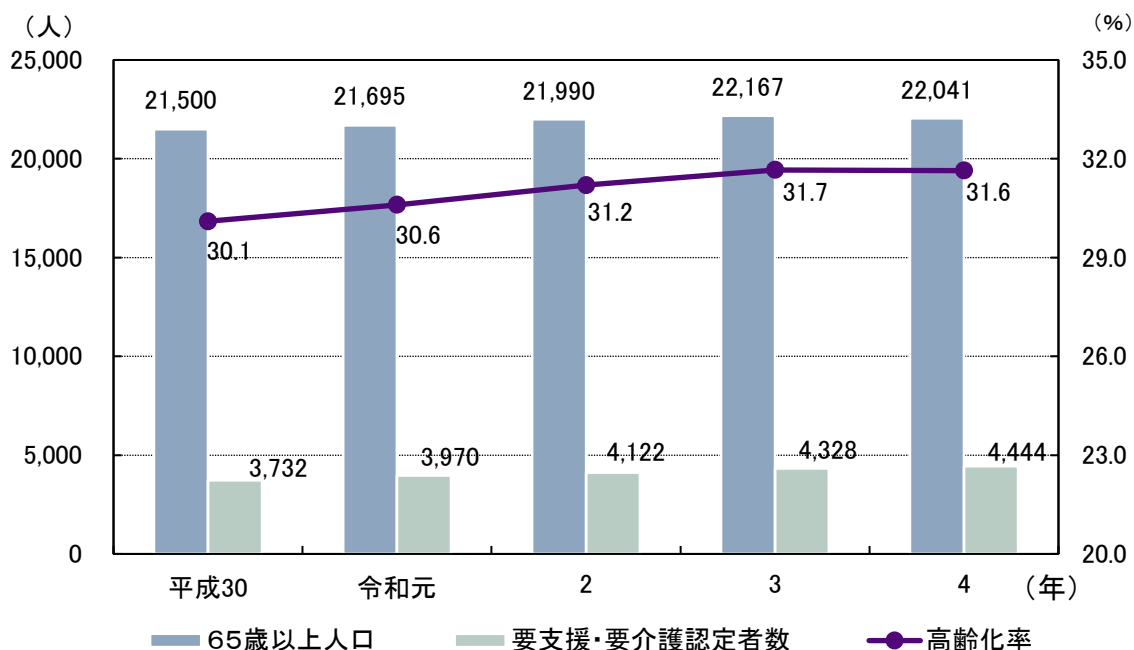
本市の4つの日常生活圏域（中学校区）いずれにおいても、高齢者数、65歳以上要介護認定者数、高齢化率が増加傾向にあり、本市では、各圏域にほっとあんしんネット（地域包括支援センター）を設置し、医療・介護の連携に向けた関係機関との連携や認知症施策などの取組を進めています。また、介護保険サービスについては、「高齢者健康福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護老人保健施設等の整備や地域密着型サービス事業所の指定等、サービス基盤の充実を進める中、男山地域まちづくり連携協定に基づき、平成 27（2015）年に地域包括ケア複合施設を整備しました。

高齢者は加齢に伴い心身の機能低下や社会的な繋がりが低下するといったフレイル状態になりやすく、疾病の重症化予防（保健事業）と生活機能低下予防（介護予防）の取り組みが必要なため、令和 2（2020）年度より保健事業と介護予防事業を一体的に実施し、高齢者に効果的、効率的にきめ細やかな支援を行う事業が開始しました。

今後も高齢者数等の増加が見込まれる中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立して日常生活を営むことができるよう、京都府及び各関係機関との連携を図り、住まい・医療・介護・予防・生活支援のサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進していくことが必要です。

(関連情報・データ等)

■高齢者数、要介護等認定者数、高齢化率の推移



(資料)八幡市

【主な取組と方向性】

● 地域包括ケアシステムの構築

- 在宅医療・介護連携を目的とした多職種連携在宅療養支援協議会や地域ケア会議の開催により、関係機関の連携を推進します。
- 認知症サポーターの養成や八幡市あんしんネットワークの普及など、認知症施策の充実に向けた取組を推進します。
- 高齢者が地域で安心して暮らせるようにするため、絆ネットワーク構築支援事業の一環として取り組んでいる住民主体で行う見守り活動などを促進します。
- 年齢により判断能力が十分でない高齢者が地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の利用促進を図ります。
- 高齢者の心身の多様な課題に対し、医療専門職による疾病の重症化予防（ハイリスクアプローチ）、通いの場への関与（ポピュレーションアプローチ）により高齢者のフレイル予防に努めます。
- 誰もが安全で快適に公共施設を利用できるよう、公共施設等のバリアフリー化を推進します。

● 介護保険サービスの充実

- 介護保険事業計画に基づき、サービスの供給体制の確保を進めるとともに、サービス利用者や介護者への支援、地域包括支援センターを中心とした相談体制の充実を図ります。
- 利用者の視点に立ったサービスを確保・維持するため、事業者指導等の強化や介護給付費の適正化を図ります。

【施策の進捗をはかる指標】

指標名	計画当初値	現状値	目標値
	平成 28 年	令和 3 年	令和 9 年
認知症サポーター養成講座受講者数	1,408 人	2,419 人	4,500 人
八幡市あんしんネットワーク事前登録者数	3 人	83 人	180 人
ハイリスクアプローチの実施件数	-	326 件	400 件
ポピュレーションアプローチの関与件数	-	614 件	800 件

第4章

自然と歴史と文化が織りなす「観幸のまち やわた」



第 1 節 シビックプライドの醸成

[めざす姿]

市民が八幡市の自然や歴史、文化芸術に触れる機会を通じて、生活が豊かになるとともに、まちへの愛着と誇りが高まっています。

[施策体系]

シビックプライド の醸成	①文化芸術活動の振興
	②お茶のある幸せの風景の創出
	③豊かな自然・歴史との触れ合い

[施策の背景]

本市には、脈々と引き継がれてきた豊かな自然や歴史、風景、文化芸術等の魅力があります。市民がこれらに触れることを通じて生活が豊かになり、市民のまちへの愛着や誇りである「シビックプライド」が高まっていくという観点を大事にしながら、市民自らがそれらの魅力を維持し、高めていくことが求められます。

そのためにも、市民や行政をはじめ多様な主体が協働・連携しながら、豊かな歴史文化を保存・継承し、文化芸術活動を振興していくことが必要となります。特に、松花堂昭乗などの文化人により発信されてきた「茶文化」が、市民及び来訪者に親しまれるような環境を整えながら、市民の中に「おもてなしの心」を育むことが大切です。そして、様々な人と人との出逢いを通じて、本市の自然や歴史、文化芸術等が、国内外の多くの来訪者を魅了し尊敬を集めるようになることで、「シビックプライド」をさらに高めていく必要があります。

①文化芸術活動の振興

【現状と課題】

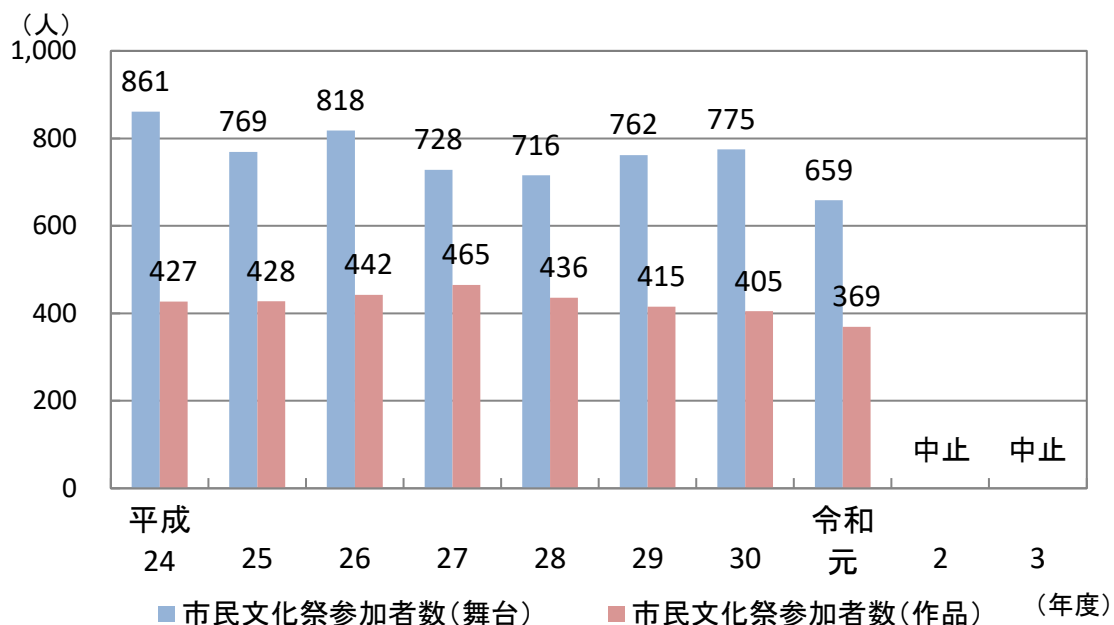
本市では、「八幡市文化芸術振興条例（平成17年）」の制定や文化芸術活動の拠点である八幡市文化センター及び松花堂庭園・美術館の設置・運営、徒然草エッセイ大賞や松花堂昭乗イラストコンテストの実施により、市民及び来訪者が文化芸術に接し交流する機会の創出を進めています。また、市民文化祭の開催や市文化協会の活動等により、市民の文化活動への参加機会を確保し、文化活動を通じた交流の促進を図るとともに、友好都市であるマイラン村や宝鷄市との国際交流についても取り組んできました。平成29（2017）年には「八幡市・エジソン生家博物館 連携に関する宣言書」への調印を行い、「エジソン」を通じた国内外における市民間交流の機運も高まっています。

さらに、本市には、太鼓まつりやずいきみこしなどの文化活動・伝統行事や国宝石清水八幡宮本社、名勝松花堂及び書院庭園をはじめとする指定文化財、西車塚古墳など様々な遺跡が存在しており、市民の地域への愛着や誇りにつながっています。

今後も新型コロナウイルス感染症等への対応も考慮しつつ、市文化センター、松花堂庭園・美術館等のさらなる利活用を進め、多世代の参加・参画、交流機会の拡充、次代の文化芸術振興を担う人材育成を図るとともに、市内文化財の適切な保存と活用についても引き続き取り組む必要があります。さらには、「エジソン」や「二宮忠八」に象徴される本市の特徴的な歴史や文化芸術を通じた国内外における交流の充実に取り組んでいくことも必要です。

（関連情報・データ等）

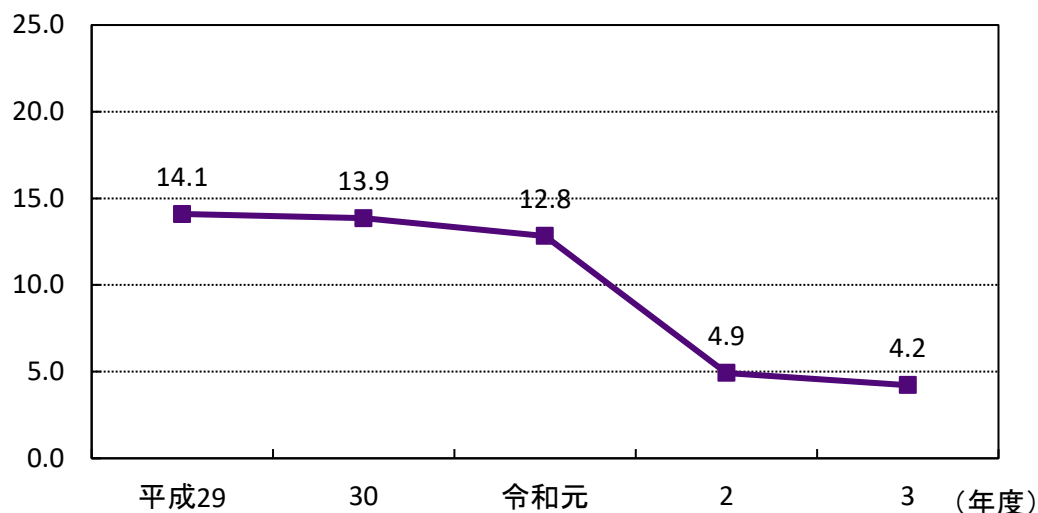
■市民文化祭参加者数



(資料)八幡市

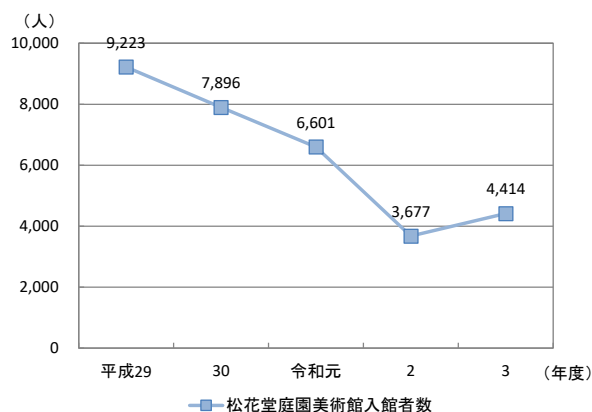
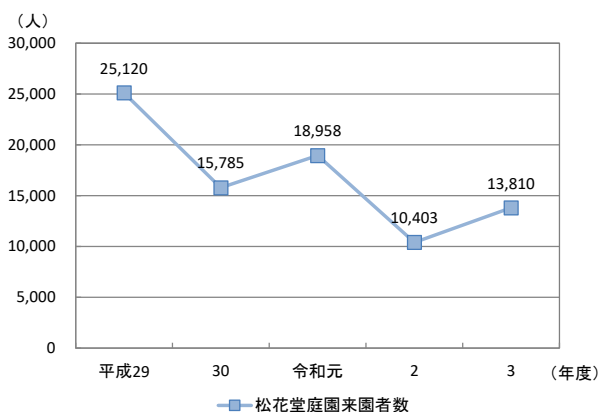
■文化センター利用者数

(万人)



(資料)八幡市

■松花堂庭園・美術館入館者の推移



(資料)八幡市

■文化財指定件数（令和3年度末現在）

	有形文化財									民俗文化財		記念物		
	建造物	美術工芸品								有形	無形	史跡	名勝	天然記念物
		絵画	彫刻	工芸品	書跡・典籍	古文書	歴史資料	考古資料	小計					
重要文化財	5	2	10	1	4	2	-	-	19	-	-	2	1	-
国登録文化財	3	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-
府指定文化財	5	-	3	2	1	2	-	1	9	-	-	1	1	1
府登録文化財	2	-	-	-	-	-	-	-	0	-	1	-	-	-
府暫定登録文化財	14	14	4	-	-	1	2	3	24	2	-	-	-	-
市指定文化財	-	5	10	-	-	1	-	1	17	-	-	-	-	-

(注)令和3年度末現在の件数。

(資料)八幡市

【主な取組と方向性】

- **市民が文化芸術に接し交流する機会の拡充**
 - 幅広い年代層が歴史や文化芸術に触れる機会を創出するため、市民ニーズに応じた、市民の誰もが気軽に参加できる事業の展開に努めます。
 - 「徒然草」や「松花堂昭乗」をはじめ、国宝石清水八幡宮に所縁のある歴史文化に市民及び来訪者が接する機会の拡充を図ります。
 - 文化芸術活動の推進・指導を担う人材の育成を図ります。
 - 老朽化の進む文化施設の計画的な改修に取り組むとともに、市文化センターや松花堂庭園・美術館を中心に、文化芸術を通じた交流を促進します。
 - 山城地域の文化交流イベントを継続し国際交流の機会創出に努めます。
- **市民による文化芸術活動の促進**
 - 地域の祭礼や伝統行事を含め、市民が主体的に行う様々な文化芸術活動の振興を促進します。
 - 「エジソン」や「二宮忠八」をはじめとする本市の歴史文化を通じた、国内外における市民間交流を促進します。
- **文化財の保存及び活用**
 - 国宝石清水八幡宮本社をはじめとする市内文化財の保存・整備とさらなる活用を進めます。
 - 将来にわたって文化財を保存・継承するため、ふるさと学習館への来館促進を図るとともに、地域や学校等を通じて啓発に努めます。
 - 地域の文化財を後世に残すための基盤づくりとして、継続的に文化財の調査を行います。
 - 市内遺跡の発掘を通じて地域の歴史的な特徴を把握し、文化財の活用反映します。
 - 地域の歴史に関する資料の収集や蓄積を図り、地域の歴史像の復元に努めます。
 - 「名勝松花堂及び書院庭園保存活用計画」に基づき大阪北部地震により被災した国指定名勝松花堂及び書院庭園の災害復旧並びに整備を進めるとともに、保存・活用に向けた取組を推進します。

【施策の進捗をはかる指標】

指標名	計画当初値	現状値	目標値
	平成 28 年	令和 3 年	令和 9 年
文化センター利用者数	155,720 人	42,143 人	165,000 人

②お茶のある幸せの風景の創出

【現状と課題】

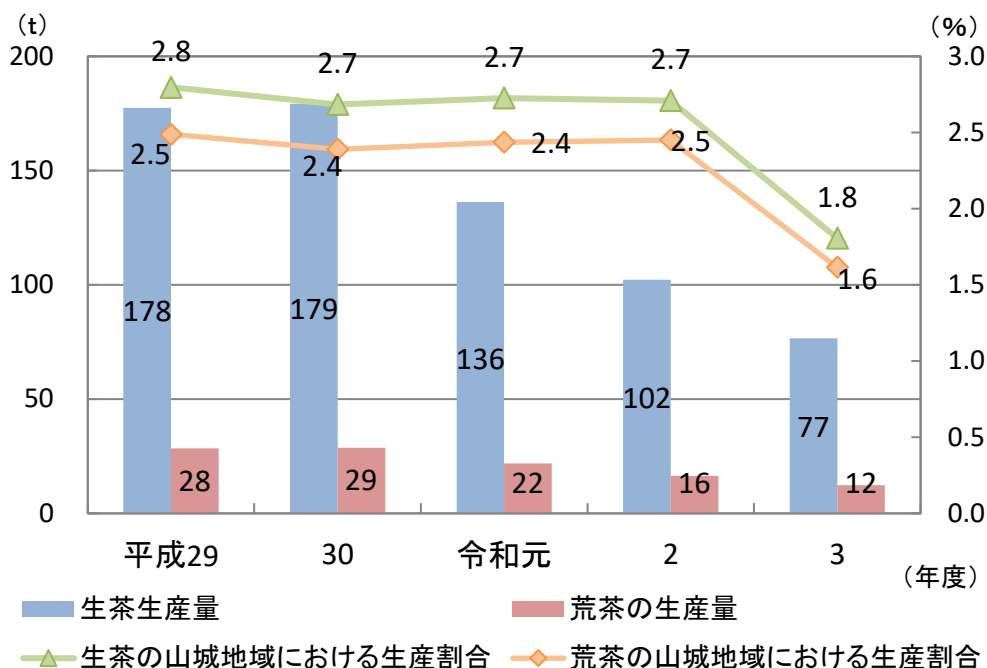
本市では、松花堂昭乗などの文化人により茶の湯の文化が発信されてきたという歴史があります。平成 27（2015）年度には「流れ橋周辺に広がる浜茶の景観」が日本遺産「日本茶 800 年の歴史散歩」に認定されており、日本茶のふるさとの魅力がさらに多くの人に認知されることが期待できます。また、松花堂での茶会や市内小学校でのお茶学習の実施などにより、本市の高品質なてん茶に触れる機会が増加することで、「お茶」を通じた本市のブランドイメージ向上や市民の愛着醸成につながることを期待されます。

「茶文化」とは、まさに「おもてなしの心」であり、人と人の心のふれあいの媒体としての「お茶」が文化として発展してきたものです。かつて石清水八幡宮の山中にあった空中茶室「閑雲軒」を活用した取組を実施するなど、本市としても「茶文化」によるブランド構築や観光振興の機運はますます高まっています。

このような機運の高まりを活かし、「八幡の茶文化」が子どもたちや多くの市民に愛されるとともに、国内外からの来訪者と市民が八幡の一杯のお茶を通じて出逢い、ふれあえるような「お茶のある幸せの風景」を創っていくことが望まれます。

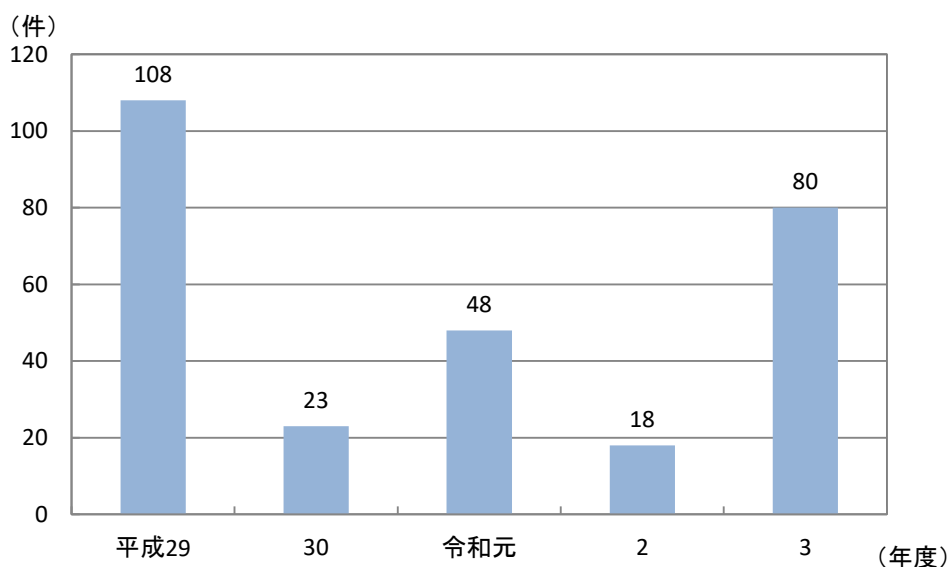
（関連情報・データ等）

■お茶の生産量



(資料)八幡市

■松花堂茶室の利用件数



(資料)八幡市

【主な取組と方向性】

● お茶に親しむ機会の創出

- 茶文化体験をはじめ、子どもや高齢者、障がい者など多様な人々がお茶に親しめる機会の提供を、生産団体・学校等の関係団体や地域との連携により進めます。
- 本物志向・知的好奇心のある観光客を誘致するため、付加価値の高い茶会の開催を促進します。
- 市民や観光客が「八幡のお茶」を理解し、興味を持つことができるよう、八幡市産てん茶を使用した茶会・茶香服^{ちやかぶき}など気軽に茶文化を体験できるイベント等の実施を進めます。

● 茶文化の発信

- 本物志向で好奇心旺盛な観光客の満足度に応えるため、石清水八幡宮とつながる様々な茶文化等の地域資源と芸術等とのコラボレーションによる特徴的なイベントの開催により、新たな出逢いの創出を進めます。
- 松花堂庭園を活用した茶事体験やイベント等を通じ、若い世代を含め多くの市民と海外の観光客との国際交流を促進します。
- 「将来にわたって旅行者を惹きつける地域・日本の新たなレガシー形成事業」で検討した、松花堂昭乗や小堀遠州ゆかりの茶室で「空中茶室」と呼ばれる「閑雲軒（遺構）」について、八幡の茶文化の発信とともにPRに努め、市民とともに、「新・空中茶室」創造に取り組みます。
- 日本遺産である「流れ橋周辺に広がる浜茶の景観」を活かし、やわた流れ橋交流プラザ「四季彩館」や石清水八幡宮、松花堂庭園を拠点とした茶文化の魅力発信を進めます。

【施策の進捗をはかる指標】

指標名	計画当初値	現状値	目標値
	平成 28 年	令和 3 年	令和 9 年
お茶学習参加者数	32 人	中止	100 人
松花堂庭園茶室利用者数	2,753 人	732 人	3,500 人

③豊かな自然・歴史との触れ合い

【現状と課題】

本市には、昭和 58（1983）年 3 月に「京都府歴史的な自然環境保全地域」第 1 号に指定された国指定史跡石清水八幡宮境内を含む男山をはじめ、三川合流域や東部地域の田園風景、美濃山地域の竹林など豊かな自然環境があります。また、「八幡市みどりの条例（平成 3 年）」に基づき、ふるさとの森、ふるさとの木を指定し、所有者との協定に基づく自然環境の保全に向けた取組を実施してきました。さらに、放生川の^{しゅんせつ}浚渫や除草など親水化の促進を図るとともに、「水と緑のネットワーク」の形成に向けた緑化整備や河川・緑地空間を活用した自転車・歩行者道、休憩施設の整備を、京都府と連携しながら進めてきました。

また、松花堂周辺交流拠点整備における歴史街道整備など、歴史街道計画に基づく歴史景観の創出にも取り組んできました。

市民が今後も引き続き八幡市の自然に愛着と誇りを持ち続けられるよう、豊かな自然・歴史景観の保全に努めるとともに、自然との触れ合いの機会の拡充を図る必要があります。

（関連情報・データ等）

■みどりの約束区域面積・樹木数（令和 4 年 3 月末現在）

みどりの約束（区域分）：97件（796,530.31㎡）
みどりの約束（樹木分）：22件（25本）

（資料）八幡市

【主な取組と方向性】

- 自然と触れ合うきっかけづくり
 - 自然と触れ合う機会の充実を図るため、自然観察会や収穫体験等の事業を進めます。
 - 市民・来訪者が自然や歴史・文化・観光関連施設等を安全で安心して周遊できるよう、河川・緑地空間・既存道路を利用し、自転車・歩行者道の整備に取り組むとともに、舟運や水辺の賑わいづくりと連携した河川空間の整備を推進します。
 - 「みどり」を大切にす豊かな心を育むため、みどりのつどい（グリーンカーテン講習会・苗配付会）を開催します。

- 京都府が進める効果的かつ持続可能な生物多様性保全の取組と連携します。
- **自然景観の保全**
 - 「八幡市みどりの条例」に基づき、「みどりの約束」の締結による男山・社寺林の保護育成や「ふるさとの森」「ふるさとの木」の保全を進めるとともに、市民による緑化活動を支援します。
 - 日本遺産である「流れ橋周辺に広がる浜茶の景観」の保全を進めます。
 - 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。
- **歴史景観の保全**
 - 石清水八幡宮、東高野街道、松花堂庭園、流れ橋をはじめ市内に点在する歴史景観のさらなる保全を進めます。

【施策の進捗をはかる指標】

指標名	計画当初値	現状値	目標値
	平成 28 年	令和 3 年	令和 9 年
市内産農作物収穫体験参加者数	293 人	230 人	320 人
わがまち・八幡への愛着や誇りを感じる市民の割合	49.9%	53.0% (R4)	60.0%

第2節 幸せと出逢う観光まちづくり



【めざす姿】

多くの人々が八幡市を訪れ、その豊かな自然と歴史・文化芸術に出逢い、幸せを感じられる環境が整っています。

【施策体系】

幸せと出逢う 観光まちづくり	①「観幸のまち やわた」のブランド構築
	②自然と歴史と文化が織りなす「出逢いの物語」観光の推進

【施策の背景】

新型コロナウイルスの感染拡大により、旅行需要の分散化やマイクロツーリズムなど、国内旅行市場で起きた環境変化に合わせ、本市が観光客から選ばれる観光地となるようにブランド構築していくことが求められます。また、アフターコロナに向けてサステナブルツーリズムの重要性が高まっています。地域資源の保全を通じ、地域住民が観光の恩恵を感じることができる「住んでよし、訪れてよし」の観光地域づくりを、市民がこれに共感し、後押しをする機運をつくりながら、取り組んでいく必要があります。

本市には、石清水八幡宮や松花堂庭園、三川合流域、背割堤、流れ橋、浜茶の景観、エジソン記念碑、茶文化をはじめとする歴史文化など、誇れる観光資源が数多くあります。それらの資源を活用し、「お茶の京都」の広域的なブランドの取組と連携させながら、「本物の体験」や「癒し」、「知的欲求」、「歴史」、「驚き」を楽しみに訪れる人が満足し、八幡での観光で幸せと出逢えるよう、自然と歴史と文化が織りなす様々な出逢いの物語を磨き上げるとともに、「おもてなし環境」の整備に取り組んでいく必要があります。

①「観幸のまち やわた」のブランド構築

【現状と課題】

本市では、「八幡市駅前整備等観光まちづくり構想（平成 29 年）」を策定し、八幡市の玄関口にあたる現京阪石清水八幡宮駅前周辺を含めた観光まちづくりのめざすべき姿に関して、市民や関係団体とともに、ブランド・コンセプトとキーステートメントを定めました。また、これらを定着させ、推進を図るため、「八幡市観光基本計画（平成 31 年）」を策定しました。

観光まちづくりを進めるためには、市民の理解を得て、多様な主体が協働しながら、ブランド・コンセプトの方向性に沿ったコミュニケーション施策（広告、イベント、販売促進だけでなく、街を訪れる観光客との交流そのもの）を進めていくことが必要です。

観光は、観光資源、交通、飲食、物販、宿泊等の多面的な要素から成る産業であり、横断的に協力・連携を図っていく体制が必要となります。そのためにも、広域的な観光地域づくりの舵取り役となる「お茶の京都DMO（一般社団法人京都山城地域振興社）」と連携しながら、地場産農産物のPR、商工会等と連携した新たな商品開発、観光協会との事業連携や情報発信の強化と併せ、市民、関係団体、事業者等とともに、地域資源を磨き上げ、付加価値を提供するための体制や場を創出していく必要があります。

(関連情報・データ等)

■「八幡市駅前整備等観光まちづくり構想」の概要

観光まちづくりのブランド構築

八幡市の玄関口にあたる京阪八幡市駅前周辺を含めた観光まちづくりの「めざすべき姿」について、市民や関係団体とともに、言語化し、観光客から選ばれる観光地になるとともに、市民の観光まちづくりへの共感を得られ、積極的に参画していただける機運を作っていくとすることを「観光まちづくりのブランド構築」としています。

ブランド・コンセプト

めざすべき姿である「ブランド・ストーリー」から、今後行うすべてのコミュニケーション施策(広告、イベント、販売促進だけでなく、街を訪れる観光客との交流そのもの)の方向性を決めるため、本質を抽出した概念の事です。

茶文化薫る はちまんさんの門前町

～神と仏、三つの川、人と人が出会うまち～

ブランド・ストーリー

「背割堤の桜」で多くの観光客で賑わう三川合流部から望む男山は、静かな鎮守の森に覆われ、あたかも仏の涅槃(ねはん)像のような姿に見える。国宝石清水八幡宮は、平安時代に京都の裏鬼門を守るためにこの地に開かれ、現在もわが国の古くからの信仰の姿であり、日本文化の源流ともいえる「神仏習合」の精神を引き継ぐ社として篤い崇敬を受けるとともに、市民からは親しみを込めて「やわたのはちまんさん」と呼ばれてきた。

そのふもとでは、千年以上の長きにわたり、聖と俗が溶け込む門前の町として繁栄するとともに、寛永の三筆と称された松花堂昭乗*など文化人により、茶の湯の文化が発信されてきた。昭乗と小堀遠州*が、男山山中に「懸け造り」の手法で、世界のどこにもない宙に浮かんでいるような茶室、まさに「空中茶室」を作ったのも、そのひとつの表れである。このように、三川合流、石清水八幡宮、松花堂昭乗*、「流れ橋」と浜茶の景観など、数多くの歴史的・文化的資源や景勝地を有するとともに、ライト兄弟に先駆けて飛行機づくりに取り組んだ二宮忠八*、八幡の竹を使って世界に光を与えたエジソン、そして松花堂并当の誕生など、千年におよぶ歴史の継承をこえて、世界から多くの人を惹きつける物語を創り出してきた地域でもある。

京都市を訪れる歴史文化に関心のある国内外の本物志向の旅行者に、もう少し足を伸ばしてもらえれば、まだまだ知られていない千年の歴史に裏打ちされた奥深く神秘的な日本の文化や物語に出会い、知的好奇心を満たす旅を提供できるのではないだろうか。

寺社巡礼は日本における観光の原点と言えるものである。門前町とはまさしくこうした観光の賑わいで形成されたまちであり、八幡というまちの成り立ちそのものであったことに今一度、思いをさせたい。「神仏習合」の精神など、歴史的・文化的な価値を深く知り、この土地の記憶を未来に繋げ、単に参拝し、お土産を買い、飲食ができるだけでなく、モノよりコト、形より本質を追求しながら、若い世代の新たなチャレンジを可能にする活力ある門前町をめざしていくべきだと考える。

そして、私たちの街に受け継がれてきた「茶文化」の神髄は、まさに「おもてなしの心」であって、人と人の心の触れ合いの媒介として「お茶」があり、それが文化として発展してきたものである。一服のお茶によって人々の心が潤い、人と人が出会い、心が触れ合えるような、お茶のある幸せの風景を創っていきたく考える。

駅前の賑わいを創出する取組を核としながら、駅前から石清水八幡宮へ通じる参道、松花堂庭園に続く東高野街道へ誘導するため、アイデアあふれる新しい取組の他、本格的なお茶だけでなく、気軽にお茶を楽しめるカフェなど、お茶に親しむ人々を増やすとともに、茶文化のおもてなしによる新たな交流が生まれる門前町を街中へ広げていきたい。

このように、市民が崇敬し親しみを抱く石清水八幡宮を中心とするまちづくりと、おもてなしの精神と「出会い」をもたらす茶文化の市民によるムーブメントが、三川が集まる豊かな自然の中で融合することで、国内外の多くの人々を魅了して尊敬を集め、ひいては市民の誇り(シビックプライド)の高まりへとつながっていくことを期待するものである。

※構想本文から表現を一部修正しています

【主な取組と方向性】

● ブランドの構築

- 観光客から選ばれる観光地となるため、観光客の本物志向・知的好奇心を満たす付加価値の創出を図ります。
- 「八幡市駅前整備等観光まちづくり構想」に基づき、ブランドコンセプト「茶文化薫るはちまんさんの門前町 一神と仏、三つの川、人と人とうちが会うまち」に沿った PR を進めます。
- 国宝石清水八幡宮を中心に、本市の魅力のさらなる認知度向上に向け、所縁のある「お茶」や「徒然草」、「松花堂昭乗」などの特徴的な歴史文化を活かした相乗的かつ効果的な発信を図ります。
- 地場農産物の種類・量を充実させ、生産履歴の記帳等により「安心・安全・新鮮」を PR し、販売を促進します。
- 本市の特産品をやわたブランドとして認定した「ヤワタカラ」認定品の拡充・普及啓発や販路拡大を図ります。

● プロモーションの推進

- SNS や VR、YouTube などの動画による発信を積極的に行うとともに、八幡ストーリー&ガイドなどによる魅力発信や観光施設への誘導を図ります。
- マスメディアとの連携等により、時流に即したプロモーションを検討し、他地域との連携を積極的に行います。
- インバウンド戦略として、石清水八幡宮と松花堂庭園の知名度向上に取り組み、令和 7（2025）年の大阪・関西万博に向けた効果的な発信を検討するとともに、リピーターの多いアジア圏（台湾・香港）への積極的な発信を推進します。

● 観光まちづくりを進める体制づくり

- 関係機関との連携推進による既存の体制強化を図るとともに、お茶の京都 DMO（一般社団法人京都山城地域振興社）や他市町村等との広域連携を推進します。
- 観光まちづくりの重要な主体である市民に対して、観光資源の魅力周知や発見を促すとともに、観光まちづくり意識の醸成を図ります。
- 市民や事業者など付加価値を提供する主体が、自由に議論と挑戦・検証を重ねながら事業を進められる体制や場の創設を進めるとともに、そこから創造的事業が創出されるよう促進します。
- 観光資源・飲食・物販・宿泊等を横断した連携を図り、総合的、体系的に地域経営を推進する体制を構築するため、民間と行政が協力・補完し合いながら、まちづくりを行う組織の立ち上げを目指します。

【施策の進捗をはかる指標】

指標名	計画当初値	現状値	目標値
	平成 28 年	令和 3 年	令和 9 年
商品開発数（累計）	1 商品	1 商品	3 商品
やわたブランド「ヤワタカラ」の認知度	—	0.0%	20.0%
プロモーション（商談会）参加件数	5 件	3 件	9 件
観光情報ハウスへの外国人来訪者数	754 人	28 人	1,200 人

②自然と歴史と文化が織りなす「出逢いの物語」観光の推進

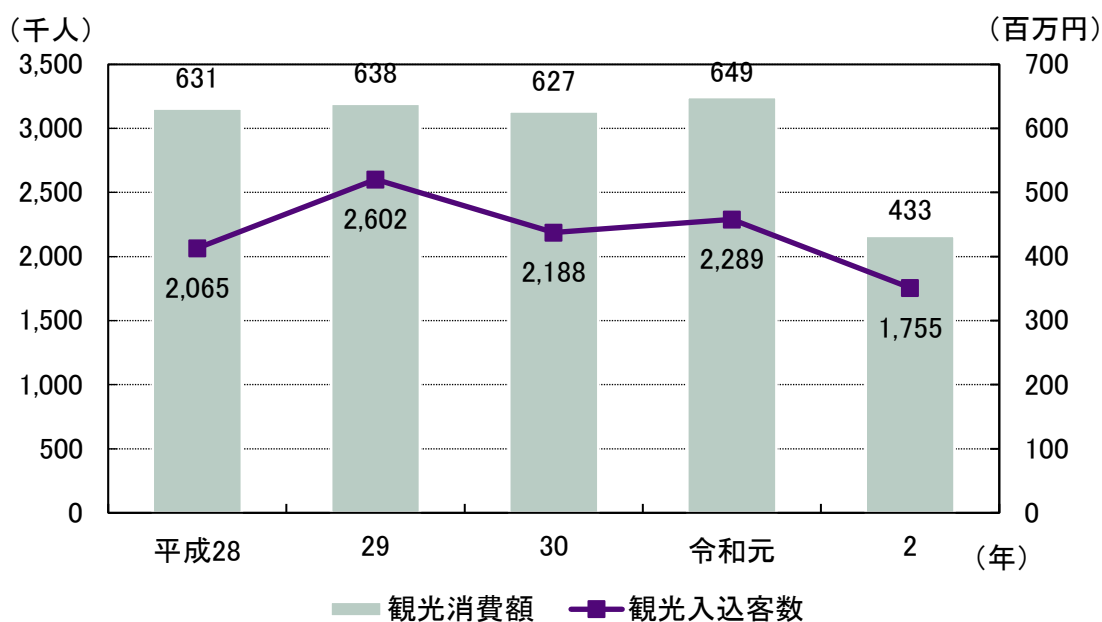
【現状と課題】

石清水八幡宮の国宝指定や全国的なインバウンドの増加等が背景となり、主要観光施設の観光入込客数および観光消費額が増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により急減しました。

コロナ禍を契機とした意識、ニーズの変化に対応しながら観光資源の魅力向上や活用を進めていく必要があります。自然と歴史と文化が織りなす様々な出逢いの物語を磨き上げ、お茶の京都DMOと連携しながら、「茶文化のもてなし」、「門前町・参道をイメージしたまちづくり」等を有機的に結び付け、観光客の本物志向、知的好奇心を満足させる歴史文化・自然を活かした付加価値のある体験やサービスを提供するとともに、国内外からの観光客がリラックスし、交流し滞在できる「おもてなし環境」を創出していくことが重要となります。

（関連情報・データ等）

■主要観光施設の観光入込客数及び観光消費額



(資料) 京都府統計書

【主な取組と方向性】

- 石清水八幡宮を活かした交流拠点づくり
 - 石清水八幡宮の歴史的景観を考慮した官民連携による門前町（石清水八幡宮駅前周辺）の再整備を目指すとともに、交流拠点の整備と歴史文化を活かしたプログラムの開発を進めます。
 - 将来にわたって旅行者を惹きつける地域・日本の新たなレガシー形成事業」で検討を進めた「新・空中茶室」創造と、男山四十八坊跡や森林を活かしたにぎわいづくりを推進します。
- 資源を活かした周遊・体験・滞在型の広域観光の推進
 - 市民・NPO・事業者等による観光資源を活かしたイベント、収穫体験など体験型農業をはじめとした体験プログラムの開発・開催促進など、滞在型の観光施策の充実を促進します。
 - 観光協会や近隣市町など関係機関との連携を強化し、やわた流れ橋交流プラザ「四季彩館」及び日本遺産である「流れ橋周辺に広がる浜茶の景観」を活かしたイベントの実施、かつて物流の主流であった淀川舟運の活性化など、お茶などの文化資源や三川合流域などの景観資源等をつなぐ周遊型の広域観光を進めます。
 - 令和7（2025）年の大阪・関西万博に向けて、国や府、近隣市町村と連携し、舟運を核とした広域連携を進めます。
- おもてなし環境の整備
 - 石清水八幡宮を中心に社寺等のネットワークの形成を図り、新たな観光資源の更なる掘り起こし・磨き上げを進めます。
 - 「歴史的資源を活用した文化観光まちづくり未来戦略」を踏まえ、京阪石清水八幡宮駅界隈から東高野街道沿いの古民家などの遊休資源を活用するなど観光地としての魅力向上に向けた環境整備を検討します。
 - 観光協会やボランティアガイド、観光事業者等の活動を支援し、人材育成を進めます。

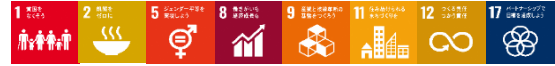
【施策の進捗をはかる指標】

指標名	計画当初値	現状値	目標値
	平成28年	令和3年	令和9年
観光入込客数	2,065,319人	1,681,271人	2,610,000人
観光消費額	631,183千円	477,151千円	675,000千円
ボランティアガイド人数	59人	74人	現状より高い数値

第5章

しなやかに発展する「活力のまち やわた」

第1節 活力の担い手育成



[めざす姿]

地域の経済・産業を担う人材や企業が育ち、八幡市に活力をもたらしています。

[施策体系]

活力の担い手育成	①商工業の振興
	②農業の振興

[施策の背景]

活力ある地域づくりを進めるためには、地域の経済を支える産業の活性化が不可欠であり、市内の商工業・農業の担い手を育成・支援することが重要となってきます。

そのためには、中小企業や地元商店等の新規事業の立ち上げや経営の多角化および販路開拓等への支援を行うとともに経営安定化を図る必要があります。さらに、新たな活力の担い手となる起業家の育成・支援や雇用の創出を図る必要があります。

また、次代の農業を担う人・組織づくりや地場産農産物の販売・利用促進など地産地消を進めていくことも求められています。

①商工業の振興

【現状と課題】

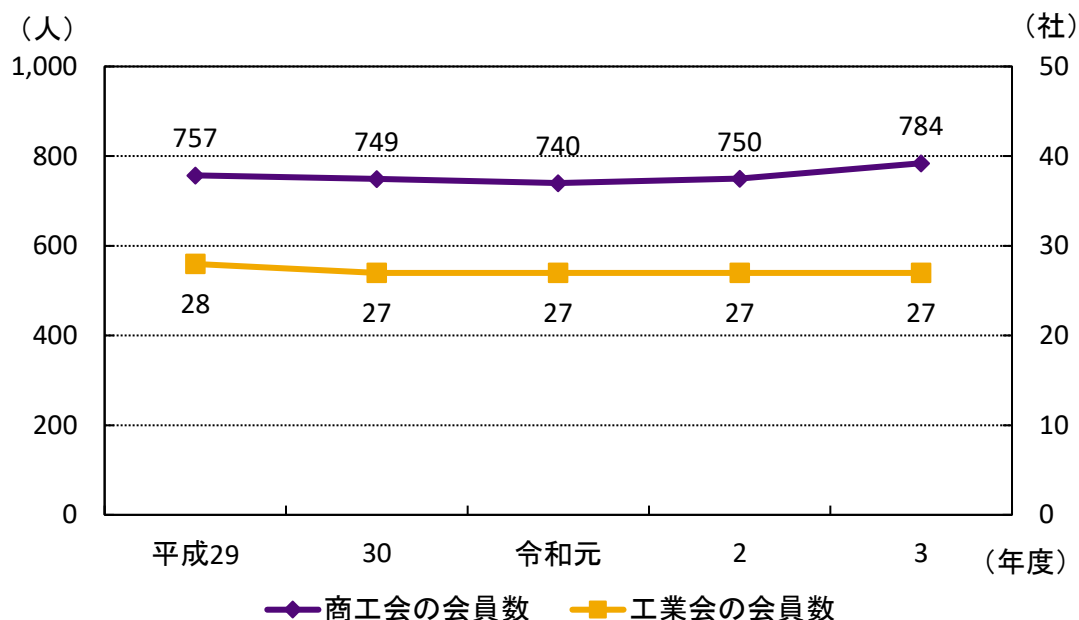
本市では、商工業の活性化を担う商工会との連携により、令和4年度に創設した「商工業活性化補助金制度」として「八幡で買おう応援事業」「八幡を整えよう応援事業」など地元商店の活性化に向けた支援や「八幡を広めよう応援事業」などの販路開拓支援、中小企業の経営安定を図るための支援、地元雇用の促進等を図っているところです。今後も活力の担い手としての企業・地元商店等のさらなる活性化に向け、引き続き補助金等の支援を通じた経営安定化や成長促進に取り組んでいく必要があります。

また、商工業振興のためには、新たな活力の担い手を育む必要もあり、今後、商工会並びに市東部工業団地に立地する企業が多く加盟する工業会所属事業者における地元雇用の促進を強化するとともに、「創業支援等事業計画（平成28年）」に基づき、山城地域の各支援機関等と連携しながら創業の推進や支援に取り組むことが重要です。

加えて、本市の地場産業である自動車処理産業についても、引き続きリサイクル産業としてふさわしい事業活動を促進していく必要があります。

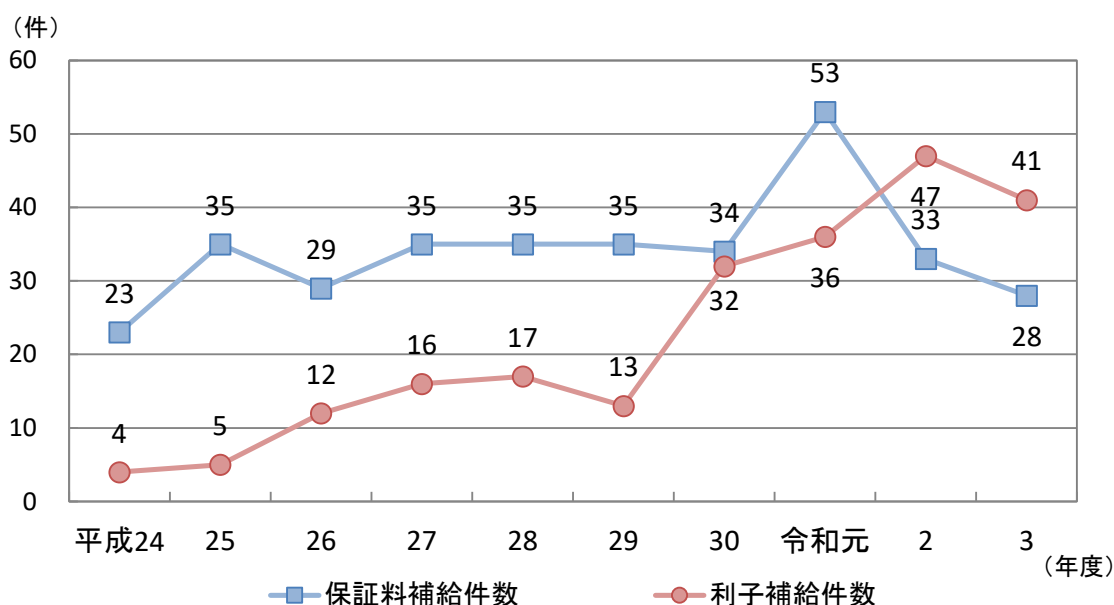
（関連情報・データ等）

■商工会、工業会の会員数（各年度末現在）



(資料)八幡市

■ 中小企業等への金融支援件数



(資料) 八幡市

【主な取組と方向性】

- 商工業の振興
 - 商工会との連携を強化し、経営支援の充実を図り、販路開拓支援を進めます。
 - 商店街等地元商店の活性化につながる自主的な取組への支援を進めます。
- 八幡発の創業の推進
 - チャレンジ精神にあふれた起業家の輩出に向け、起業支援など商工会事業の充実と起業に係る経済的支援を推進します。
 - 市内の空き施設を活用した創業支援を推進します。
- 就業支援
 - 京都ジョブパーク、地域若者サポートステーションと連携し、個別就職相談を進めます。
 - ハローワーク、商工会、工業会と連携し、地元雇用を促進します。
- 産業と地域の共生
 - 関係機関と連携し、自動車処理産業の適切な操業に向けた指導及び環境整備を推進します。

【施策の進捗をはかる指標】

指標名	計画当初値	現状値	目標値
	平成28年	令和3年	令和9年
創業支援の相談者のうち創業に至った件数	2件	10件	現状より高い数値
市域就職面接会で就業に至った人数	2人	0人	8人
中小企業等融資の補給件数	52件	69件	65件

②農業の振興

【現状と課題】

本市では、都市近郊農業としての立地条件の有利性を活かした農業経営が展開されており、野菜や花き、茶などの集約作物の生産、ハウス・温室栽培など施設園芸作物の高投資型農業経営が行われています。しかし、昨今、農業者の高齢化が進み、販売農家と農業就業人口が減少傾向にある中で、本市の農業を維持・振興していくためには、農業の担い手確保や担い手農家への農地の利用集積・集約化、農業経営の規模拡大等が課題となります。

そこで、農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来のあり方などを明確にする京力農場プラン(人・農地プラン)を策定し、農地の利用集積・集約化を図る取組を進めています。

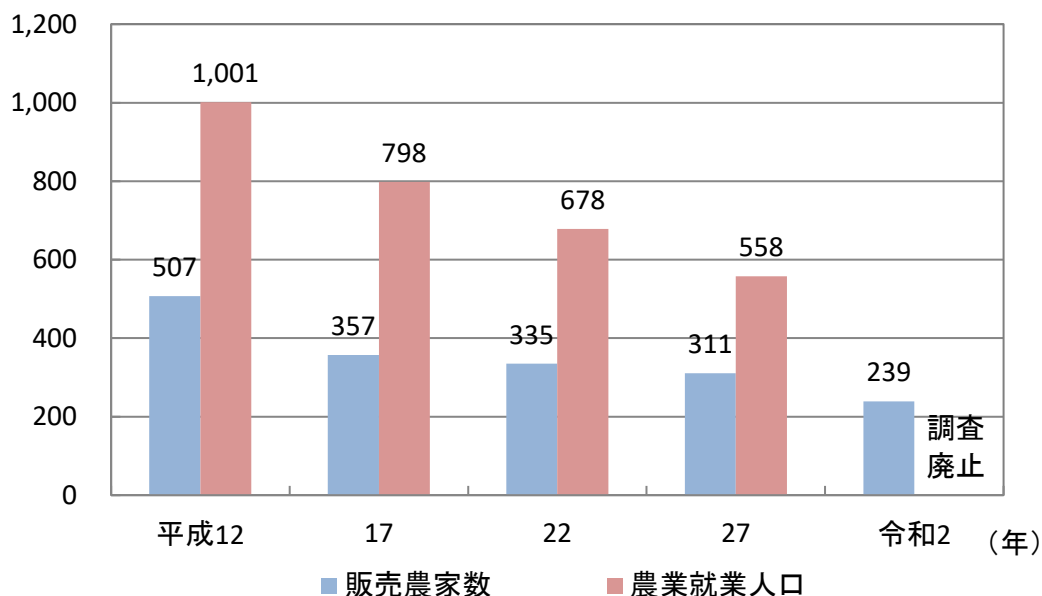
また、就農者数の増加などを図るためには若い担い手の確保や育成が必要であり、地域農業担い手認定者支援事業等を通じ、認定農業者・新規就農者の掘り起こしや育成等に取り組むとともに、スマート農業の導入等を通じて、農家の新たな経営規模拡大等の取組を支援してきました。

農業生産物の販売では、地産地消による都市近郊農業の優位性発揮や自然とのふれあい推進等を進めるため、農産物直売所や市内の量販店等での販売促進、市内小中学校の給食等での利用促進に取り組んできましたが、近年、農産物直売所での販売額は横ばい傾向にあります。引き続き国・府・JA等と連携しこれらの取組を強化していく必要があります。

(関連情報・データ等)

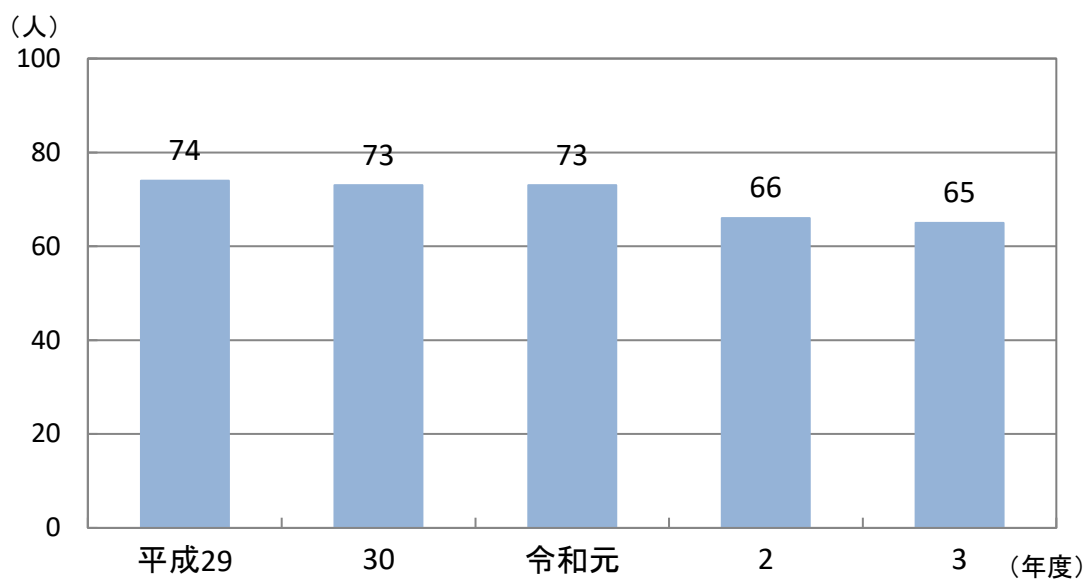
■販売農家数と農業就業人口(各年2月1日現在)

(人・戸)



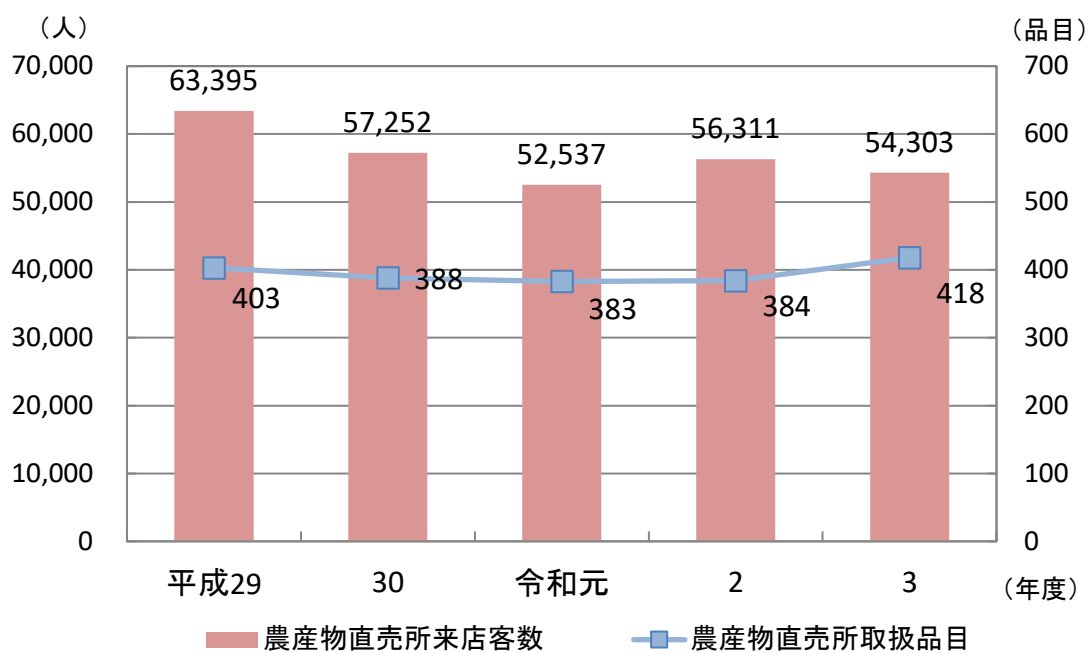
(資料)農林水産省「農林業センサス」

■認定農業者数（法認定）



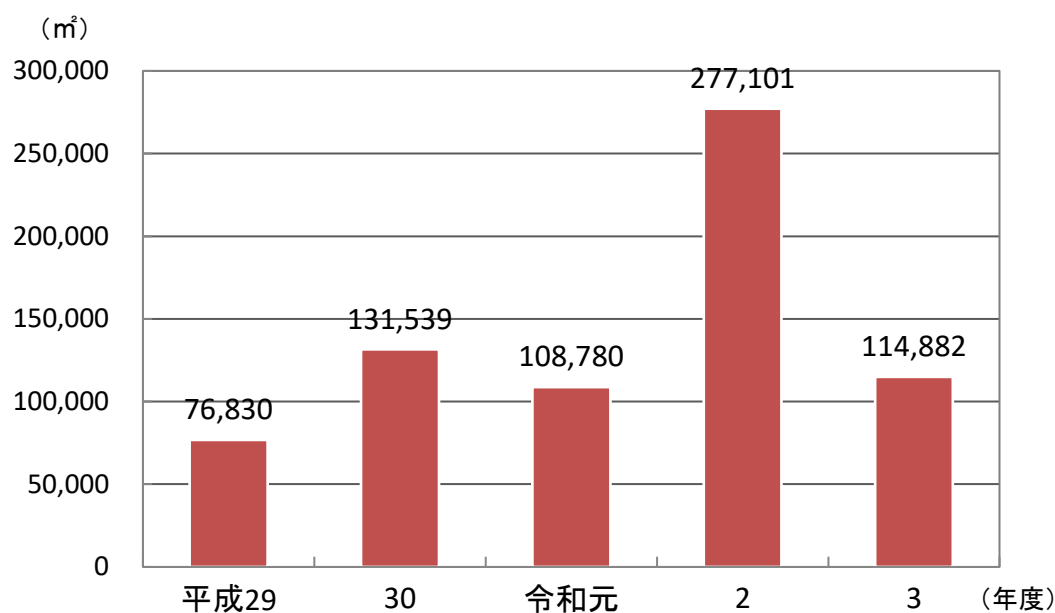
(資料)八幡市

■農産物直売所取扱品目数・来店客数



(資料)八幡市

■農業経営基盤強化促進法による農地の貸借面積



(資料)八幡市

【主な取組と方向性】

- 担い手の育成・強化
 - 八幡市地域担い手総合育成支援協議会などの関係団体等との連携により、認定農業者及び新規就農者の確保・育成を進めます。
 - 農福連携の取組などにより多様な担い手の育成を進めます。
- 生産基盤等の強化
 - 農産物の生産に必要な施設整備等について、農業団体とともに支援を実施します。
 - 農家の経営安定化や耕作放棄地の発生防止等を図るため、農地の利用集積・集約化を推進します。
 - 新名神高速道路など物流網の充実を活用した販路の拡充や新商品の開発等を支援します。
- 地産地消の推進
 - 農産物直売所での販売促進や市内学校給食を通じて、新鮮な地場農産物を提供することにより、地産地消を進めます。
 - 農産物直売所の売上増加に向け、魅力的な売場づくりや商品の充実等の対策をJAとともに検討します。

【施策の進捗をはかる指標】

指標名	計画当初値	現状値	目標値
	平成 28 年	令和 3 年	令和 9 年
認定農業者数	72 人	65 人	72 人
担い手農家の農地利用集積面積	102ha	130ha	145ha
農産物直売所等における販売額 ^(※)	69,814 千円	197,056 千円	226,000 千円

※前期基本計画においては、農産物直売所（四季彩館）の販売額としていたが、市内における重要な販売所（2箇所）を算出基準に加え、指標名及び目標値を変更（現状は変更後の基準で算出）。

第2節 活力の基盤整備



【めざす姿】

八幡市に賑わいをもたらす基盤が整備されています。

【施策体系】

活力の基盤整備	①企業立地の推進
	②人・物の流れをつくる基盤の整備

【施策の背景】

本市は古来より交通の要衝として栄えてきました。近年においても第二京阪道路の全線開通や新名神高速道路の整備、北陸新幹線京都・新大阪間のルート決定の動向などによりそのポテンシャルがさらに高まり、企業立地に向けた利便性・知名度が一層高まっています。また、為替相場の変動に伴う企業立地の国内回帰傾向や「地域未来投資促進法（平成 29 年）」の成立も追い風となり、企業誘致に向けた好条件がそろいつつあります。

さらに、新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式に伴う外出控えや EC 市場の急成長による宅配便取扱量の増加など、物の流れは一層増大している状況にあります。

このような物流へのニーズの高まりを契機ととらえ、地域に活力と雇用の場をもたらすとともに、税源の涵養^{かんよう}を図るためにも、企業誘致を進めていく必要があります。そのためには、企業の立地促進に必要な基盤の整備が必要であり、地域の特性を踏まえ、市内の道路ネットワークや公共交通、商業をはじめとする都市機能の誘導を図りながら、企業の立地可能な土地を確保していくことが重要です。また、その際には、生物多様性や治水機能など多面的な機能を有し、豊かな田園風景を創出する農地の保全との調整を図る必要があります。

加えて、さらなる賑わいの創出に向け、人の流れをつくる駅周辺の機能向上など、広域的な交流拠点の整備を進めることも必要です。

①企業立地の推進

【現状と課題】

本市では、八幡東 I C 周辺における工業団地の土地区画整理事業が平成 16

(2004)年3月に完了しました。

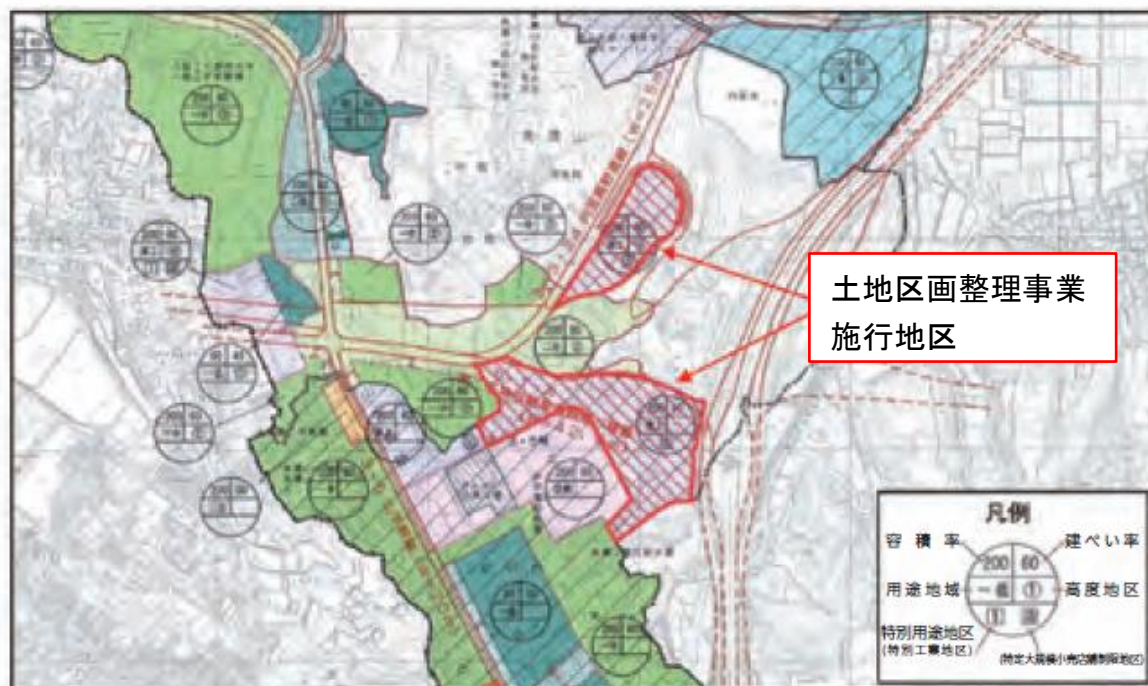
八幡京田辺JCT・IC周辺地区においては、多機能な都市機能立地の誘導を図るエリアとしていることに加え、欽明台北地区の一部が広域に影響を及ぼす床面積1万㎡超の大型店が立地可能な特例誘導エリアに指定されていることにより、平成23(2011)年には広域的集客が可能な商業施設の誘致を図ることができました。また、同地区では、新たな土地^{かんよう}区画整理事業が進められています。

さらなる活力の創出と税源の涵養^{かんよう}に向け、新たな企業誘致を図る土地の確保が課題となり、「八幡市都市計画マスタープラン(平成31年)」を改定し産業振興ゾーンの土地利用方針をお示ししました。今後、この方針に基づき、企業の進出可能な土地の確保に取り組むとともに、優良企業の誘致に向けた関係機関との連携等を進めていく必要があります。

他方で、高齢化等に伴い農家数が減少する中、農用地等の地域資源の保全管理による農地の多面的機能の確保や農地の貸借促進による土地の流動化を進めてきました。持続可能な地域農業に必要な地域活動組織の計画作成への支援により、優良農地の保全を行うとともに、「農業振興地域整備計画(平成26年)」、「京力農場プラン(令和4年)」に基づき、効果的な集積・集約を図ることで、周辺の土地利用との調和を保っていく必要があります。

(関連情報・データ等)

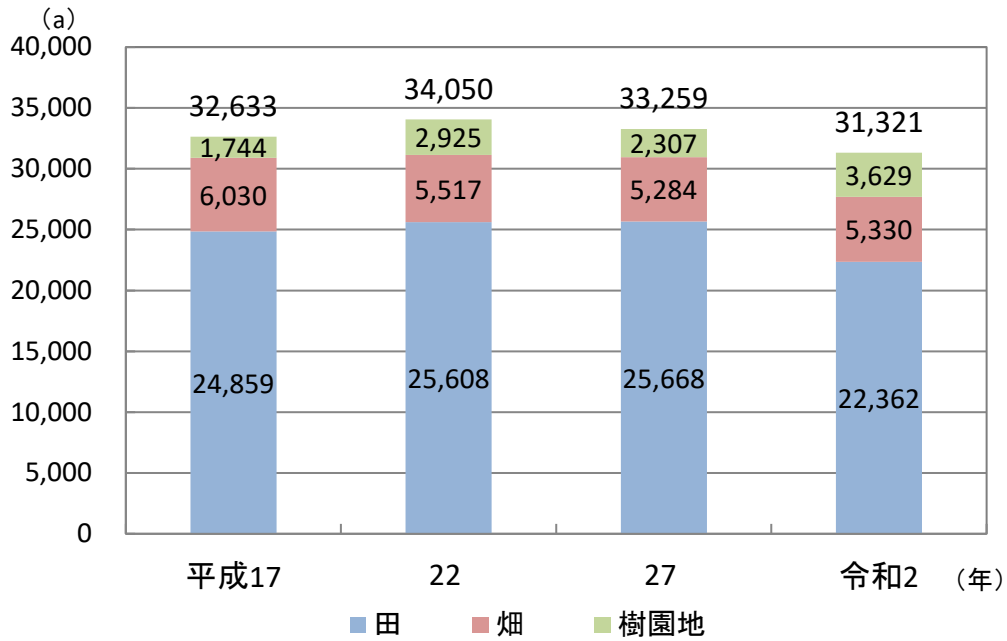
■八幡京田辺JCT・IC周辺の都市計画



(資料)八幡市

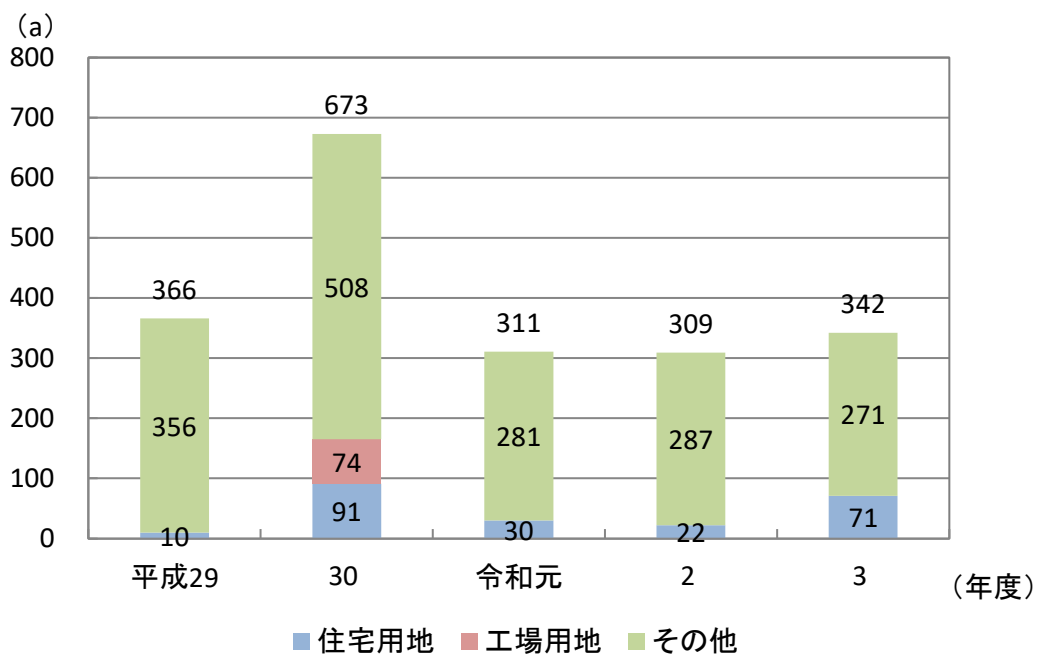
■農地の状況

(経営耕地面積) (各年2月1日現在)



(資料)八幡市

(農地転用状況)



(資料)八幡市

【主な取組と方向性】

- 企業の進出可能な土地の確保
 - 八幡京田辺 JCT・IC 及び八幡東 IC 周辺の土地利用を想定した都市計画決定・変更を行い、競争力のある工業・商業基盤の整備を進めます。
 - 新市街地整備による活力の創出と税源涵養^{かんよう}に資する事業用地の創出を進めます。
 - 大規模な土地利用転換を好機と捉え、民間資金も活用した効果的・効率的な南北連携軸や関連道路の整備を進めます。
- 農地の保全
 - 都市近郊・消費地という立地条件を活かした持続可能な農業経営を推進するため、農地利用集積・集約化を進めるとともに、周辺の土地利用と調和した多面的機能を有する優良な農地の保全を図ります。
- 企業誘致の推進
 - 京都府市町村企業誘致推進連絡会議と連携し、優良企業の誘致を進めます。
 - 地域未来投資促進法等も活用し企業誘致を推進します。

【施策の進捗をはかる指標】

指標名	計画当初値	現状値	目標値
	平成 28 年	令和 3 年	令和 9 年
商業系・工業系用途地域の指定面積（市街化調整区域の地区計画含む）	246ha	246ha	272ha

②人・物の流れをつくる基盤の整備

【現状と課題】

平成22（2010）年3月の第二京阪道路全線開通、平成29（2017）年4月の新名神高速道路（城陽～八幡京田辺間）供用開始など、市域の広域幹線道路網の整備が進んでいます。今後、交流圏域がさらに拡大することで、地域の活力の創出、地域経済活動の活性化につながることを期待されます。また、平成29（2017）年3月の市道橋本南山線延伸部の開通など、市内の幹線道路についても整備を進めてきたことにより、市内の交通利便性が向上してきています。

物流・交流の拠点としての機能を拡充し、本市の活力創出につなげるためにも、計画されている新名神高速道路（八幡京田辺～高槻間）の整備促進と市内幹線道路の整備を進めるとともに、市東部地域と木津川右岸域を結ぶ新たな連絡道路を計画し、市内外への交通ネットワークの充実を図ることが重要です。また、物流・交流拠点化に伴う交通量増加に対応し、道路の拡幅や歩道の整備などを通して、歩行者等の安全確保にも努める必要があります。

さらに、平成23（2011）年3月に京阪八幡市駅（現・石清水八幡宮駅）がバリアフリー化されるとともに、本市では平成29（2017）年度から京阪橋本駅周辺整備に着手しており、今後、「八幡市駅前整備等観光まちづくり構想（平成29年）」も踏まえ、両駅周辺がさらなる交流の拠点となるよう、駅前整備などを進めていく必要があります。

「八幡市立地適正化計画（令和3年）」、「八幡市地域公共交通計画（令和4年）」に基づき、地域の拠点間を結ぶ公共交通を軸として捉え、拠点の賑わいと公共交通ネットワークの維持などを図りつつ、将来において、現時点での居住誘導区域内の人口密度を保ち、居住地域の生活サービスやコミュニティの維持をめざす、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の実現に向けた取組を進めていく必要があります。

（関連情報・データ等）

■広域幹線道路の整備経過

道路名	時期	整備状況	アクセス等
第二京阪道路	平成22年3月	開通（巨椋池～門真間）	八幡東ICから京都市内方面へのアクセス 京田辺松井ICから大阪方面へのアクセス
京都縦貫自動車道 （京都第二外環状道路） （丹波綾部道路）	平成15年8月	開通（大山崎～久御山間）	大山崎JCT・ICから京滋バイパスへのアクセス
	平成25年4月	開通（沓掛～大山崎間）	大山崎JCT・ICから乙訓・京都府北部方面へのアクセス
	平成27年7月	開通（京丹波わち～丹波間）	大山崎JCT・ICから乙訓・京都府北部方面へのアクセス
新名神高速道路	平成29年4月	開通（城陽～八幡京田辺間）	八幡京田辺JCT・IC完成 第二京阪道路、京奈和自動車道へのアクセス
	令和6年度	開通予定（大津～城陽間）	八幡京田辺JCT・ICから滋賀・名古屋方面へのアクセス
	令和9年度	開通予定（八幡京田辺～高槻間）	八幡京田辺JCT・ICから大阪方面へのアクセス

（資料）八幡市

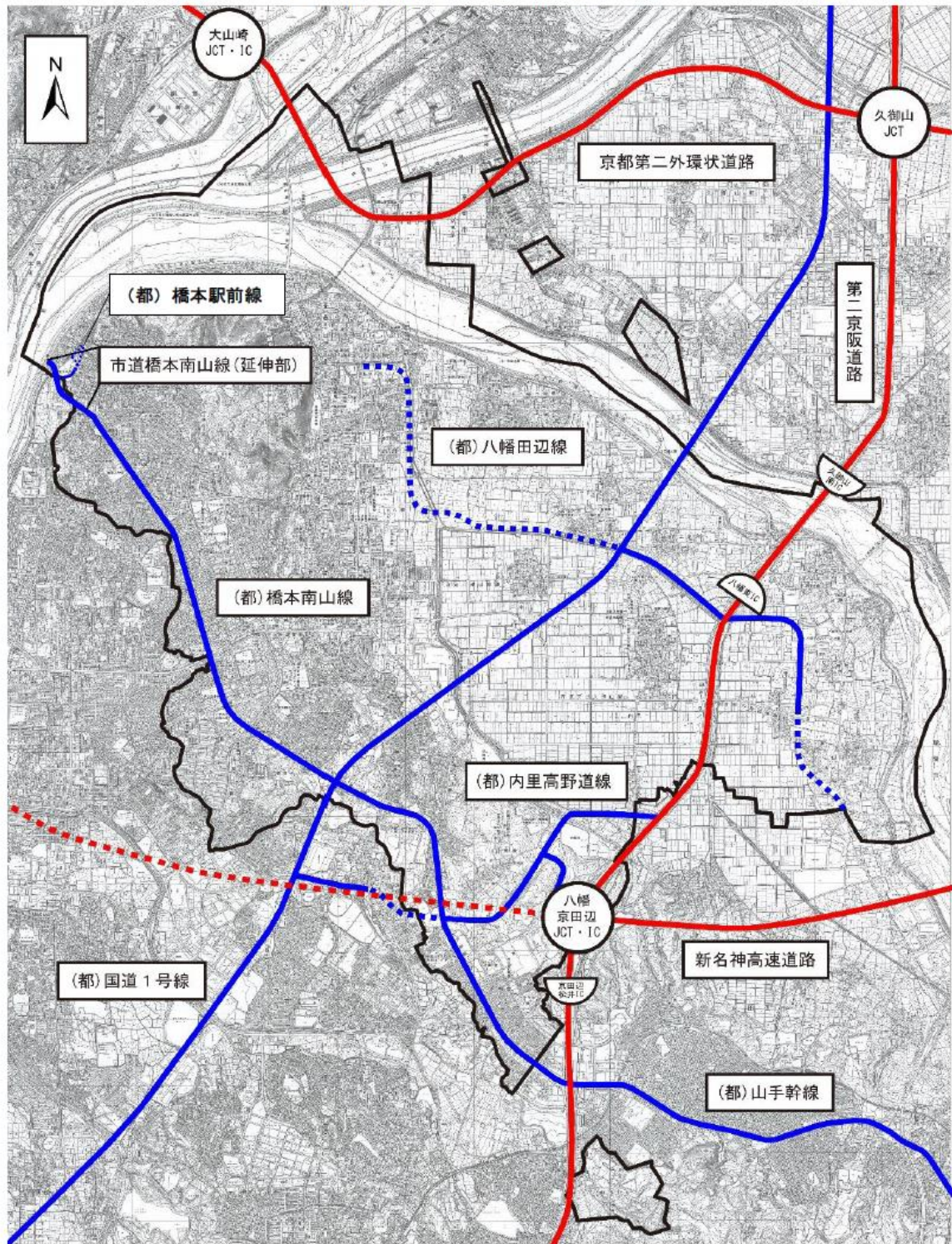
■市内幹線道路の整備経過

道路名	時期	整備状況	アクセス等
都市計画道路 八幡田辺線	平成19年3月	開通（上奈良工業団地－第二京阪道路）	国道1号から第二京阪道路へのアクセス
	平成20年7月	開通（蜻蛉尻橋－上奈良工業団地間）	
	平成24年7月	開通（国道1号－蜻蛉尻橋間）	
都市計画道路 内里高野道線 （府道八幡京田辺インター線）	平成28年3月	開通（内里荒場－内里柿谷間）	市内幹線道路から八幡京田辺JCT・ICへのアクセス
	平成29年4月	開通（内里柿谷－山手幹線間）	
市道橋本南山線（延伸部）	平成29年3月	開通（橋本小金川－橋本塩釜間）	男山・橋本地域から京都守口線へのアクセス
都市計画道路 橋本駅前線	令和6年度	開通予定（全線）	市道橋本南山線から京阪橋本駅周辺へのアクセス

（資料）八幡市

■八幡市域道路網図

八 幡 市 域 道 路 網 図



広域幹線道路

市内幹線道路

—— 供用中

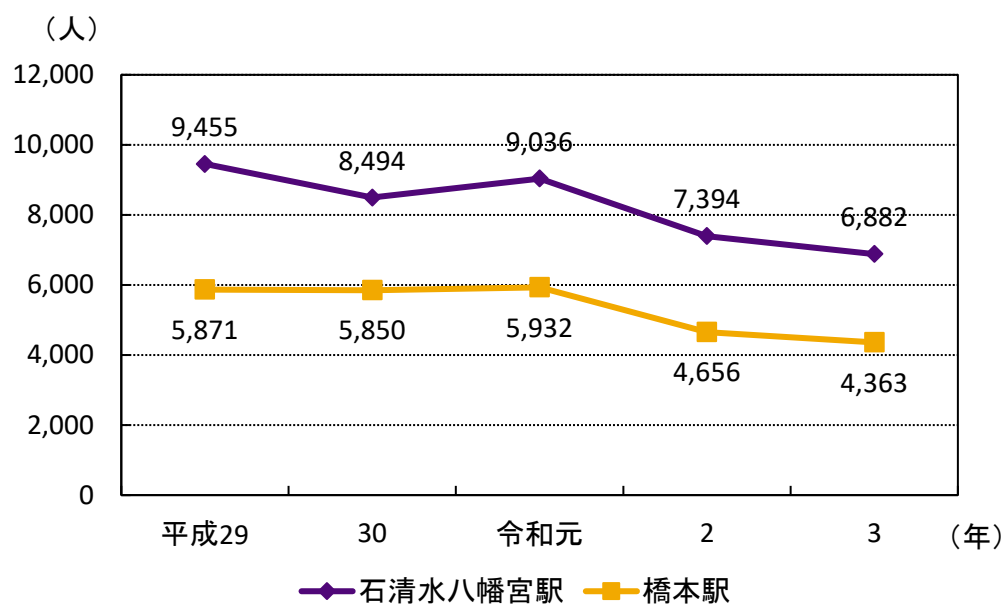
—— 供用中

..... 計画

..... 計画

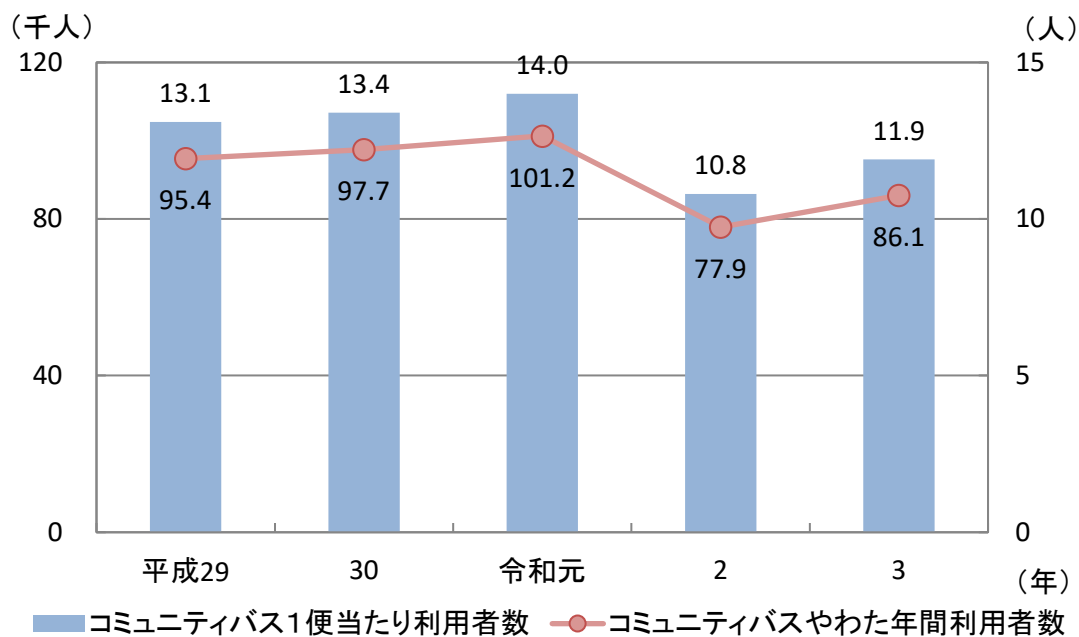
(資料)八幡市

■京阪石清水八幡宮駅・橋本駅の乗降客数



(資料)八幡市

■コミュニティバス利用者数



(資料)八幡市

【主な取組と方向性】

- **新名神高速道路（八幡京田辺～高槻間）の整備促進**
 - 令和9（2027）年度的全線開通に向け、整備を促進するとともに、八幡京田辺 J C T・I C 周辺のアクセス道路の整備を進めます。
- **市内幹線道路の整備**
 - 都市計画道路八幡田辺線及び都市計画道路内里高野道線等の整備を促進します。
 - 都市計画道路橋本駅前線、市道野神線、市道二階堂川口線等の整備を推進します。
 - 歩行者等の安全を確保するため、国道1号をはじめとした歩道整備を進めます。
 - 市東部地域と木津川右岸域を結ぶ新たな連絡道路の整備を促進します。
- **交流拠点の整備**
 - 京阪石清水八幡宮駅周辺では、都市機能の誘導を図るとともに、観光まちづくりの観点から商業機能等の充実による賑わいの創出を図ります。また、交流拠点としての機能を高めるため、放生川踏切の拡幅や駅周辺の放置自転車等対策を進めます。
 - 京阪橋本駅周辺では、生活・交流の拠点としての都市機能の誘導を図ります。また、交流拠点としての機能を高めるため、市道橋本南山線と京阪橋本駅を結ぶ都市計画道路橋本駅前線の整備を推進するとともに、橋本駅周辺整備を進めます。なお、必要に応じ都市計画変更を行い、周辺地域への波及効果も見据えた橋本駅周辺整備を進めます。
 - 八幡京田辺 J C T・I C 周辺については、広域交通の結節点という利便性を活かした本市の南の玄関口として、多様な都市機能の誘導・充実を図ります。また、都市機能誘導拠点としての機能を高めるため、競争力のある産業基盤の集積に向けた都市計画変更や周辺のアクセス道路の整備などを進めます。
- **持続可能な公共交通の構築**
 - ニーズに応じた市内公共交通の更なる充実を図るため、既存路線の乗り継ぎ利便性の向上や、コミュニティバスの利用を促進します。
 - 八幡市地域公共交通計画に基づき、持続可能な公共交通の構築を進めます。
 - 八幡市地域公共交通会議と連携しながら、住民主体型交通の取組支援、交通結節点の強化及びバス停・バス待合環境の整備などを進めます。

【施策の進捗をはかる指標】

指標名	計画当初値	現状値	目標値
	平成28年	令和3年	令和9年
新名神高速道路（八幡京田辺～高槻間）工事着手率	18%	99%	令和9年度 供用開始
市内国道1号歩道整備率（延長ベース）	50%	52%	96%
居住誘導区域内の人口密度	—	71人/ha	72人/ha
コミュニティバスの年間利用者数	92,299人	86,068人	94,100人

第6章

持続可能な「安心・安全のまち やわた」

第 1 節 環境と発展の調和



【めざす姿】

持続可能な発展を可能にする環境にやさしい社会システムが実現しています。

【施策体系】

環境と発展の調和	①環境にやさしい暮らしの創出
	②資源の循環利用

【施策の背景】

本市では、「人と自然が共生する環境にやさしいまち」をめざす決意表明として、「環境自治体宣言（平成 14 年）」を行い、3 次にわたる環境基本計画のもと、環境マネジメントシステムの構築など環境行政の推進に取り組んできました。また、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方を活かした「第3次環境基本計画（令和 4 年）」の策定を契機に、「2050 年 CO2（二酸化炭素）実質排出ゼロ」を目指すことを宣言し、脱炭素社会に向けた取組を進めています。

近年、プラスチックごみによる海洋汚染や気候変動などが、地球規模の問題となっています。このような環境問題に対しては、家庭におけるごみの減量やマイバッグの持参、節電や公共交通の利用のように、市民や事業者の行動が重要となります。今後も、そのような行動が自然に行われ、健康で快適な生活を持続可能なものにするような社会システムを構築していかなければなりません。

そこで、持続可能な発展を可能にする環境にやさしい社会システムの実現に向け、まちの美化や資源の循環利用など、市民や事業者による環境にやさしい行動を促し、きれいで穏やかな八幡づくりを進めていく必要があります。

①環境にやさしい暮らしの創出

【現状と課題】

本市では、八幡市環境基本計画に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。令和4（2022）年には計画期間が満了した第2次八幡市環境基本計画を改定し、令和32（2050）年カーボンニュートラルをめざすことを掲げた第3次八幡市環境基本計画を策定したところです。

この計画は、温室効果ガス排出量削減の取組を促進し、脱炭素社会の実現をめざすための「地球温暖化対策実行計画」を含んでおり、それに基づき、住宅用太陽光発電システム及び蓄電設備設置費の助成に取り組むとともに、カーボンニュートラルに資する取組を調査・検討しています。また、市が環境マネジメントシステムの導入・推進に取り組むほか、事業者における環境マネジメントシステム導入の促進も実施してきました。これらの取組もあり、市域における温室効果ガス排出量は平成25（2013）年以降減少傾向となっています。

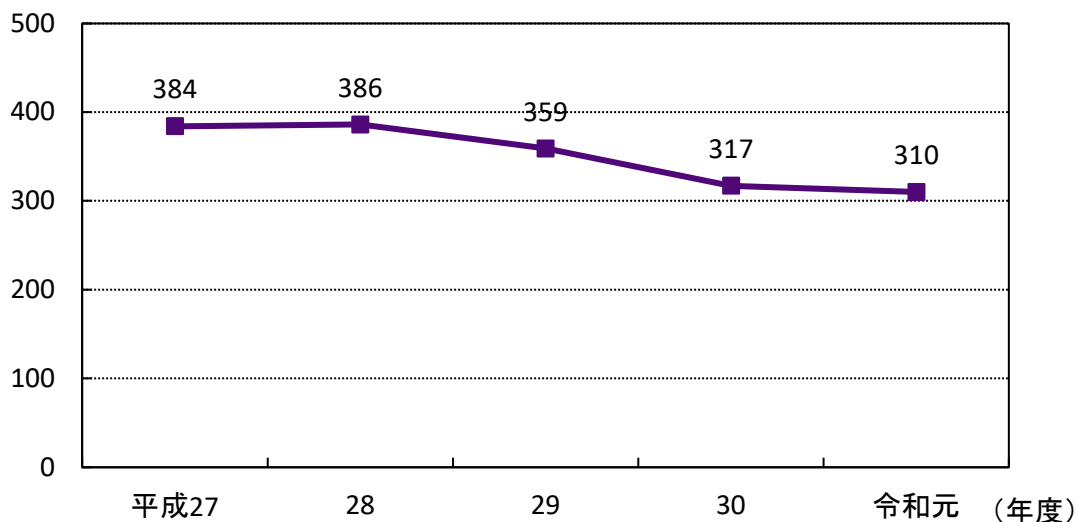
さらに、河川の水質汚濁防止や騒音・振動の抑制、産業廃棄物等の規制、不法投棄・違法な燃焼行為の監視等により公害等の防止に取り組むとともに、「八幡市美しいまちづくりに関する条例」に基づき、市民・事業者等との協働による市内美化活動を進めた結果、前期基本計画において課題としていた不法投棄や、騒音に関する苦情については、状況が改善しています。しかしながら、河川の水質汚染防止については、環境基準の類型が変更され、基準値が引き上げられるなど、改善に向けさらなる取組が求められています。

今後も、脱炭素社会の実現に貢献し、人と自然が共生する、安心して快適に暮らせる美しい八幡市の実現に向けて、市民・事業者・行政が連携・協力し、みんなで取り組んでいく必要があります。

(関連情報・データ等)

■市域における温室効果ガス排出量

(千t-CO₂/年)



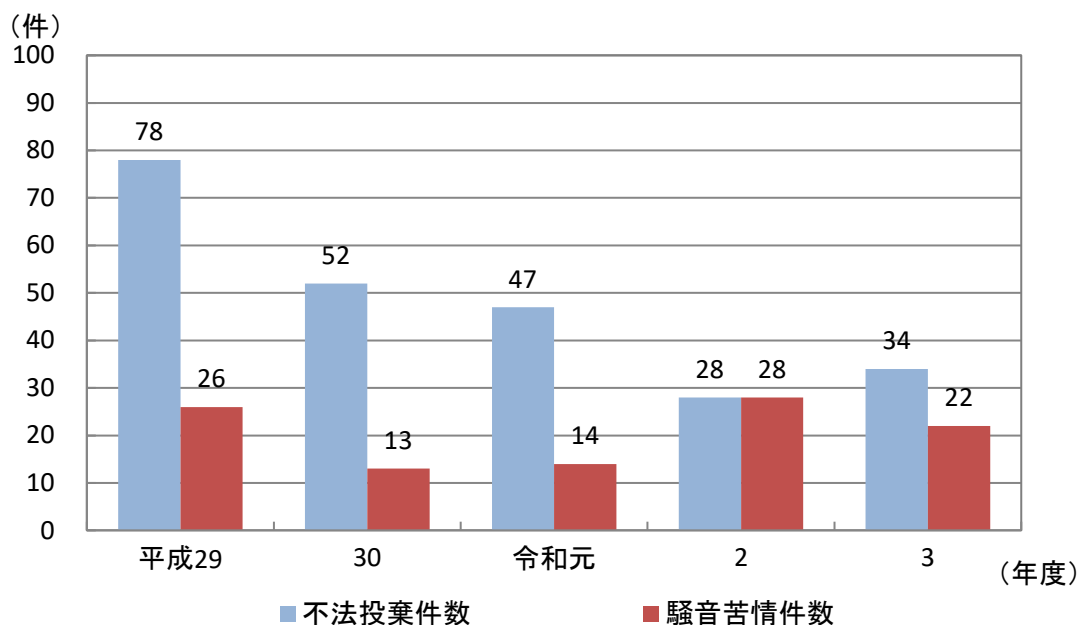
(資料)八幡市

■調査地点における河川のBOD環境基準超過率

調査地点	BOD環境基準超過率
1 防賀川(内里橋)	5.0%
2 大谷川(さつき橋)	0.0%
3 大谷川(八幡舞台)	20.0%
4 防賀川(八幡春日部)	10.0%
5 大谷川(八幡排水機場)	15.0%
6 大谷川(橋本栄橋)	10.0%
7 八幡郷幹線2号用水路(岩田北浅地)	10.0%
8 水戸城川(八幡舞台)	20.0%
9 久保田川都市下水路(大谷川合流点前)	15.0%
10 旧大谷川都市下水路(八幡三本橋)	25.0%
11 川口川(大谷川合流点前)	20.0%
12 上奈良放水路	0.0%
13 軸川(旧大谷川都市下水路合流点前)	5.0%
14 御幸谷川(大谷川合流点前)	0.0%
15 大谷川(安居橋)	5.0%
16 久保田川都市下水路(八幡武蔵芝)	33.3%

(資料)八幡市

■不法投棄件数・騒音苦情件数



(資料)八幡市

【主な取組と方向性】

● 脱炭素社会に向けた取組

- 住宅や事業所の省エネルギー化の促進、市率先による公共施設における省エネルギー化の推進とともに、地球温暖化対策のための賢い選択（クールチョイス運動）の啓発等を推進します。
- 再生可能エネルギーの普及を推進し、家庭や事業所における再生可能エネルギーの導入拡大に努めます。
- エネルギー消費の少ない交通手段の利活用を進めるとともに、都市の蓄熱効果が少なくエネルギーを効率的に利用するまちづくり、暮らしを推進します。
- 温室効果ガスを削減する「緩和策」に加えて、地球温暖化によって既に起こっている影響に適応する「適応策」を進めます。

● 人と自然との共生

- 身近な自然とのふれあいを通じて、自然環境の大切さを認識し、環境意識の向上につながるよう、ふれあえる場づくりや機会の創出を推進します。
- 安心・安全な農産物を提供するため、環境にやさしい農業を進めます。
- 森林環境の整備や地産地消の推進のため、府内産木材の利用を促進します。

● 安心で快適に住み続けられる、美しい八幡づくり

- 大気環境の保全、水資源の保全、騒音・振動等の防止等、安心に暮らせるまちづくりに関する取組を推進します。
- 交通量の変化を注視し、交通渋滞の緩和に寄与する道路整備を進めます。
- 様々な主体との協働による環境美化の推進、市民のマナー向上など、良好な生活環境の保全と創造に関する取組を推進します。

- 不法投棄防止の啓発やパトロールを行い、不法投棄対策を強化します。
- **みんなで取り組む環境活動**
 - 地域において環境教育に積極的に取り組むとともに、市民や事業者に積極的に環境情報を発信し、環境学習への参加を促します。
 - 市民や事業者、市民団体等の環境保全活動への参加を積極的に推進するとともに、活動の担い手となる人材を育成します。
 - 事業者の環境配慮活動や環境経営の推進を図ります。

【施策の進捗をはかる指標】

指標名	計画当初値	現状値	目標値
	平成28年	令和3年	令和9年
市内の温室効果ガス排出量	—	310千t-CO2 (R1)	現状より 低い数値
騒音苦情件数	26件	22件	現状より 低い数値
不法投棄件数	99件	34件	現状より 低い数値
環境学習参加者数	—	319人	現状より 高い数値

②資源の循環利用

【現状と課題】

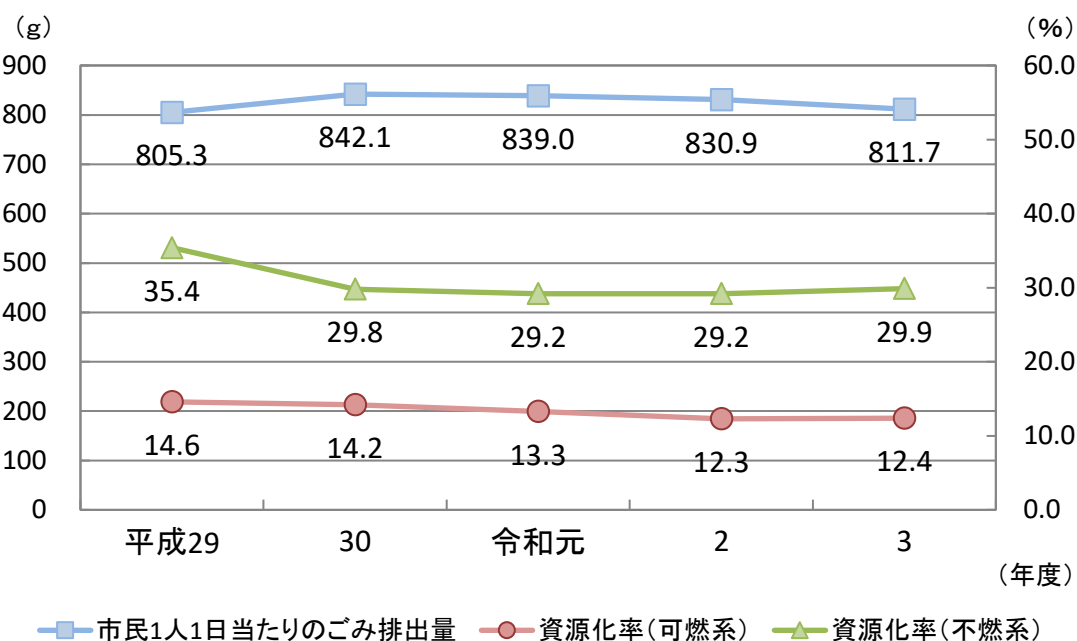
本市では、循環型社会の形成に向けて、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進してきました。リデュース（発生抑制）については、買い物袋持参運動や大型ごみの有料化、リユース（再使用）については発泡スチロールなどの教材使用、リサイクル（再生利用）については資源物やプラスチック製容器包装の分別回収を進めてきました。これらの取組により、不燃系ごみの再資源化率は計画当初より向上しています。一方で、市民の1人1日あたりのごみ排出量については新型コロナウイルス感染症による外出自粛の影響により微増となっています。

また、ごみの収集体制については、収集業務の一部民間委託化を実施するなど効率化を図るとともに、城南衛生管理組合との連携による体制の確立に取り組んでおり、プラスチックごみの毎週収集の取組を進めています。

循環型社会の実現に向けて、近年では地域にある「資源」を最大限に活用しながら、自立したまちを築く中で、環境・経済・社会が統合的に向上する「地域循環共生圏」の形成を目指す考え方が注目されています。最近問題になっているプラスチックごみや食品ロスへの対策を進めながら、再資源化率の向上に取り組むとともに、高齢化の進行や市民ニーズを踏まえて、資源の再使用・再生利用に係る啓発や分別方法のわかりやすい情報提供、収集活動における配慮など、ごみの減量と資源の循環に向けた取組を充実していくことが必要です。

（関連情報・データ等）

■市民1人1日あたりのごみ排出量及び再資源化率（可燃・不燃）



(資料)八幡市

【主な取組と方向性】

- **ごみの減量と再使用（2R）の推進**
 - ごみの減量に向け、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の中でも、減量と再使用を積極的に推進します。
 - プラスチックごみの使用抑制と循環に向け、市民・事業者への啓発や、市関連事業における使用抑制に努めます。
- **資源の適切な循環利用と適正処理の推進**
 - 正しい分別方法について多様な方法で情報提供することにより、ごみの減量化と資源リサイクルへの協力を促進します。
 - 城南衛生管理組合の効率的な運営の促進と処理施設の適切な維持管理を推進します。

【施策の進捗をはかる指標】

指標名	計画当初値	現状値	目標値
	平成28年	令和3年	令和9年
再資源化率（可燃・不燃）	18.3%	16.0%	36.0%
市民1人1日あたりごみ排出量	791g	812g	776g

※平成28年度から「再資源化率」及び「市民1人1日あたりのごみ排出量」は環境省の算出基準に合わせて算出。



第2節 安心・安全

【めざす姿】

災害に強く、犯罪や事故を抑制できるなど、安心・安全を支える仕組みと基盤が整っています。

【施策体系】

安心・安全	①地域ぐるみでの防犯・交通安全対策の推進
	②自助・共助・公助による防災・減災対策の推進
	③火災予防・消防活動の推進

【施策の背景】

犯罪件数や治安の指標となる刑法犯認知件数は、全国的には、平成2（1990）年以降増加し、平成14（2002）年に約285万件と戦後最多を記録しました。その後、減少に転じ、令和2（2020）年には約61万件となっています。京都府内や本市においても、近年減少傾向にあります。市外へ移りたい理由に治安への不安を挙げる人も少なくありません。加えて、インターネットの普及に伴い、消費生活の利便性が向上する一方、コロナ禍での減収不安を抱える人が増す中、SNS（ソーシャル・ネットワークサービス）をきっかけとした副業詐欺が巧妙化し被害が増大しています。また、インターネット通販で1回のお試し注文と誤認させ、定期購入として多額の料金を請求されるといった被害等も大きな問題となっています。令和4（2022）年の成年年齢引き下げも踏まえ、若い世代になじみのある電磁的方法も採り入れた啓発に取り組むとともに、相談体制を充実させることが重要です。

また、我が国では、阪神・淡路大震災をはじめ、東日本大震災、風水害・土砂災害など、様々な自然災害が毎年発生しています。平成28（2016）年に発生した熊本地震では、市庁舎の損壊により、迅速な災害対応に支障が出るなどの課題がみられました。今後発生するとされている南海トラフ地震や直下型地震、河川の氾濫や浸水被害、土砂災害等に対し、ハード面・ソフト面での各種備えを充実していく必要があります。

市民の暮らしの安心・安全を守るためには、行政による公助のみでは限界があり、これまで以上に地域ぐるみでの自助・共助による取組を進めるなど、地域防災力をさらに強化していかなければなりません。また、災害に強いまちづくりを進めるとともに、消防体制を充実させることのほか、国際情勢の変化に伴う武力攻撃や大規模テロといった国民保護事案、大規模火災などに対する危機管理体制の充実も必要です。

①地域ぐるみでの防犯・交通安全対策の推進

【現状と課題】

防犯対策に関しては、警察による総合的な取組に加え、自治組織団体をはじめとする市民組織による地域防犯活動の促進、通学路等への防犯カメラの設置・運用、防犯啓発等の取組を進めてきました。また、京都府や警察等との連携による特殊詐欺等の犯罪被害の抑制や交通安全対策も進められてきました。この結果、本市でも近年、刑法犯認知件数が著しく減少し、治安が改善しているといえます。しかしながら、今回実施した市民アンケート結果でも、市外に移りたい理由の上位に「治安に不安がある」が挙げられるなど、依然として不安が少なくない状況がみられます。

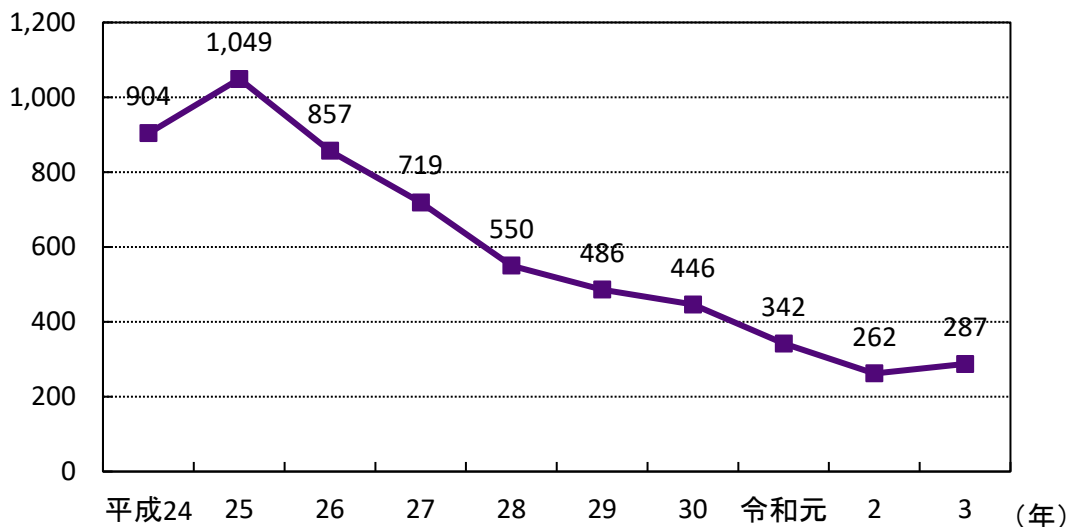
このような治安の改善状況を市民に周知するとともに、夜道を明るくするなど、犯罪の発生しにくいまちづくりや地域ぐるみでの犯罪被害の抑制に引き続き取り組むことで、市民の治安への不安を解消していくことが必要です。また、消費者トラブルによる被害を未然に防ぐためにも、市民がいつでも安心して相談できる相談体制の確保や、最新の情報収集、消費者教育で実績のある民間団体も含めた機関と連携した消費者教育、啓発活動に取り組む必要があります。

交通安全対策については、街頭啓発の実施や歩道の整備、信号機などの交通安全施設の設置等を進めてきました。特に、児童の通学路安全対策として交通指導員の配置、通学路危険箇所の点検・対策、ゾーン30の設定などの取組を積極的に進めてきました。この結果、交通事故発生件数・負傷者数ともに減少傾向にあります。一方で、高齢化の進行に伴い、高齢者等が巻き込まれる事件や事故は全国的に増加傾向であり、高齢者が被害者にも加害者にもならないような対策が必要です。

(関連情報・データ等)

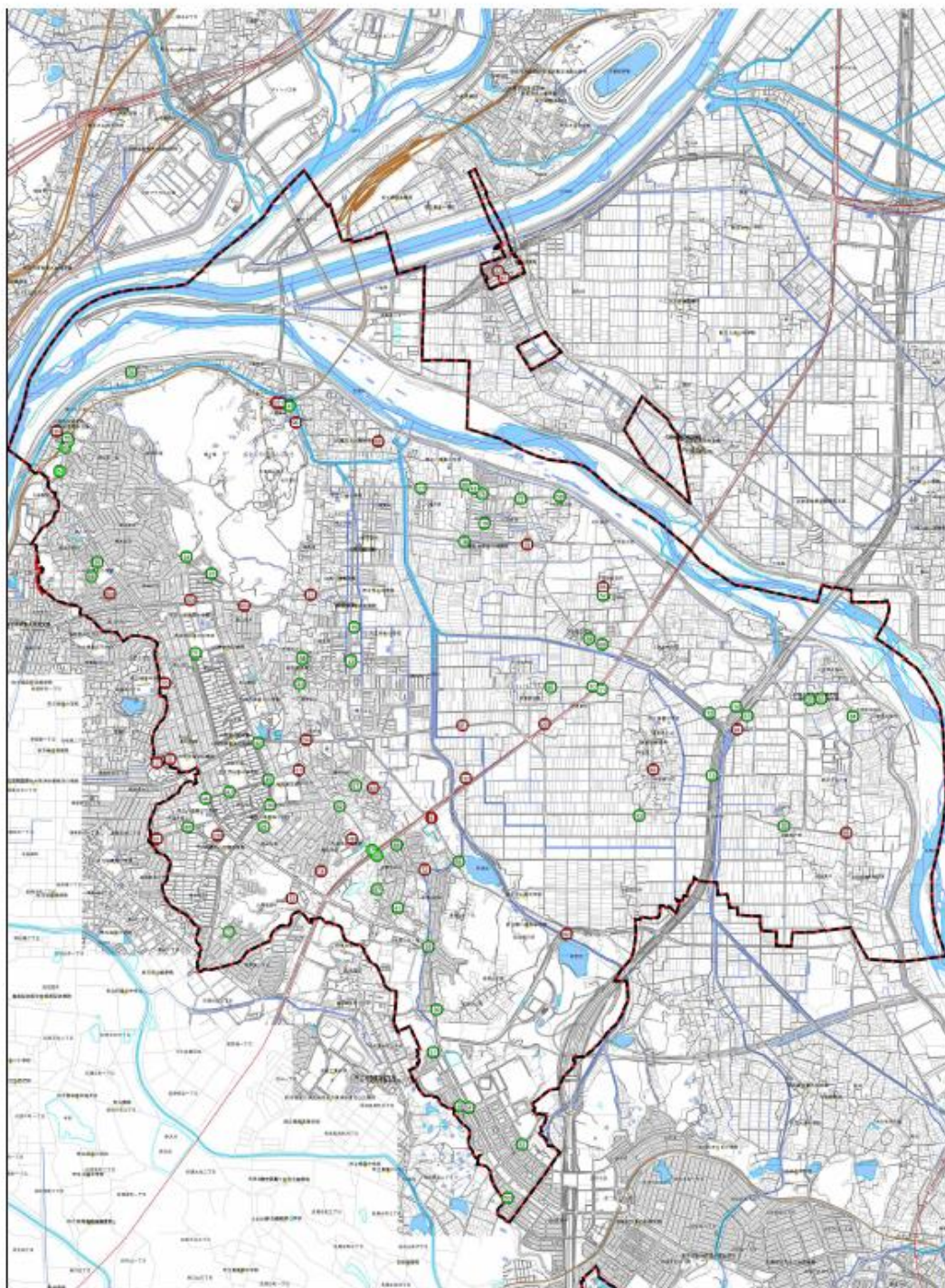
■刑法犯認知件数

(人)



(資料)八幡市

■防犯カメラの設置状況



※1～15は平成24年度設置。

16～30は平成25年度設置。

31～45は平成26年度設置。

46～60は平成27年度設置。

61～75は平成28年度設置。

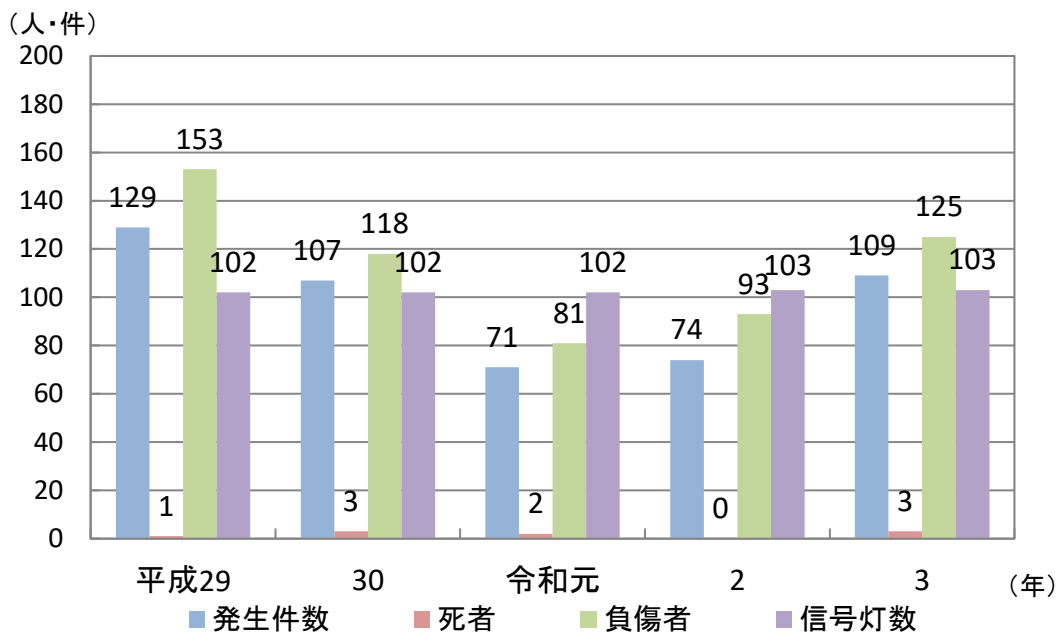
76～90は平成29年度設置。

91～95は令和2年度設置。

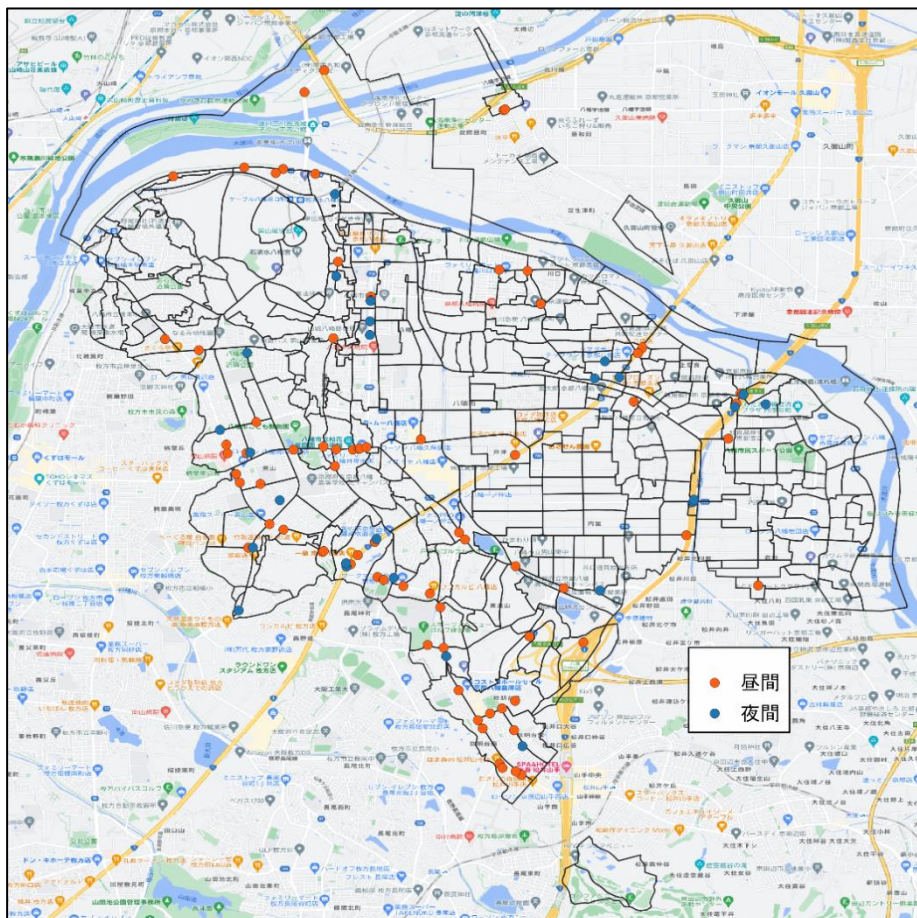
※緑色のカメラは、通学路上に設置。

(資料)八幡市

■交通事故発生件数等の推移



■交通事故発生箇所（令和3年）



(資料)警察庁「交通事故統計」(地図出典)GOOGLE

【主な取組と方向性】

- 犯罪の発生しにくいまちづくり
 - 治安に関わる情報提供の充実と高齢者や若い世代に対する防犯教育・啓発の取組を推進します。
 - 警察との連携による各種防犯活動を進めるとともに、犯罪の発生傾向を踏まえた防犯パトロールを実施します。
 - 地域における様々な主体が連携した防犯活動の促進と担い手の育成を支援します。
 - 犯罪の未然防止を図るため、防犯カメラの整備・維持更新を進めるとともに、市内の道路照明のLED化を推進します。
- 詐欺被害や消費者トラブルの防止
 - 消費者トラブル・詐欺被害を未然に防止するため、警察・関係団体等と連携し、世代ごとの特徴（事例）に合わせた消費者教育や啓発活動を進めます。
- 交通事故の発生しにくいまちづくり
 - 子どもや高齢者の交通安全意識を高めるため、学校や地域を対象にした交通安全教室等の取組を進めます。
 - 交通ルール・マナー向上のため、警察など関係機関と連携し、各種啓発の強化に努めます。
 - 警察など関係機関と連携し、信号機や横断歩道等の交通安全施設の整備を進めるとともに、放置車両対策の充実を図るなど、交通安全対策を強化します。

【施策の進捗をはかる指標】

指標名	計画当初値	現状値	目標値
	平成28年	令和3年	令和9年
刑法犯認知件数	545件	287件	現状より低い数値
消費者行政教室参加者数	—	357人	400人
交通事故発生件数	246件	109件	120件

②自助・共助・公助による防災・減災対策の推進

【現状と課題】

本市は、降雨の状況等により木津川、淀川本流の水位が内水位より高くなる地形となっており、一部地域において古くから洪水などの水害に何度も見舞われてきた歴史があります。近年は突発的に集中豪雨が発生し、1時間に100ミリ前後の猛烈な雨が観測される記録的短時間大雨情報の発令に到るケースも各地で見受けられます。平成25（2013）年の台風18号では大雨特別警報が発令され、床上・床下浸水や土砂災害に加え、農作物、文化財等への被害が発生したほか、平成29（2017）年の台風21号、令和元（2019）年の台風19号による大雨で木津川の水位が上がるなど、水害のリスクが生じています。また、平成30（2018）年には大阪府北部地震が発生しました。南海トラフ巨大地震や有馬・高槻断層を震源地とする地震が起きた際には、本市でも震度6以上のゆれによる甚大な被害の発生が想定されています。

これらの災害に備えて、「八幡市地域防災計画」に基づき、災害に強い防災体制の確立や都市構造の形成、地域ごとの避難場所の指定や避難計画の作成、情報伝達手段の多重化、京都府の「公的備蓄等に係る基本的な考え方」に基づく計画的な災害備蓄品の備蓄等に取り組んできました。また、災害時の自治体間連携の推進と職員の災害対応能力育成に向け、市外での災害発生時には市からも応援職員の派遣を行っています。加えて、各地域の自主防災組織等においては、地域での防災訓練など災害への備えが進められてきています。

さらには、平成28（2016）年の熊本地震の際、一部市町では庁舎の損壊により災害対策本部が設置できず、災害対応に支障が生じるなどの事態が発生したことから、市役所本庁舎が耐震化されていないことなどのリスクが再認識されました。このことから、国の市町村役場機能緊急保全事業を活用し、防災拠点としての機能を備えた新庁舎を建設しました。

今後も、「八幡市国土強靱化地域計画（令和2年）」を推進し、災害に強い都市基盤の整備など防災・減災対策の充実を進めていくことに加え、災害時の被害を可能な限り軽減するための危機管理体制を強化していく必要があります。また、市民自らが日頃から防災への知識を取り入れ、十分な備えをしておくことや、地域での助け合いの共助体制の構築・充実を進めるなど、自助・共助・公助による防災・減災対策を進めていくことが必要です。

(関連情報・データ等)

■近年の主な浸水被害

発生年月日	原因	浸水戸数(戸)		その他の被害等
		床上	床下	
平成24年8月14日	豪雨	28	280	がけ崩れ 農作物被害
平成25年9月16日	台風18号	30	856	がけ崩れ 農作物被害

■京都府による八幡市内の地震被害想定(防災ハザードマップ)

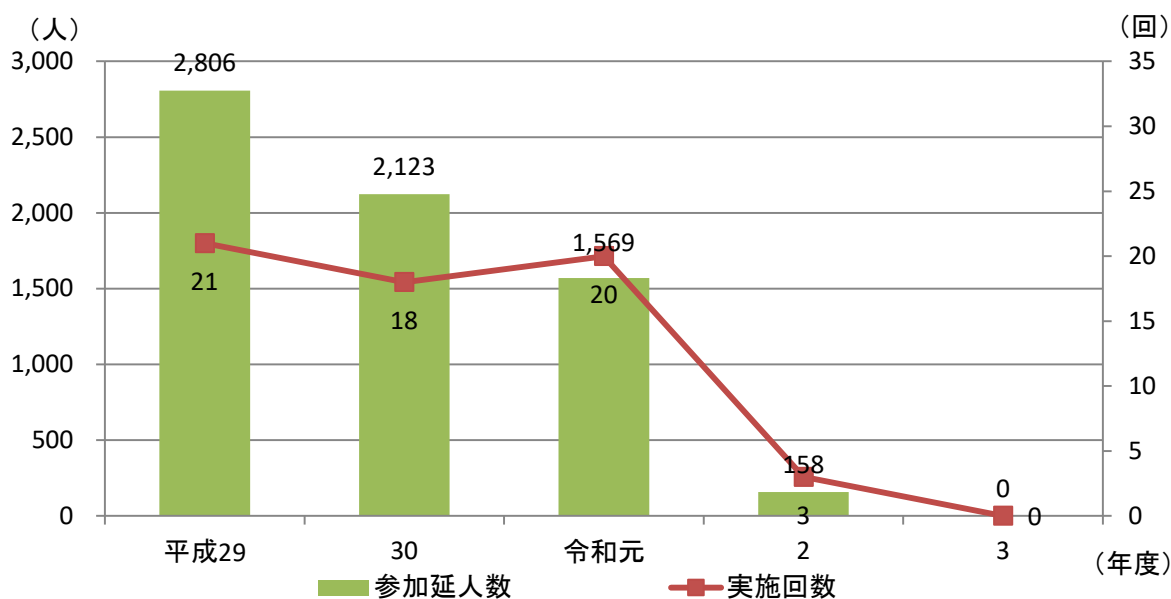
(南海トラフ巨大地震に伴う人的・物的被害想定)

項目		被害状況(人)	項目		被害状況(棟)
人的被害	死者数	20	建物被害	全壊	480
	負傷者数	340		半壊・一部半壊	—
	負傷者数(うち重傷者数)	40		焼失建物	450
	要救助者数	110			
	短期避難者数	—			
(参考)内閣府のデータを基にした京都府被害想定					

(有馬・高槻断層の地震に伴う被害想定)

項目		被害状況(人)	項目		被害状況(戸)
人的被害	死者数	260	建物被害	全壊	5,370
	負傷者数	2,410		半壊	6,440
	負傷者数(うち重傷者数)	320		焼失建物	760
	要救助者数	1,360			
	短期避難者数	23,390			
資料提供:京都府地震被害想定調査委員会					

■自主防災隊（会）・自治組織等による防災訓練実施回数



(資料)八幡市

【主な取組と方向性】

● 危機管理体制の強化

- 災害の未然防止及び減災対策を計画的・総合的に進めるため、「八幡市地域防災計画」に基づき、市の危機管理体制の強化を図ります。
- 災害発生時に市役所自体が被災し、人員や物資、情報が限られるような状況になった場合でも適切に業務を進められるよう、優先業務等を定めた業務継続計画の適正な運用に努めます。
- 災害備蓄品の計画的な更新を図ります。
- 災害時において防災拠点としての機能を維持することができる新庁舎の運用に努めます。
- 災害時の広域的な連携・支援が図られるよう、多様な機関との広域的な災害対応ネットワークの構築を進めます。
- 国民保護事案等への対応力の強化を図ります。
- ドローンを活用した情報収集能力、防災アプリを活用した情報発信能力の強化を推進します。

● 自助・共助による防災・減災

- 市民の防災行動力の向上に向け、防災知識・情報の入手や家庭での備蓄・家具転倒防止などの対策の充実を促進します。
- 自主防災組織による防災活動の活発化や地区防災計画の策定を促進します。
- 障がいや高齢により配慮が必要な人の避難について、自治会や民生児童委員協議会などの協力により支援を行う災害時要援護者対策事業を推進します。
- 障がいや高齢により配慮が必要な人が災害時に安心して避難できるよう、福祉避難所の確保や福祉避難所向け災害備蓄品の計画的な更新を行います。

- 帰宅困難者対策の検討を行います。
- 災害に強いまちづくり
 - 木津川、宇治川、桂川において、「河川整備計画」に基づく樋門の改築、河川内の樹木伐採等の治水事業を促進します。
 - 1級河川宇治川と木津川に囲まれた堤内農地の湛水被害防止のため、川北排水機場の排水ポンプ機能の長寿命化を進めます。
 - 土砂災害の防止に向け、急傾斜地の調査や治山対策を推進します。
 - 木造住宅の耐震化を促進します。

【施策の進捗をはかる指標】

指標名	計画当初値	現状値	目標値
	平成 28 年	令和 3 年	令和 9 年
地区防災計画策定地域数	2 地域	5 地域	20 地域
災害時要援護者台帳の登録要援護者数	432 人	331 人	800 人
福祉避難所協定締結施設数	8 施設	12 施設	14 施設
住宅耐震化率	86.1%	92.5%	95%以上

③火災予防・消防活動の推進

【現状と課題】

市消防本部では、火災に伴う消火活動や災害、事故、疾病等に伴う救急・救助活動、火災予防活動等を適切に行うことができるよう、職員の育成や消防資機材、車両等の整備を計画的に行い、消防体制の充実を図ってきました。また、消防団を設置し、団員による消火活動等を行っています。予防活動では、市民・事業者への火災予防啓発、女性防火推進隊による高齢者への防火訪問、防火推進連絡会による高齢者への電気ガス無料点検などを実施しています。さらに、東日本大震災や熊本地震の際には、本市消防本部からも緊急消防援助隊として出動し、現地の災害対応を支援しました。

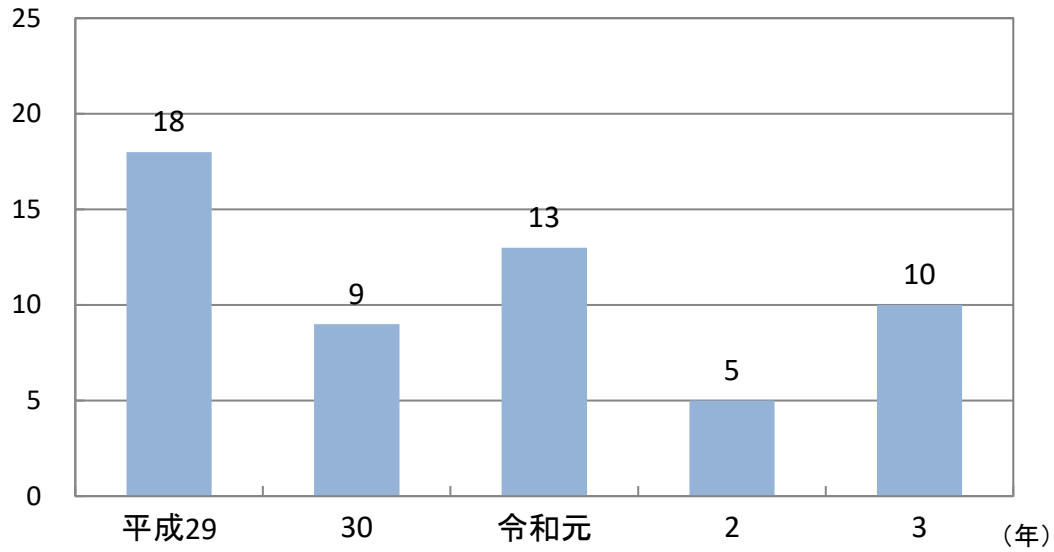
火災出動件数は、減少傾向となっているものの、市民への防火意識の普及啓発を通じて、さらなる火災予防に取り組むことが必要です。また、救急出動件数については、少子高齢化等により増加が続いており、今後も増加が見込まれます。さらに、新名神高速道路の全線開通を令和 9（2027）年に控え、これまで経験したことのないような特殊災害事故の発生も考えられることから、近隣市町と連携した広域的な消防活動・救急体制の整備の必要性も高まることを見込まれています。

市民が安心して暮らし続けられるように、消防訓練や火災予防啓発活動等を継続し、防火意識のさらなる高揚を図ることが必要です。また、迅速かつ効率的な消防活動を行うことができるよう、東部地区の災害に対し消防分署を整備するとともに、消防体制・資機材の確保、職員の育成、消防団員の確保・育成など消防力を強化していく必要があります。

(関連情報・データ等)

■火災出動件数

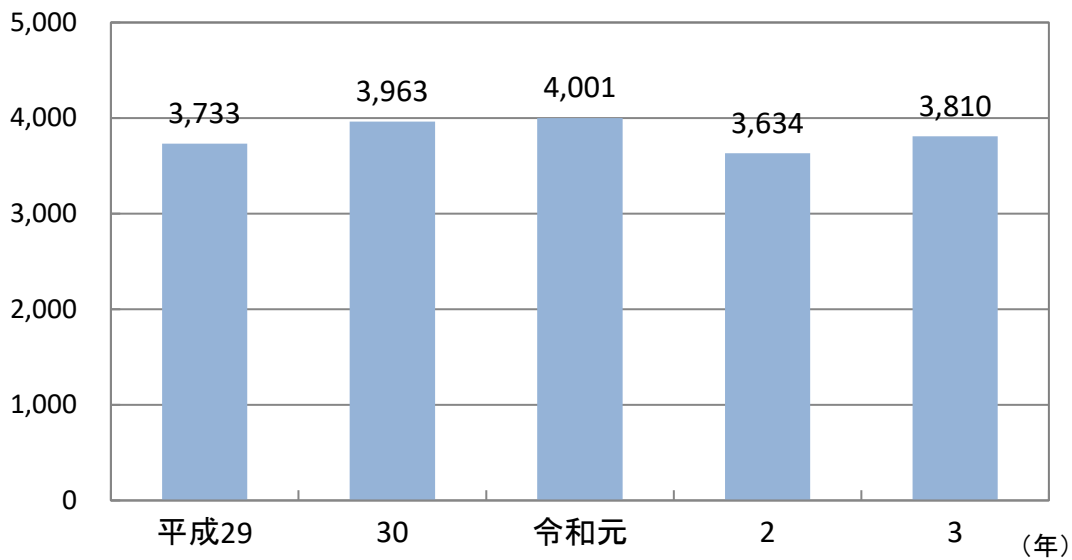
(件)



(資料)八幡市「消防年報」

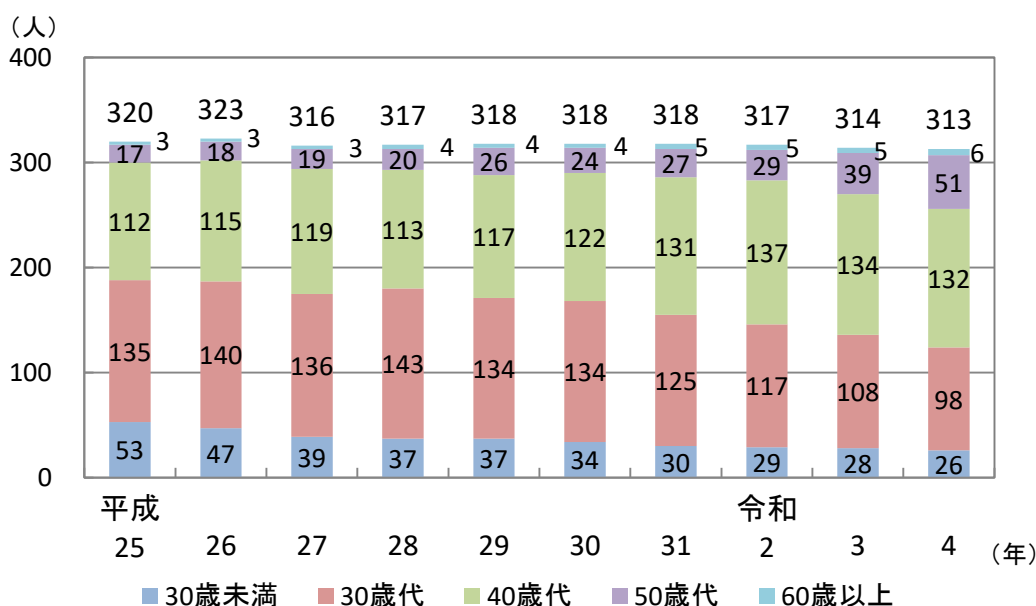
■救急出動件数

(件)



(資料)八幡市「消防年報」

■消防団員数（各年4月1日現在）



(資料)八幡市「消防年報」

【主な取組と方向性】

- 火災予防
 - 火災予防運動（秋春の年2回）や地域防災訓練等を通じ、市民の防火意識・住宅火災予防等の高揚を図ります。
 - 高齢者や災害弱者等に対する防火啓発の訪問指導を実施します。
 - 市内各事業所等の消防訓練指導を通じ、防火意識の高揚、防火管理体制の充実を図ります。
- 消防力の強化
 - 訓練や研修、各種資格取得を通じて消防職員を育成し、消防及び救急・救助への機動的な対応力の向上を図ります。
 - 消防車・救急車の計画的な更新と消防資機材の整備を図ります。
 - 大規模又は広域的な災害に対応するため、近隣市町に加え、他府県消防組織との広域的な連携強化を図り、緊急消防援助隊の登録隊数の増隊を進めます。
 - 訓練等を通じた消防団員の育成及び活動の充実を進めるとともに、水防事務組合との連携により水防活動の充実を図ります。
 - 多種多様化する災害や増加傾向にある救急事案への対応及び新名神高速道路の全線開通を見据え、消防分署の整備を推進します。

【施策の進捗をはかる指標】

指標名	計画当初値	現状値	目標値
	平成28年	令和3年	令和9年
火災発生件数	23件	10件	現状より低い数値



第3節 持続可能な暮らしの基盤づくり

【めざす姿】

人口減少社会の中にあっても、住みたい、住み続けたいと思える豊かで持続可能な暮らしの基盤が整っています。

【施策体系】

持続可能な暮らし の基盤づくり	①生活都市としての魅力の向上
	②公共施設の適正管理とインフラ施設の更新・耐震化・長寿命化

【施策の背景】

京都と大阪の間に位置する本市は、交通利便性の高い住宅都市として発展してきました。特に、昭和 40 年代後半には、日本住宅公団（現 独立行政法人都市再生機構）の男山団地開発等により人口が大きく増加し、それに伴う形で、インフラ施設の整備を進めてきました。これらの社会基盤は、整備から 50 年あまりが経過する中で、老朽化等の課題がみられるようになっていきます。また、高齢化への対応や防災・減災対策の観点から改修等が必要となっている公共施設・インフラ施設もあります。

本市では、人口減少の歯止めをかけるため、定住、転入促進に取り組んでいますが、長期的にみると、本市の人口は減少が進んでいくものと考えられます。また、少子高齢化や既存の住宅の老朽化、住宅ニーズの変化等に伴い、適切な管理が行われていない空き家がさらに増加していくものと考えられます。そのため、今後とも必要となる社会基盤を見極め、適切に維持・更新を行うとともに、生活都市としての魅力を向上させることで、豊かで持続可能な暮らしを整えていく必要があります。

①生活都市としての魅力の向上

【現状と課題】

本市は、男山団地の開発により、昭和 40 年代後半から全国でも屈指の人口急増を経るとともに、近年は欽明台・美濃山地区の住宅開発が進み、現在の生活都市を形成してきました。平成 5（1993）年には人口のピークを迎え、その後、年によって増減はあるものの、傾向としては緩やかな減少が続いています。令和 2（2020）年の住民基本台帳の移動状況においても、同様の状況が継続しており、都市機能を維持していくためには、社会減を抑制していかなければなりません。そのため、「生活都市」としての本市の魅力をこれまで以上に情報発信するとともに、新名神高速道路の全線開通のインパクトを活かし、都市的な土地利用を進め、市内に仕事の場や暮らしを楽しめる場を有するより多機能な力を有したまちへの転換を進めるなど、「量」だけではなく「質」を高めるまちづくりが重要となっています。

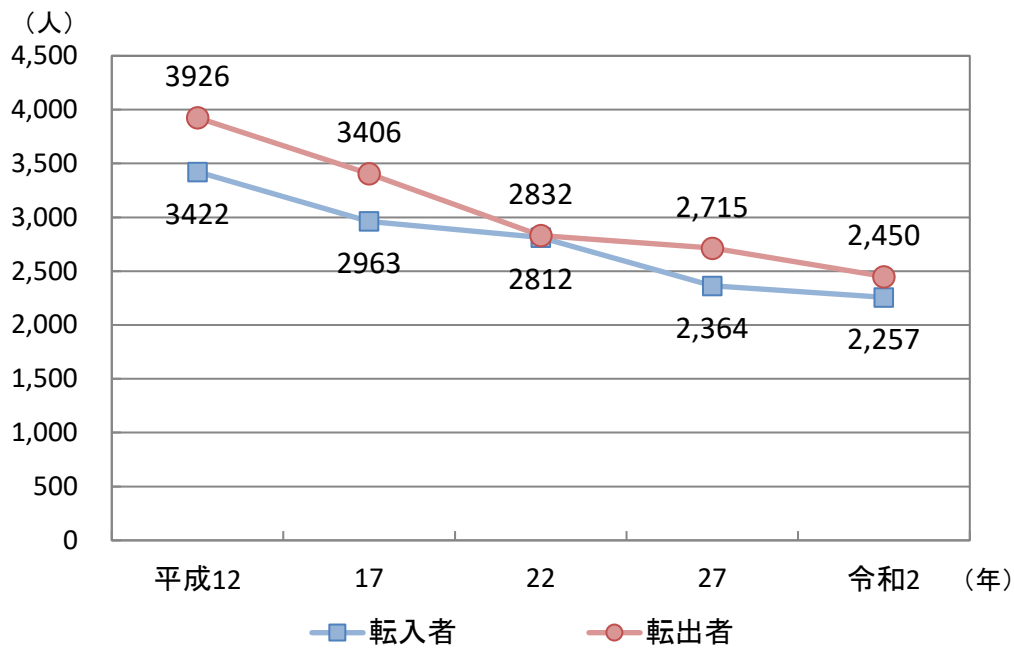
また、本市では、人口の約 3 分の 1 が居住する男山地域のまちづくりについて、再生基本計画及び男山地域まちづくり連携協定に基づき、「だんだんテラス」の開設・運営、市民の活動の場「男山やってみよう会議」の設置・サポート、地域子育て支援施設「おひさまテラス」の開設・運営、地域包括ケア複合施設の開設・地域連携に向けた支援等に取り組んでいます。今後も、地域再生の取組を継続していくとともに、老朽化した団地型分譲集合住宅の建替えを促進していくことが必要です。

さらに、適切に管理されていない空き家については、「八幡市空家等対策計画（令和 3 年）」に基づき所有者への適切な指導等や未活用ストックとしての利活用方策の検討を引き続き進めていく必要があります。

公営住宅については、「八幡市市営住宅長寿命化計画（令和元年）」および「市営住宅ストック総合活用計画（令和元年）」に基づき集約・長寿命化等の整備を行っています。今後も、引き続きストックの有効活用を図るとともに、居住者のニーズを踏まえ、市営住宅のあり方を検討していくことが必要となっています。

(関連情報・データ等)

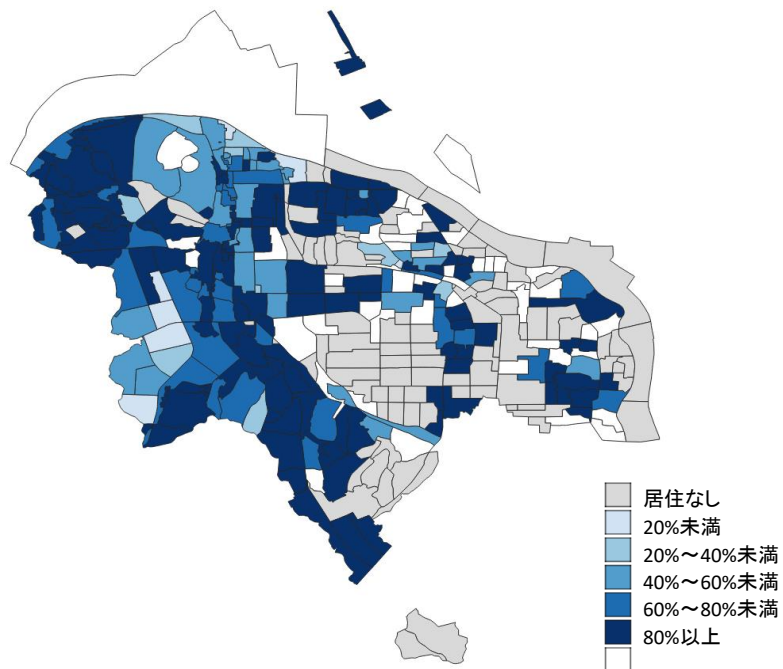
■転入・転出者の推移



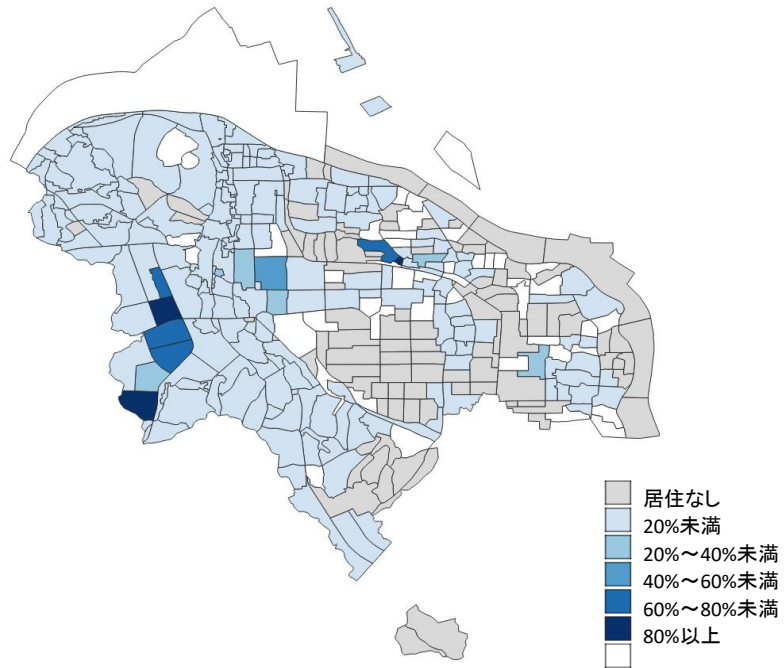
(資料)八幡市

■住宅の所有関係別世帯数の割合

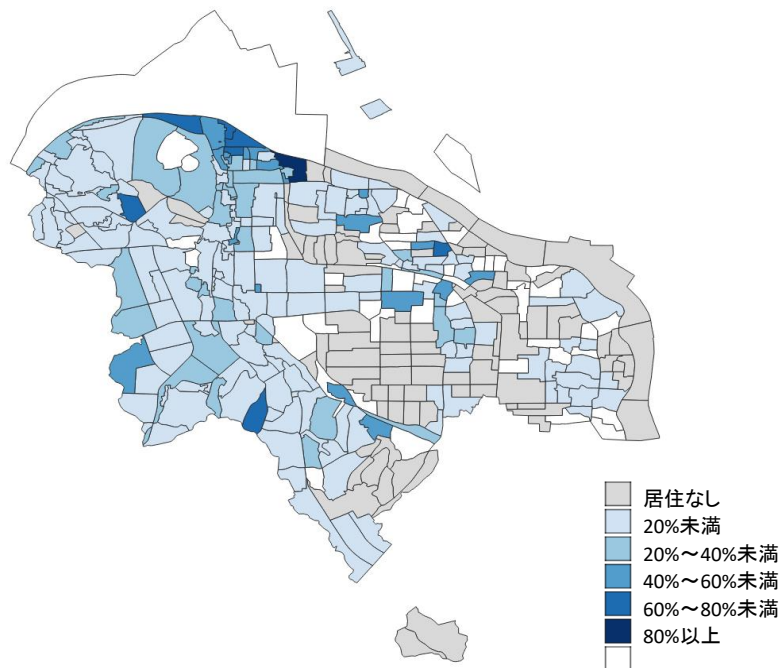
(持ち家)



(公団・公営等借家)

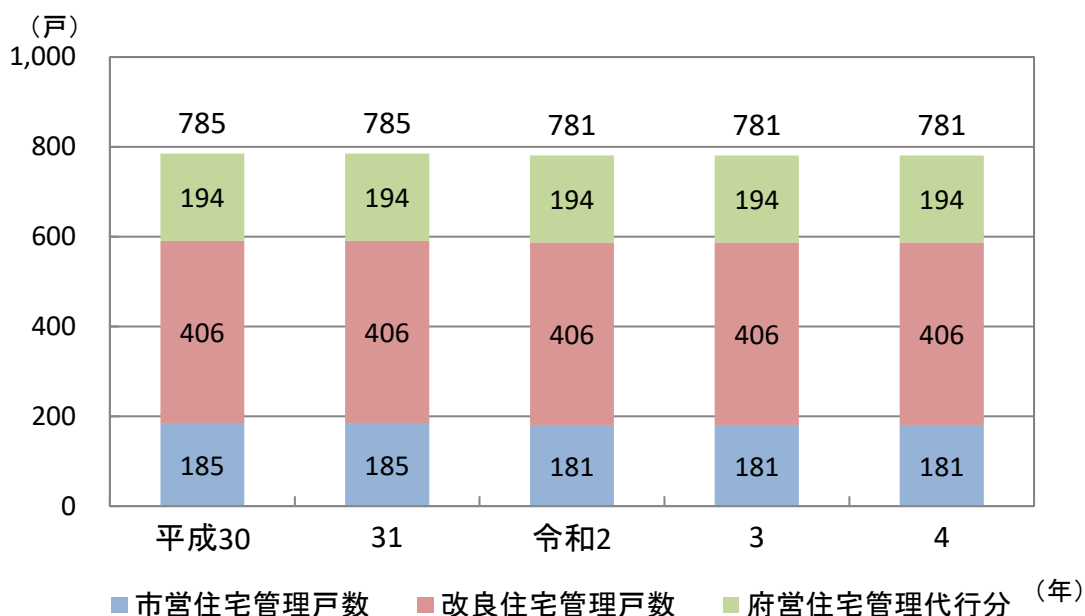


(民営借家)



(資料)総務省「国勢調査」

■公営住宅管理戸数（各年4月1日現在）



(資料)八幡市

【主な取組と方向性】

- 居住地としての八幡市の魅力発信
 - 住宅地の特徴や性質を踏まえたメリハリのある居住地の形成を図るとともに、若い世代に魅力的な住まいの供給を促進します。
 - 子育て環境や交通アクセス、豊かな自然・歴史文化など、「心豊かに暮らしを楽しむ」居住地としての魅力発信を進めます。
- 男山地域の再生
 - 京都府を立会人とする関西大学・独立行政法人都市再生機構西日本支社・八幡市による男山地域まちづくり連携協定に基づく各分野の取組を進めます。
 - 団地型分譲集合住宅の建替え支援を進めます。
- 空き家の発生抑制及び適正な管理と活用
 - 管理不全空き家の適正な管理について、適切な指導を図ります。
 - 官民協働による空き家の利活用を進めます。
 - 空き家問題に関する意識啓発や発生抑制に関する情報発信に努めます。
- 公営住宅の適正管理
 - 市営住宅ストック総合活用計画に基づき、建物ごとに改善事業等を実施します。また、必要なストック数や移転・集約について検討するとともに、幅広い年齢層のニーズに対応するため、安全性の確保、居住性の向上、バリアフリー化を図ります。
 - 安全で快適な住まいを長く確保するため、市営住宅等長寿命化計画に基づき、非木造市営住宅の長寿命化を図ります。

【施策の進捗をはかる指標】

指標名	計画当初値	現状値	目標値
	平成 28 年	令和 3 年	令和 9 年
居住誘導区域内の人口密度【再掲】	—	71 人/ha	72 人/ha
管理不全空き家数	—	137	現状より低い数値
市営住宅等耐震化棟数	67 棟	71 棟 (87.7%)	81 棟 (100%)
市営住宅等長寿命化改善棟数（外壁改修・屋上防水）	1 棟	4 棟	18 棟

②公共施設の適正管理とインフラ施設の更新・耐震化・長寿命化

【現状と課題】

昭和 40 年代後半以降の人口急増に対応するため整備を進めてきた公共施設・インフラ施設に、近年、老朽化等の課題がみられるようになっていきます。また、防災・減災の観点から耐震化を計画的に進めていますが、必要な耐震改修ができていない施設もみられます。今後、人口の減少が見込まれる中、改修経費が増嵩するとみられる公共施設については、市民ニーズを踏まえ、維持する公共施設の選択と集中を行うファシリティマネジメントが重要な課題となっています。

そのような中、市民サービスを持続的に提供していくため、「八幡市公共施設等総合管理計画（令和 4 年改訂）」や「八幡市個別施設計画」に基づき、公共施設等の適正な配置や計画的な保全・整備・長寿命化を進めていく必要があります。また、用途を廃止する公共施設の活用も進めていかなければなりません。

上水道・下水道は、ともに企業会計へと移行して事業運営を行い、窓口業務等の民間委託の実施による業務の効率化・徴収率の向上を図っています。しかし、給水人口の減少や節水機器の普及等により給水需要の減少が見込まれる中、今後は「八幡市水道ビジョン（令和 3 年）」、「八幡市下水道事業経営戦略（令和 3 年）」に基づき、財政の健全化やライフサイクルコストの低減といった課題に対応していく必要があります。

(関連情報・データ等)

■公共施設、インフラ施設の現状 (令和2年度)

分類	総数、総延長	総面積
公共施設	156施設	224,322.01㎡(延床面積)
インフラ施設		
道路	253,196m	1,640,935㎡
橋りょう	144本	9,045㎡
上水道管路	284,972m	—
下水道管路	281,481m	—
都市公園	92	417,853㎡
河川	2.8km	213.5ha(流域面積)

※都市公園は、淀川河川公園背割堤地区及び松花堂庭園を除く。

(資料)八幡市

■主な公共施設と分類別施設数

大分類	中分類	平成27年時点		令和3年現在			
		施設数	延べ床面積	施設数	構成比	延べ床面積	構成比
市民文化系施設		12 施設	15,644.49 ㎡	12 施設	7.7%	16,138.61 ㎡	7.2%
	集会施設	11 施設	5,444.84 ㎡	11 施設	7.1%	5,950.96 ㎡	2.7%
	文化施設	1 施設	10,199.65 ㎡	1 施設	0.6%	10,187.65 ㎡	4.5%
社会教育系施設		7 施設	11,606.99 ㎡	7 施設	4.5%	11,256.61 ㎡	5.0%
	図書館	2 施設	2,588.12 ㎡	2 施設	1.3%	1,817.00 ㎡	0.8%
	博物館等	5 施設	9,018.87 ㎡	5 施設	3.2%	9,439.61 ㎡	4.2%
スポーツ・レクリエーション系施設		4 施設	7,743.25 ㎡	4 施設	2.6%	8,108.82 ㎡	3.6%
	レクリエーション施設・観光施設	3 施設	2,911.24 ㎡	3 施設	1.9%	3,299.82 ㎡	1.5%
	スポーツ施設	1 施設	4,832.01 ㎡	1 施設	0.6%	4,809.00 ㎡	2.1%
学校教育系施設		15 施設	85,107.49 ㎡	15 施設	9.6%	84,214.91 ㎡	37.5%
	小学校	8 施設	51,444.58 ㎡	8 施設	5.1%	50,899.00 ㎡	22.7%
	中学校	4 施設	31,207.00 ㎡	4 施設	2.6%	30,599.00 ㎡	13.6%
	その他学校教育施設	3 施設	2,455.91 ㎡	3 施設	1.9%	2,716.91 ㎡	1.2%
子育て支援施設		29 施設	18,397.45 ㎡	28 施設	17.9%	18,600.28 ㎡	8.3%
	幼稚園、保育園、認定こども園	12 施設	13,218.08 ㎡	12 施設	7.7%	13,513.00 ㎡	6.0%
	児童施設	17 施設	5,179.37 ㎡	16 施設	10.3%	5,087.28 ㎡	2.3%
保健・福祉施設		13 施設	8,835.51 ㎡	11 施設	7.1%	8,760.77 ㎡	3.9%
	高齢福祉施設	5 施設	2,327.60 ㎡	4 施設	2.6%	2,280.00 ㎡	1.0%
	障がい福祉施設	2 施設	857.74 ㎡	2 施設	1.3%	857.00 ㎡	0.4%
	児童福祉施設	1 施設	624.60 ㎡	1 施設	0.6%	689.77 ㎡	0.3%
	その他保健・福祉施設	5 施設	5,025.57 ㎡	4 施設	2.6%	4,934.00 ㎡	2.2%
行政系施設		28 施設	17,002.49 ㎡	28 施設	17.9%	17,496.98 ㎡	7.8%
	庁舎等	3 施設	13,288.16 ㎡	4 施設	2.6%	13,781.67 ㎡	6.1%
	消防施設	21 施設	3,479.72 ㎡	20 施設	12.8%	3,480.70 ㎡	1.6%
	その他行政系施設	4 施設	234.61 ㎡	4 施設	2.6%	234.61 ㎡	0.1%
公営住宅		17 施設	41,348.48 ㎡	16 施設	10.3%	41,778.02 ㎡	18.6%
	公営住宅	17 施設	41,348.48 ㎡	16 施設	10.3%	41,778.02 ㎡	18.6%
医療施設		2 施設	200.84 ㎡	1 施設	0.6%	135.67 ㎡	0.1%
	医療施設	2 施設	200.84 ㎡	1 施設	0.6%	135.67 ㎡	0.1%
その他		36 施設	18,079.36 ㎡	34 施設	21.8%	17,831.34 ㎡	7.9%
	その他	36 施設	18,079.36 ㎡	34 施設	21.8%	17,831.34 ㎡	7.9%
合計		163 施設	223,966.35 ㎡	156 施設	100.0%	224,322.01 ㎡	100.0%

(資料)八幡市

■上下水道事業の経常収支比率 (令和3年度)

水道事業	102.74
下水道事業	102.48

※経常収益の経常費用に対する割合を示す指標であり、100%以上であることが望ましい。

(資料)八幡市

【主な取組と方向性】

- **公共施設の適正管理**
 - 「八幡市公共施設等総合管理計画」及び「八幡市個別施設計画」に基づき、施設分類別の適正な配置及び計画的な保全を推進するとともに、旧小学校施設の今後のあり方について具体的な検討を行います。
 - 各施設の利用状況や必要性を考慮した優先順位付けを行うとともに、「八幡市建築物耐震改修促進計画」の目標を踏まえ、早期の効率的かつ効果的な耐震化を図ります。
 - 公共施設等の整備・運営に民間の資金や創意工夫を活用することにより、効果的かつ効率的で良好な公共サービスを実現するため、官民連携手法の導入を検討します。
- **快適な道路環境の整備**
 - 幹線道路について、路面性状調査の実施及び舗装補修計画に基づく適切な維持補修を図ります。
 - 生活道路について、利用者の安全性と快適性を高めるため、改良や狭小道路の整備に努めます。
 - 橋りょうについて、5年に1度の点検を行い、「八幡市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づく適切な維持管理を進めます。
- **上下水道事業の健全な運営**
 - 健全な事業経営を行うため、水道料金及び下水道使用料の徴収率向上に努めます。
 - 水道水の安定供給のため、上水道施設・管路のさらなる耐震化を図ります。
 - 下水道施設の維持管理の充実を図るため、老朽化する施設の効率的な耐震化及び長寿命化を推進します。
 - 「八幡市水道ビジョン（令和3年）」、「八幡市下水道事業経営戦略（令和3年）」に基づき、将来を見据え、水道事業及び下水道事業の持続可能な運営に取り組みます。

【施策の進捗をはかる指標】

指標名	計画当初値	現状値	目標値
	平成28年	令和3年	令和9年
公共施設の耐震化率	80.2%	84.5%	100%
上水道管路全体の耐震適合率	22.8%	27.0%	34.0%
基幹管路の耐震適合率	—	32.7%	40.0%
重要給水施設配水管路の耐震適合率	—	38.8%	45.0%
配水池の耐震化率	96.8%	98.6%	100%
下水道施設の耐震化率	30.0%	33.8%	39.5%
徴収率（水道料金）	92.5%	94.8%	95.2%
徴収率（下水道使用料）	92.8%	95.0%	95.5%

第4節 戦略的な行財政経営



【めざす姿】

健全で持続可能な財政運営の下、これからの時代にふさわしい市役所の体制が整い、効果的・効率的な行政サービスが提供されています。

【施策体系】

戦略的な行財政経営	①健全で持続可能な財政運営
	②意欲と能力にあふれた組織と職員づくり
	③新たな需要に応える効果的で効率的な行政サービスの提供

【施策の背景】

少子高齢化・人口減少社会の到来等に伴い、今後も厳しい財政状況が続くことが見込まれている中、地方創生の推進により、これまで以上に、創意工夫を凝らして個性ある地域づくりを進めていくことが求められています。また、SDGs の観点からも、あらゆる側面で持続可能な行財政経営が求められています。

そこで、健全で持続可能な財政運営の下、複雑かつ多様な課題に対応できる機動的で弾力的な組織の運用と人材マネジメントを図り、新たな行政課題に応える効果的・効率的な行政サービスを提供していく必要があります。

複雑かつ多様化する諸課題に対し、市民の声を把握し、内外の環境変化を様々な観点から分析した上で、選択と集中により、歳入歳出のバランスを維持しながら、市民等との協働、多様な担い手によるサービスの提供、部門間連携等を行うなど複眼的な視点をもった戦略的な経営を行うことが求められています。

①健全で持続可能な財政運営

【現状と課題】

本市では、数次にわたる行財政改革を推進してきましたが、歳入面においては、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少等により、個人市民税収入の増収が今後も期待できない状況にあり、法人税収入が少ない本市においては、今後の財政運営を大きく左右するものとなっています。

一方、歳出面においては、社会保障関係経費等の義務的経費の増加が見込まれ、さらに子育て支援施策や各公共施設の耐震化・老朽化対策をはじめとする防災・減災対策を行っていく必要があることから、歳入歳出のバランスを維持していくことがこれまでも増して困難になっています。

健全で持続可能な財政運営をめざし、歳入確保のため、税収納率の向上や未収金対策の強化、土地利用の見直しによる税源涵養策^{かんよう}の展開等に取り組むこと、歳出抑制のために、公共施設の管理の適正化によるトータルコストの削減、多様な担い手による行政サービスの改革、事務事業の見直し等に取り組んでいくことが必要です。

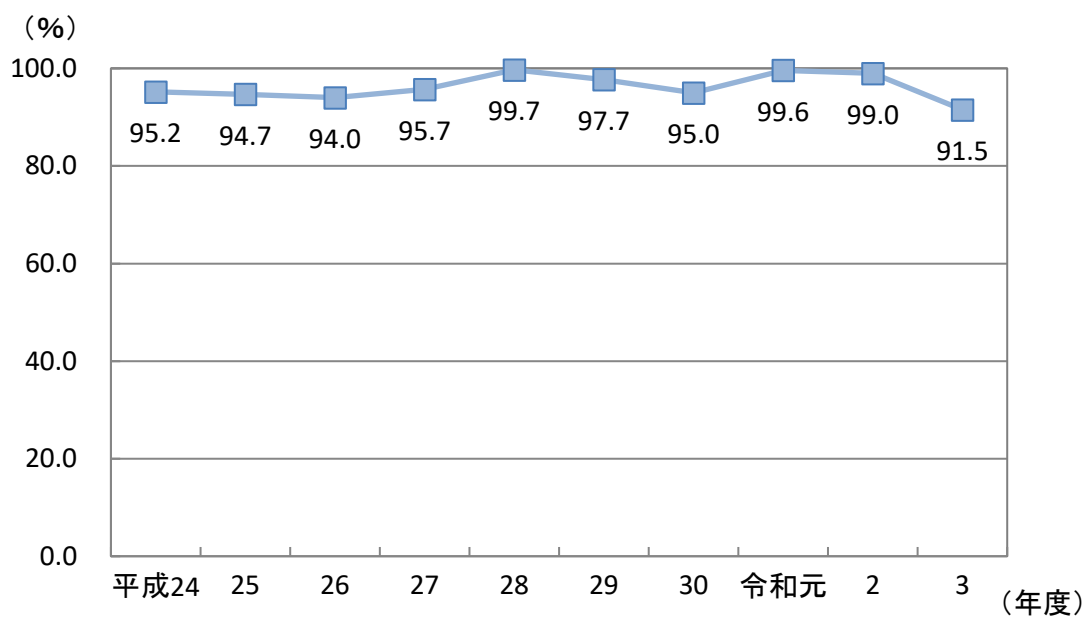
(関連情報・データ等)

■行財政改革効果額の推移

	年度	取組件数 (件)	効果額 (百万円)
第5次行財政改革	平成23年度	64	163.7
	平成24年度	51	108.1
	平成25年度	46	286.5
	小計	161	558.3
単年度取組	平成26年度	90	34.1
	小計	90	34.1
第6次行財政改革	平成27年度	48	400.2
	平成28年度	48	358.0
	平成29年度	40	401.8
	小計	136	1160.0
単年度取組	平成30年度	96	590.0
	小計	96	590.0
第7次行財政改革	令和元年度	63	318.5
	令和2年度	57	285.6
	令和3年度	60	961.2
	小計	180	1565.3
単年度取組	令和4年度 (目標値)	61	84.6
	小計	61	84.6
	合計	724	3992.3

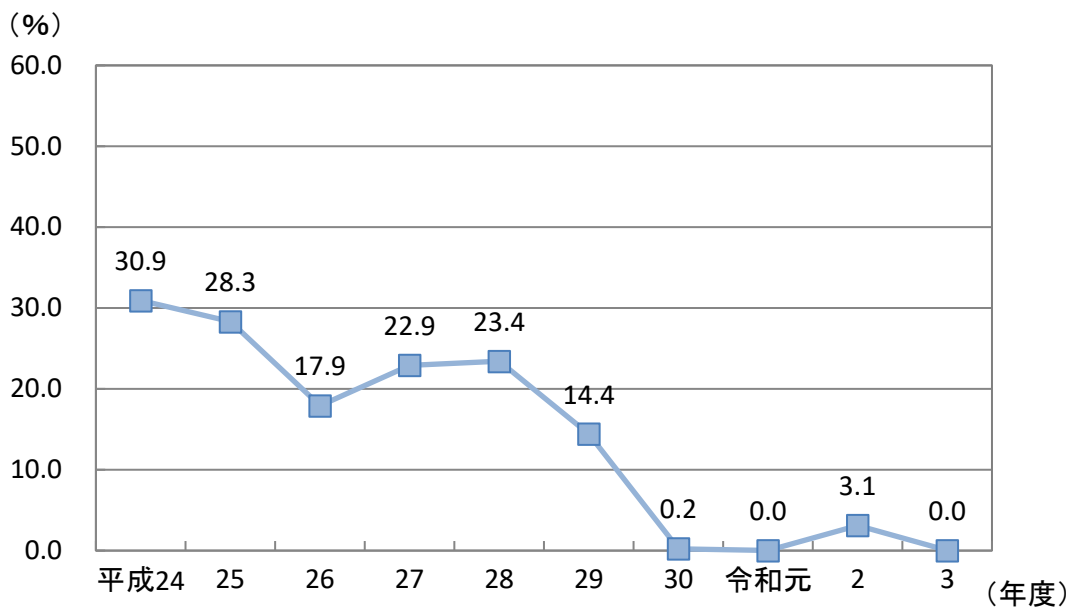
(資料)八幡市

■ 経常収支比率



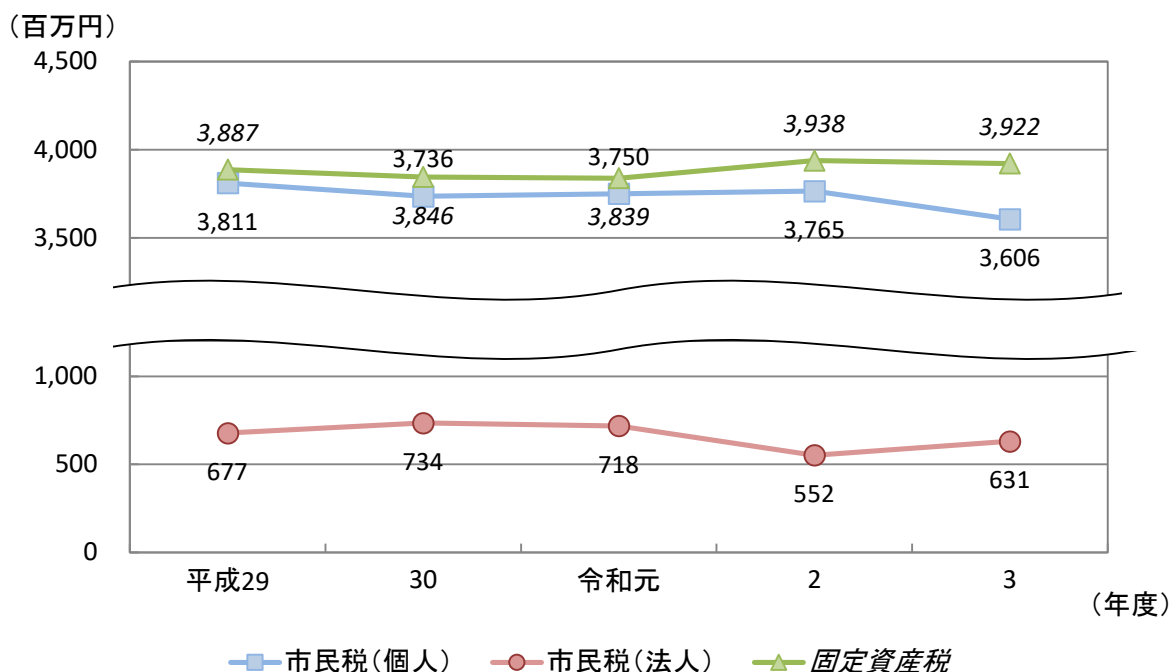
(資料)八幡市

■ 将来負担比率



(資料)八幡市

■市税（個人・法人・固定資産）の推移



(資料)八幡市

【主な取組と方向性】

- 計画的な行財政改革の推進
 - 持続可能な財政運営を行うため、中期財政見通しを踏まえた行財政改革を推進します。
 - 新地方公会計制度に基づき、財政状況の公表を推進します。
- 歳入の確保
 - 市税・保険料等の公平・公正な確保を図るとともに、「八幡市債権管理条例」に基づく私債権の収納率向上を図ります。
 - 新名神高速道路の整備など企業立地の機運の高まりを踏まえた土地利用の見直しを行い、税源涵養策^{かんよう}の展開を図ります。
 - 行財政改革の計画を踏まえた使用料・手数料水準の見直しに努めます。
 - 税外収入の確保を図るため、公有財産の利活用に取り組みます。
 - ふるさと納税制度の活用をはじめ、多様な収入源の確保に取り組みます。
- 歳出の抑制
 - 公共施設の維持管理経費等の抑制を図るため、固定資産台帳に基づく公共施設等のマネジメントを推進します。
 - 限られた体制の中で、多様化する市民のニーズに対応していくため、民間事業者が業とする事業を中心に多様な担い手による行政サービスの提供を検討します。
 - 行財政改革の計画を踏まえた第3セクターの運営改善を検討します。
 - 限られた財源を効果的に活用するため、効果的なスクラップアンドビルドの仕組みづくりを検討します。

【施策の進捗をはかる指標】

指標名	計画当初値	現状値	目標値
	平成 28 年	令和 3 年	令和 9 年
行財政改革による効果額（平成 28 年比累計効果額）	317 百万円	2,634 百万円	3,934 百万円
経常収支比率	99.7%	91.5%	94.8%
将来負担比率	23.4%	0.0%	25.9%
収支改善	—	—	13 億円

②意欲と能力にあふれた組織と職員づくり

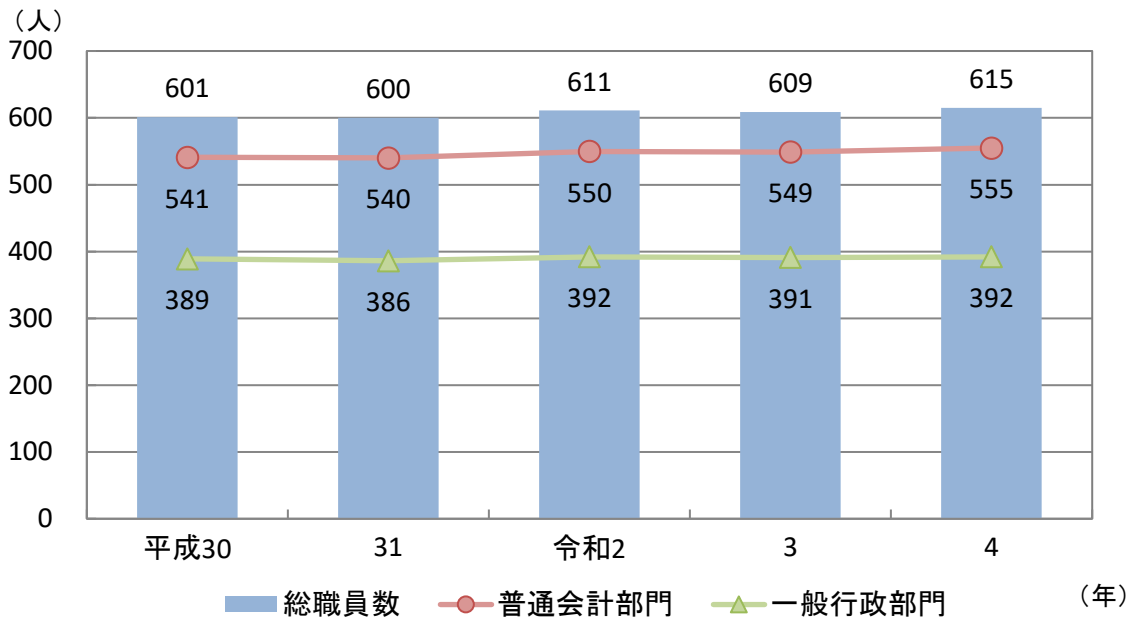
【現状と課題】

簡素で効率的な行政体制を整備するため、定員純減の数値目標を掲げた 5 カ年の集中改革プラン(平成 17 年度～平成 21 年度)に取り組んだ結果、平成 22(2010)年には、国の要請目標(5.7%)を上回る 8.7%の定員の純減を達成しました。その後、団塊の世代の職員の大量退職に伴い、新たな職員の採用が進み、若い職員の構成割合が増えてきています。

新たな行政需要への対応にあたっては、組織横断的な取組や様々な外部組織との連携・調整が必要となることが考えられます。そのため、多様な人材を確保しながら、難しい課題に対しても前向きに取り組もうとする職員を育むとともに、複雑かつ多様な諸課題に機動的に対応するための人材マネジメントの強化と組織の弾力的な運用に取り組むことが必要です。

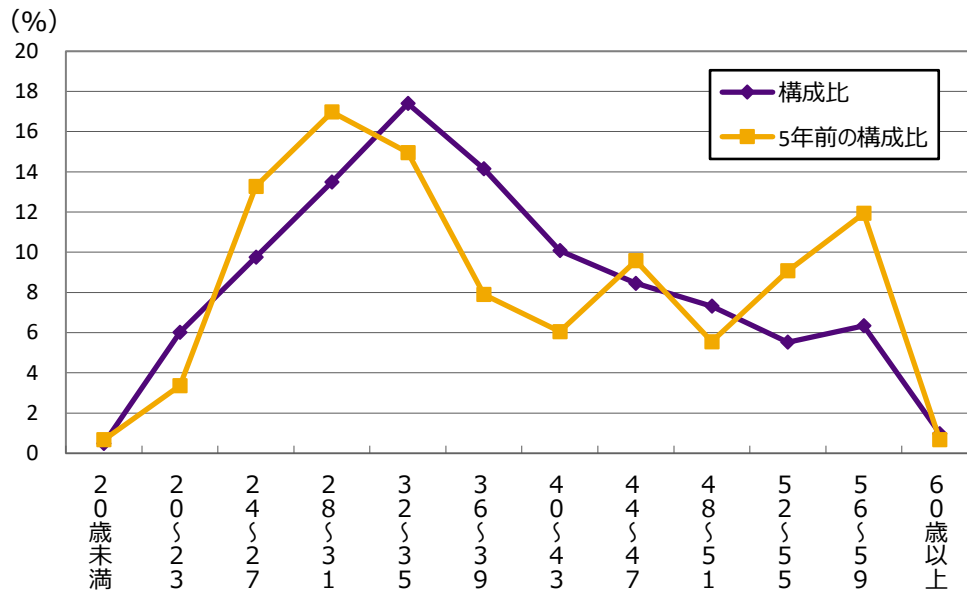
(関連情報・データ等)

■職員数の推移（各年4月1日現在）



(資料)八幡市

■年齢別職員構成の状況（令和4年4月1日現在）



区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	計
職員数	3	37	60	83	107	87	62	52	45	34	39	6	615

(資料)八幡市

【主な取組と方向性】

- 人材マネジメントの強化
 - ▶ 必要となる職員の確保と効果的・効率的な人員配置の推進を図ります。
 - ▶ 職員の基礎能力及び政策立案能力、業務改善能力等の向上のため、充実した職員研修に取り組みます。
 - ▶ 職員の意欲を高める働き方改革を推進するため、時間外勤務の削減に取り組むとともに、若手職員の積極的な登用・評価制度の効果的な活用を図ります。
- 組織の弾力的な運用
 - ▶ 複雑かつ多様化した諸課題に的確かつ機動的に対応するため、複数の部署による連携組織の設置等、組織横断的な取組を推進します。
 - ▶ 組織全体の最適化を図るため、横断的な応援体制の構築を図ります。
- 公共を担う職員としての意識の向上
 - ▶ 社会の一員としてのマナーの保持に加え、環境への配慮や個人情報保護・情報セキュリティの徹底、障がい者への合理的な配慮など、行政職員としての自覚を持った職務の遂行に努めます。
 - ▶ 市民協働を推進するにあたり、職員も地域の一員として貢献するため、職員の地域活動への参加を促進します。

【施策の進捗をはかる指標】

指標名	計画当初値	現状値	目標値
	平成28年	令和3年	令和9年
時間外勤務が年間300時間を超える職員数	—	76人	50人以下
地域活動参加職員の割合	71.2%	38.0%	85.0%

③新たな需要に応える効果的で効率的な行政サービスの提供

【現状と課題】

本市では、これまで、「総合計画」及びその「実施計画」に基づき、各分野の個別計画と整合を図りながら計画的な行政を推進してきました。また、「第2期八幡市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年）」に基づき、より「多機能な力を有した」まちへの転換を進めるなど、「量」だけでなく「質」を高める取組を進めているところです。

新たな需要に応え、より効果的で効率的な行政サービスの提供を図るためには、限られた資源（職員、財源等）の下、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）の中で、選択と集中が必要となります。特に、実行段階における情報発信と、計画・評価・改善の段階における市民の声や環境変化の様々な観点からの分析が不可欠となります。

これまで、広報活動としては、「広報やわた」の作成・配布や転入者への「やわたガイド」などの配布に加え、八幡市公式ホームページや SNS の活用等により、市内外への情報発信を行ってきました。広聴活動としては、「やわたご意見たまたま箱」による市民の意見・要望の把握や市の各種計画・施策形成過程における審議会等委員への市民公募委員選任、パブリックコメント募集、アンケート調査などにより、市民の声の把握に努めてきました。

今後、市がどのようなまちづくりを進めるのか、市民がどのような行政サービスを受けることができるのか、わかりやすく伝達・説明していくことが必要であり、その中から新たな需要を見出だしていくことも大切です。また、市民の市への信頼を高めしていくため、情報公開や市民と行政との双方向のコミュニケーションとともに、個人情報保護やセキュリティの対策が必要となります。

アフターコロナを見据えながら、限りある行政資源を効果的に活用していくため、自治体 DX（行政のデジタル化）を推進するとともに、民間活力の活用を進めていく必要があります。

（関連情報・データ等）

■ 市政情報の発信状況

発信媒体	概要
広報やわた	市政情報やイベント情報、まちの話題などを掲載し、毎月1回発行。
やわたガイド	くらしの手続き情報、ごみの分け方・出し方、市内マップなどを掲載。
ホームページ	市政情報などを随時発信。
Instagram(インスタグラム)	市の観光スポットやイベント、四季折々の風景など、写真を通して市の魅力を随時発信。
Twitter(ツイッター)	市政情報やイベント情報、災害などの緊急情報のほか、八幡市の魅力を随時発信。
LINE(ライン)	市政情報やイベント情報、災害情報など、随時発信。
YouTube(ユーチューブ)	市の魅力や取組などを随時発信。

(資料) 八幡市

【主な取組と方向性】

- 持続可能な行政経営を支えるPDCAサイクルの実施
 - 第5次八幡市総合計画及び各個別計画の進捗確認を行い、評価及び効果を検証し、その結果を公表します。
 - 第5次八幡市総合計画及び各個別計画の改訂並びに新規施策の構築においては、市民参画組織の設置、パブリックコメントの募集、市民アンケート調査及び統計データによる分析等により、市民の声や環境の変化を効果的に反映させながら、新たな行政需要に対応できるよう取り組みます。
- 効果的・効率的な行政サービスの提供
 - 複雑かつ多様な行政課題に対応するため、八幡市の特性や強み等の資源を最大限に活用しながら、近隣自治体、民間組織等の多様な担い手と連携して取り組みます。
 - 行政コストの削減を図るため、ICTの活用等による業務の効率化に取り組みます。
 - 社会保障・税番号制度については、法に基づき適切な運用を図る中で、マイナンバーカードの活用など市民サービスの向上につながる取組の検討に向け、制度の動向を注視します。

- 市役所新庁舎の建設を契機に、市民にとってさらにわかりやすく利用しやすい窓口のあり方等を検討します。
- 市民サービスの向上を図るため、ICT 機器の活用等による窓口でのわかりやすい説明に努めます。
- アフターコロナを見据え、窓口業務のさらなる効率化を推進します。
- **市の魅力と情報発信の充実**
 - 時代に即した、わかりやすい市政情報等の発信に向け、ホームページを主軸に、LINE や動画配信などの SNS を活用するなど、目的に応じた情報提供方法の活用を推進します。
 - 公正で公平な透明性の高い市政を進めるため、情報公開制度の適切な運用を推進します。
- **個人情報保護と情報セキュリティ**
 - 個人の権利と利益を保護し、本市に対する市民の理解と信頼を深めるため、組織的な個人情報保護を推進します。
 - 情報セキュリティに関する職員への研修や啓発、訓練等を実施し、適切な運用を図ります。

【施策の進捗をはかる指標】

指標名	計画当初値	現状値	目標値
	平成 28 年	令和 3 年	令和 9 年
八幡市の行政の取組への満足度	71.4%	74.2% (R4)	80.0%
マイナンバーカード取得率	—	45.63% (R4.10)	100%
ホームページアクセス件数	494,975 件	2,068,662 件	950,000 件
LINE 公式アカウントの友だち登録者数	—	2,908 人	7,000 人
審議会等委員の市民公募委員の割合	7.2%	11.2%	20.0%